平成２３年１２月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（１２月７日）

○議事日程……

○本日の会議に付した事件……

○出席議員……

○欠席議員……

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……

○職務のため出席した者の職氏名……

○開会宣告……

○議事日程説明……

○会議録署名議員の指名……

○会期の決定……

○諸般の報告……

○行政報告……

○一般質問……

渡　邉　嘉　郎　君……

宮　田　和　彦　君……

加　畑　　毅　君……

稲　葉　勝　男　君……

吉　川　映　治　君……

○散会の宣告……

○署名議員……

平成２３年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２３年１２月７日（水）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加　畑　　毅　君	２番	宮　田　和　彦　君
３番	吉　川　映　治　君	４番	谷　　正　君
５番	長　田　美喜彦　君	６番	稲　葉　勝　男　君
７番	清　水　清　一　君	８番	梅　本　和　熙　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	副　町　長	渥　美　幸　博　君
教　育　長	渡　邉　　浩　君	総務課長	松　本　恒　明　君
企画調整課長	谷　　半　時　君	建設課長	藤　原　富　雄　君
産業観光課長	山　田　昌　平　君	町民課長	山　本　信　三　君

健康福祉課長	大年清一君	教育委員会事務局長	大野　寛君
上下水道課長	飯泉孝雄君	会計管理者	奥村　豊君
総務係長	大野孝行君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成23年12月南伊豆町議会定例会を開会します。

これより本会議第１日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

５番議員　　長　田　美喜彦　君

６番議員　　稲　葉　勝　男　君

◎会期の決定

○議長（梅本和熙君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月９日までの３日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。よって、会期は本日から12月９日までの３日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（梅本和熙君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

平成23年９月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（梅本和熙君）　町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　おはようございます。

本日より12月定例会、よろしくお願いを申し上げます。

平成23年南伊豆町議会12月定例会開会に当たり、次の６項目について行政報告いたします。

１、経済対策について。

長引く景気低迷に加え、３月11日に発生しました東日本大震災は、津波の風評被害、原発事故、計画停電などにより、当町の経済にも大きな影響をもたらしております。

このような状況の中、景気の低迷を打開し、浮揚を図るため、観光協会が行う貸し切り団体列車伊勢海老号の運行や、商工会が行う南伊豆町プレミアム商品券の発行に対して支援し、町内経済の活性化を図っております。

（１）伊勢海老号の運行支援。

観光協会が、町内ホテル、旅館、観光施設等の活性化を図るため、10月22日、23日の両日、ＪＲ東日本等と連携し、貸し切り団体列車伊勢海老号の運行を行ったところですが、町では同事業における運行経費等の一部を助成し、支援を行っております。

当事業の運行主体は、ＪＲ東日本、伊豆急行株式会社、株式会社南伊豆東海バスで、伊豆急下田駅からバスを仕立て、町内のホテル、旅館へ宿泊し、波勝崎苑、天神原植物園、一條たけのこ村、下賀茂熱帯植物園、石廊崎及びフェスタ南伊豆会場等をめぐるもので、募集人員は当初280人の計画でしたが、大変好評で満席となる300人もの観光客に南伊豆町を訪れていただきました。

運行の初日には、町や町内ホテル、旅館の関係者等で伊東駅から団体列車に乗り込み、乗客一人一人に銘菓やパンフレット等の配付を行うとともに、下田駅では伊勢海老音頭を披露するなど、歓迎セレモニーを実施いたしました。

当事業の実施による効果は、町内ホテル、旅館、観光施設及び飲食店等への直接的な経済波及効果はもちろん、新聞、テレビなどのマスメディアで取り上げられたことや、ＪＲ東日本全支社での募集による告知、宣伝などにより南伊豆町の情報発信ができ、また、今後の誘客にも大いに効果があったものと考えております。

（２）プレミアム商品券の発行支援。

商工会が町民の購買意欲を刺激し商業の活性化を図るため、11月１日から町内参画事業所約150店舗で利用できる15％の割引つき商品券5,000万円分を販売したところですが、町では、当事業におけるプレミアム商品券の発行経費等の一部を助成し、支援を行っております。商品券は既に完売しておりますが、来年３月10日までの約４カ月にわたる事業ですので、年末商戦の刺激、また新年度の準備が始まる２月、３月の消費刺激など、地域経済の浮揚につながるものと大いに期待しております。

２、観光客等入り込み状況及びイベントの開催状況について。

（１）観光客と入り込み状況。

本年度４月から10月までの観光客の入り込み状況がまとまりましたので、報告いたします。

分野別では、東日本大震災の影響による宿泊施設の利用率が、対前年度78.40％。観光施設が対前年度79.77％、銀の湯会館、みなと湯の町営温泉施設が対前年度87.18％となっております。

次に、観光施設等の入り込み状況ですが、宿泊施設、民宿宿泊客が前年比で69.44％、以下ごらんのとおりであります。合計で対前年度80.72％となっております。

次に、（２）第２回南伊豆・弓ヶ浜アクアスロン大会。

10月２日、弓ヶ浜海水浴場において第２回南伊豆・弓ヶ浜アクアスロン大会が開催されました。当日は関東圏を中心に、宮城、山形、石川県など日本各地から集まった183人の選手

が海上1.5キロメートルコースを泳ぎ、続いて砂浜の白と松林の緑のコントラスト豊かな海岸通りを３周する陸上4.5キロメートルコースを駆け抜けました。第１回大会の参加者が160人であったことを考えますと、昨年度スタートしたばかりの事業ではありますが、参加者数は着実に伸びております。

また、昨年度から、ＯＷＳ、オープン・ウオーター・スイムレース事業という新しい試みに取り組み、これまでに５回のＯＷＳ関係レースが開催されてきましたが、来年度以降も海の行楽シーズンが年の半分を確保できるよう、継続開催に向けて努めてまいります。

（３）第８回フェスタ南伊豆町。

10月23日に南伊豆町中央公民館を会場に、第８回フェスタ南伊豆が開催されました。当日は雨天の影響により、会場がふるさと公園から変更となり、スポーツフェスタが中止となりましたが、約1,700人もの来場者でにぎわいました。この多彩なイベントは、産業団体連絡協議会、社会福祉協議会、南伊豆町等で構成するフェスタ南伊豆実行委員会の主催で、産業まつり、ふれあい広場、健康まつり等が一堂に会し、地場産品種に対する理解と認識を高め、生産者の生産意欲の向上を図るとともに、触れ合いの場や健康づくり等に寄与し、町の活性化を図ることを目的として、毎年開催されているものです。

開会式では、南伊豆町表彰条例に基づく功労表彰者１名の表彰、社会福祉協議会善行者２名に対する感謝状の贈呈もあわせて行われました。当日は、町内の産業団体など22団体による15のブースが並び、姉妹都市の長野県塩尻市による高原野菜や果物等の販売、産業団体による地場産品等の販売、健康相談、福祉施設の紹介、起震車による地震体験など、幅広い交流活動が行われました。

また、今回は伊勢海老号により前日から本町を訪れていた観光客約150人が来場され、観光協会のイセエビのみそ汁サービスに舌鼓を打ち、珍しい地場産品等に興味を示すなど、各ブースをめぐりながら、本町ならではのイベントを満喫していただきました。

フェスタ南伊豆は、関係する産業団体や各種団体の努力により、地域活性化の大きな原動力になっており、今後も秋の一大イベントとして、町内外の方々に定着し、町の活性化につながっていくことを期待しております。

（４）首都圏への情報発信。

10月31日、東京都内において、ＪＲ東日本、伊豆急行株式会社、ＪＲびゅうトラベル、ＪＴＢ等旅行代理店、伊豆、湯河原各地域観光協会等の旅行業関係者約100人が一堂に会して開催されたＪＲ東日本温泉いっぱい花いっぱいセミナーに、町内ホテル、旅館の関係者とと

もに参加してまいりました。当日は、これからシーズンとなる、みなみの桜と菜の花まつりを中心に、旅行業エージェントに対し、現在実施している事業にとどまらず、青野川河口付近両岸に広がるソメイヨシノの桜並木の活用など、今後の旅行商品開発に係る提案等を行いました。

また、12月３日から４日にかけて東京都内の東京国際フォーラムで開催されました、町イチ・村イチ・2011にも参加し、全国に向けて当町の魅力を発信してまいりました。これは、全国町村会が町村から日本を元気にすることを目的に企画、主催したイベントで、100を超える町村が集結し、それぞれの地域の魅力を持ち寄りました。当町は地域特産品に主眼を置いて、イセエビのみそ汁やアロエ加工製品の販売を行いながら、宣伝チラシを配布するなど特産品の周知に努めてまいりました。また、当町を首都圏の多くの方々に知っていただくため、個別に都内旅行代理店を回り、当町のセールスを行ってまいりました。今後とも積極的に町の情報発信を行い、誘客に努めてまいります。

（５）南伊豆町夜桜ナイトランの開催。

みなみの桜と菜の花まつりの期間中の来年２月18日に、新たなイベントとして、社団法人日本国際オープン・ウオーター・スイミング協会主催で、全国でも類を見ない夜桜見物マラソンとなります南伊豆夜桜ナイトランが開催されます。銀の湯会館をスタート・ゴールに、青野川両岸のライトアップされた桜の中を周回するレースで、町内外から約500人の参加を見込んでおり、新たな集客力を持った事業として、ＯＷＳ事業と同様、当町の目玉の事業となっていくよう大いに期待しております。

３、消防防災対策について。

（１）消防団協力事業所表示制度の導入。

消防団活動につきましては、大規模災害への迅速な対応ができますよう、津波避難訓練、総合防災訓練、地域防災訓練への参加はもとより、団長の指揮のもとに各種訓練を実施しております。

また、９月11日に、静岡県消防学校において、規律厳正な団体行動と消防活動の充実に寄与することを目的として開催された静岡県消防操法大会小型ポンプ操法の部に出場し、日ごろの訓練成果を披露したところであります。

３月11日の東日本大震災を受け、今後の防災対策に消防団の果たす役割はますます重要視されますが、団員確保が大きな課題となっており、対策として本町では、平成24年１月から消防団協力事業所表示制度を導入します。この制度により、協力事業所として認定された事

業所につきましては、事業所の名称、協力内容等を町の広報紙等に掲載するとともに、消防団員の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の適用などを受けることができるよう支援を行ってまいります。今後も南伊豆町消防団及び静岡県消防協会等と連携を図り、消防団員確保に努めてまいります。

（２）防災ラジオの配布。

６月定例会で議決をいただきました一般会計補正予算（第１号）に計上いたしました防災ラジオの購入配布事業ですが、704台の申し込みがあり、11月８日から16日間の期間で各地区を巡回し、配布いたしました。この結果、前回の1,500台と合わせて約2,200台の配布となりましたが、今後も新たな購入希望者や転入者等への販売を継続することにより、災害情報等の伝達の円滑化を推進してまいりたいと考えております。

（３）津波想定地域の現地調査。

津波浸水地域については、静岡県の第３次被害想定により定められておりますが、本町では海抜表示地図の全戸配布に加え、町内全地区の避難地、公民館等の主要箇所の標高調査及び看板設置の準備を進めております。また、10月及び11月には、賀茂危機管理局や島田海上保安部等の関係機関と合同で、町内沿岸部及び海上から現地調査を実施するなど、現況把握に努めております。

今後、静岡県の第３次被害想定の見直しを受け、整合性を図りながら、南伊豆町地域防災計画を見直すとともに、水害対策などにつきましても見直しを検討すべく準備を進めてまいります。

４、新庁舎での業務開始について。

庁舎建設につきましては、昨年12月６日の安全祈願祭から約１年間、町民、近隣住民の皆様にご迷惑をおかけしておりますが、今月末に完成を迎えることができます。現庁舎での業務は今月22日で終了し、新庁舎の業務開始を26日からとして、その間に引っ越しを完了させる予定です。また、今月19日には、完成した新庁舎を町民の皆様に見ていただく見学会を計画しております。今後は、年が明けて現庁舎の解体及び残りの外構工事を実施し、３月末に竣工式を行う予定です。もう少しの間、町民の皆様には不便をおかけし、また、近隣住民の皆様には騒音、振動などご迷惑をおかけしますが、業者との連携を密にし、十分な対応を行ってまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

５、第12回静岡県市町対抗駅伝競走大会について。

第12回静岡県市町対抗駅伝競走大会が12月３日、静岡市で開催されました。当日は小雨の

降る中での大会となりましたが、各チームの選手が元気よく県庁本館前をスタートし、静岡市清水区の清見潟公園を折り返して県営草薙陸上競技場をゴールとする11区間42.195キロメートルのコースで行われ、市の部には23市から27チーム、町の部には12町から12チーム、合わせて39チームが出場し、郷土の期待を背負った代表選手11名が心を一つにしてたすきをつなぎました。大会に出場した11名の選手はもちろんのこと、惜しくも代表に選ばれなかった候補選手とも、７月から５カ月余りの長期間、厳しい練習を積み重ねてきました。結果は２時間32分17秒で町の部９位であり、昨年の記録、順位を上回ることができました。また、６区の40歳以上の部では、笠井慎選手が昨年の記録を上回る区間２位、９区のジュニアＢ女子の部では、下田高校２年生の佐藤愛選手が区間３位となるなど、厚い選手層を誇る大きな市町の選手を相手に大いに検討いたしました。町の代表として走り、たすきをつないだ選手を初め、選手を支えてくださったご家族、関係者及び町民の皆様に、重ねて厚く感謝申し上げる次第です。

６、主要建設事業の発注状況について。

平成23年度第３四半期、10月から12月における主要建設事業の発注状況は、次のとおりであります。

平成23年度基幹系業務用パソコン及びプリンター購入事業、370万9,650円、有限会社村上書店。

平成23年度清掃事業用ダンプ自動車購入事業、619万5,000円、有限会社竹田モータース。

平成23年度南伊豆郷土館改修工事、1,312万5,000円、長田建設工業株式会社。

平成23年度差田町有地地形測量業務委託、367万5,000円、株式会社ウエマツコンサルティング。

平成23年度林道青野・八木山線用地分筆測量業務委託事業、249万9,000円、公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会賀茂支所。

平成23年度町単独松くい虫等防除事業（予防材注入）、270万9,000円、株式会社南伊豆造園土木。

平成23年度橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託、304万5,000円、株式会社ウエマツコンサルティング。

平成23年度三坂（中木）漁港農山漁村地域整備交付金事業陸閘下部工事、334万7,400円、長田建設工業株式会社。

平成23年度大規模地震対策事業避難所用可搬型発電機購入事業、341万2,500円、賀茂自動

車工業株式会社。

平成23年度大規模地震対策事業備蓄用食料品購入事業、255万1,500円、旭産業株式会社沼津営業所。

平成23年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第１工区）、926万1,000円、有限会社伊豆総合。

平成23年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第２工区）、2,089万2,900円、株式会社南伊豆造園土木。

平成23年度公共下水道に伴う下賀茂地区配水管布設替工事（第３工区）、320万2,500円、株式会社イナセツ南伊豆支店。

以上で平成23年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（梅本和熙君）　これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（梅本和熙君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　渡　邉　嘉　郎　君

○議長（梅本和熙君）　10番議員、渡邉嘉郎君の質問を許可いたします。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　改めまして、おはようございます。

通告どおり一般質問をさせていただきたいと思います。

私の質問は、24年度の予算編成についてと、東日本大震災の影響の瓦れきの受け入れ等々についてを一般質問させていただきたいと思います。

順不同になりますけれども、東日本大震災の関係の質問を先にさせていただきたいと思います。

先般11月の私ども議員会は、全員でもって８日、９日、10日の３日間、東北に行き、ボランティアをやってきました。これはもちろん自費で行ってきたわけですけれども、そのとき

に同行してくれた議会事務局の栗田局長も自費で行ってくれたこと、この場をかりて改めて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。

そういう中、東日本大震災の瓦れきの受け入れについてでございますけれども、私もこの目で陸前高田あるいは仙台のほう等を見てボランティアをしてきたわけでございますが、本当に想像を絶するというか、何にしても一町なくなった陸前高田、あの一本松の海岸沿いから奥にある町、それから奥まで何と５キロも離れたところまで総なめにしていったあの津波のすさまじさ、自然の力というのは、本当に私も物すごい力だなということを実感してきたわけですけれども、そういう中、福島の原発、こういうものの中の瓦れきの受け入れ。私は、福島県も好きこのんであの原子力発電所をあそこに設置したということではないと思います。そういう中、痛みは皆さんで分け合って、瓦れきの受け入れということはやはり大事なことだと思うので検討していかなければいけないけれども、しかしこの放射能の影響の、原発の影響の、放射能の量ですね。こういうものが人体に影響なければ、私はこの瓦れきの受け入れは、やはり全国の県で受け入れをしていかなければならない、私は使命だと思います。このことを、先般新聞にも載っておりましたけれども、各市町の首長さんたちあるいはその関係者が集まって、いろいろなことを、県を中心に話し合いをしてきたということが新聞に載っておりましたけれども、どの辺までがどういうふうに進んでいるのか、町長にまずその一件をお伺いしておきたいと思っております。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

３月11日に発生しました東日本の大震災から、約９カ月が経過をしました。被災地では今なお復興に向けて厳しい状況が続いており、テレビ等でも報道されておるものであります。

そこで、町では発生の直後から、これは県と連携して、町の職員はもちろんのこと、町民、そして議員の皆様のご協力をいただきながら、人的あるいは物的支援を実施してきたところであります。また、例えば渡邉議員が申された、議員の皆様も陸前高田のほうで奉仕作業をされてきたということで、これにつきましては私からも敬意とお礼を申し上げたいと思います。ご苦労さまでした。

こうした中で、被災地では大量に発生したいわゆる瓦れきですが、これについて、これが被災地の復興に大きな足かせとなっていると。被災地外での瓦れきの処理の支援がまさに必要となっているということであります。これは皆さんも行かれてごらんになっていると思い

ますけれども、私も被災地でこの瓦れきの山を見たときに、これはどういった形で処理されるのかということで、全く将来的に、ある意味では非常に現地の大変さがわかりました。

そんな中、市長会と市町村会におきましても、この瓦れき処理という問題が取り上げられまして、これは県から知事が出席しまして、我々の市長、町長の会議の中で説明されました。そこで、いろいろ意見が出ましたけれども、やはり同じ国民として、ああいった被災地の瓦れきというのは、それぞれが協力し合って処理するべきではないかというのが大方の首長の意見でした。ただ、この瓦れきが、今言われている原発の関係で汚染されているということ報道されて、一部ではおりますし、そういったことが住民の理解を得られるのか。得られれば、これは前向きに検討すべきではないかと、受け入れについて、という意見が大半でした。

私も当町の地形的なことを考えますと、浜岡原発があり、明日は我が身ということも、これは当然考えなければならない。そして、今回の被災地の惨状を見たとき、やっぱりこれはできる限りの協力をしなければならないという思いはしておりまして、ただ、今申し上げた汚染の問題、それから我が町の場合は最終処分場がありませんので、ご存じのように群馬県の草津までこれを委託して運送しております。そうしますと、そこの業者の了解を得ないと、例えば瓦れきを受け入れて処分するとなると、最終的にはそこの了解が得られないということになると、できないわけですので、そういった、ある意味では不安もありながら、その会議のもとに、皆さんと一緒になっていろいろお話し合いをしてきたわけです。

そういうことで、この瓦れきを我々の市長、町長合同の会議の中では、やはり全体的に、総体的な意見としては、この瓦れきは、今言われております汚染されていないこと。それから、住民の理解、これを前提として前向きに協力していくことがいいではないかということで共同声明がなされました。当町におきましても、この市町村会の表明どおりの考えでありますけれども、先ほど申し上げた瓦れきの受け入れについて、委託業者が有しております最終処分場の所在地の自治体の協力が今のところ得られていないという情報がありますので、それらをよく確認しながら、そしてまた近隣の市町とも連携を図りながら、県ともよく協議して、これからの解決に向けて取り組んでいきたいという思いはしております。

また、国の動向もよく注視しながら、町としては今申し上げたような考え方のもとに、今後取り組んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　わかりました。本当にこの瓦れきの受け入れということは、私は、汚染された程度にもよりますけれども、やはり人間に害を有することですので、きのうのニュースにもありましたけれども、赤ちゃんが飲む粉ミルクの中にもそういうものが出てきたというようなことがありますと、やはり子育てのことから、お母さんたちが、その粉ミルクをどうしていいのか。ここでも実際には売っているわけです、粉ミルクを。そういうものまで影響される。

そうかといって、私どもの町でもこうやって、この議場もそうですけれども、この明るい光が電気のために、いろいろな形で便利をさせていただいておるのは、今はストップしていますけれども、福島の原発あるいは各地の東京電力管内の原発があるから、こういう光が来ているということです。しかし、100％ということはございませんけれども、この地震でもって、こういう災害が出てきた。そして世界を揺るがすような、そういう事故になったと。こういうことを私はもう一度洗い直して、私の町でも瓦れきの受け入れは、やはりここの焼却場で、私は反対しているわけではなくて、受け入れはやはり皆さんで分かち合うことがいいと思うし、それが加工したときに、ここで焼却したときに、粉ミルクもそうですけれども、加工したものに何で出てくるんだろうなというふうに私も思うわけですけれども、この辺が、もしここで焼いて灰になったときの汚染の、そういうものも中にはあろうかと思います。こういったものを、十分な調査をして、私は瓦れきの受け入れをしていかなければ、やはり南伊豆町民の体に害を有するということがあってはならないわけですから、慎重に取りかかっていただきたいと思います。瓦れきの受け入れは、各都道府県でいろいろな形のものをやっている。そういうものの中で私は協力していくことに反対しているということではございませんので、この辺は慎重に取りかかっていただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。そして、県と各市町村の連携を持って、ここは十分に検討していっていただきたい。

もう一点は、先般、ハザードマップの件を、吉田町が全国に先駆けてつくりました。そして全戸配布いたしましたというようなテレビ放送がありました。我が町も９カ月たって、私どもが行ってきてから１カ月。残すところ３・11まで３カ月しかございません。その中で、吉田町が全国に先駆けて、東大のそういう学識経験者と、いろいろな形の、もちろん話し合いもして、いろいろな形のものを検討してきたと思うんです。そういう中でいち早くやったということは、私は吉田町に敬意を表したいなというふうに思いますけれども、我が町も現在９カ月たって、どの辺まで検討なされているのかということを、前の一般質問でもさせていただきましたけれども、やはりスピード感を持ってこの辺をやらないと、明日来るのかわ

からない。そういった中で、このハザードマップぐらいは、私は町単独でも、早いうちに進めてつくっていただきたかったなというふうな気がするわけですけれども、今の状況がどういう状況で防災対策ができているのか。この地震、津波の対策として。この辺をちょっとお聞きしておきたいなと思うんです。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

ハザードマップの件につきましては、現在静岡県が第３次被害想定の見直しを進めております。これは県独自ではなくて、国から県という一連の流れの中でシミュレーション等を行って想定するものであります。９月の県の定例会の答弁で、来年の秋ごろ国から示されるんではなかろうかということが明言されております。

本町といたしましては、今、議員おっしゃったように、吉田町であるとか、独自に進めている自治体等もあるやに私も認識しておりますが、あくまでも県の一連の流れの中で、県と整合性を図りながら事業を進め、取り入れていきたいということを考えておりますし、県の危機管理局長、部長等もそういった発言をしております。ですので、県と連動しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　今、総務課長の答弁は、私はわかります。それはわかるんですけれども、しかしやはり、ではどこまでの調査を、ハザードマップを今後作成していくのに、９カ月たった中、地元の方々とどういう話をして、どういうふうな形で、どこがいいのかと。こういうことが避難場所としてもいいのであるとかいうような下調査がどこまでできているのかということも聞いておきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

津波避難訓練ですとか、この前の土曜、日曜日にお願いしました訓練とか、いろいろな調査に基づきまして、今まで当たり前に認識していたような避難所から避難所の場所を変えた地域も当然ございます。避難経路につきましても、石垣が高いですとか、崩れそうですとか、そういった調査も上がってきていますので、そういったことを当然加味しながら、新年度予算に反映できるものは反映しながら、また避難看板等につきましても、そういったところと整合性を図りながら進めていきたいというふうには思っております。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　この地区が、ここが海抜何メートルというような張り紙ですか、シールですか。あれは皆さんのところも張ってあるところもあります。これは、こういうことまではできているから、私はハザードマップは、そのことができているなら、そういうものを基礎にして、もうすぐできるような気がするわけです。この辺を、県との防災のシミュレーションも、ＮＨＫ、テレビ放送でちょっとやっていました。地震のときにはこういう。また第２、第４もやるでしょうけれども、そういったことを本当に、我が町が待っていていいのかなということもあります。私は、我が町は先に行ってもいいと思います、県より。

やはりそういったような形のもので、ここで町民が安心して、安全で暮らせるような計画を早いうちに、もう１年たちますからね、来年３月で。来年度の予算がこうやってどうのこうのとかということもありますけれども、これはそうではなくて、いち早く、もう一日でも早く、私はつくり上げていっていただきたいなという、そのハザードマップばかりでなくて、いろいろな県の計画書、私はもうできてもいいころかなという気がします。そのことを要望して、この質問は終わらせていただきます。

○議長（梅本和熙君）　総務課長から答弁があるそうですけれども、よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　わかりました。我々も手をこまねいているわけではないものですから、例えば三重県あたりは名古屋大学と独自にやっているということでございますが、静岡県の場合は今申し上げたとおりでございます。ただ、現在町にあるハザードマップは、平成17年度に作成しました、町を東西に２分割したハザードマップがございます。それを参考にしながら、情報収集ですとか、自助、共助、公助とあるわけでございますけれども、まず、その自助の部分を皆さんに意識していただけるような啓蒙等も行っていますので、そこの辺は県との整合性をということで、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　わかりました。本当に総務課長の答弁もそうですけれども、東海、東南海、南海地震というのがいつ起きても、明日来ても間違いないような報道が今なされておりますね、いろいろな情報で。だから、そういうものをかんがみますといち早く、我が町は予算のことも、お金のこともありますけれども、しかし、やっぱりとうとい町民の命はお

金でかえられないものがあるわけですから、この辺はやはりいち早くやって、そして後から県からのお金あるいは国からのお金がついてきても結構だと思いますので、やはり町は先行して取りかかっていただきたいなということを要望しておきます。

次の質問に入ります。

町長の行政報告の中にも、この経済対策について、長引く低迷につけ加えて３・11の地震発生によりいろいろな被害があって、お客様の、観光客の足もとまる、そしてあるいは、この南伊豆も非常に足をとめて、こういうものまでに来て、伊勢海老号のＪＲの協力、こういうものを、町長の行政報告の中で、私は見せていただいておるわけですけれども、こういう中、先般私も久々にこの電車に乗ってみて、僕が乗った電車はどの電車というわけでもないですけれども、僕の乗った電車には、伊勢海老号、こういうことやっているんだよとか、あるいはみなみの桜と菜の花まつりはこれから始まるんだよとかというような宣伝ビラが掲げてあります、電車の中に。これはすごい宣伝効果だなというふうな気はした。これはＪＲさんに本当に感謝しなければいけないし、私どもはこのことに対しては本当に敬意を表して、また終われば町長以下関係者がお礼にお伺いするとは思いますけれども、この辺をちょっと聞いておきたいなと思います。

このＪＲの連携をした貸し切り列車、これの成果、それともう一点は、南伊豆のプレミアム商品券が今現在でどの程度の売れ行きをなしているのかということを、まずお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　それでは、まず初めに伊勢海老号の関係の実質効果というような形で報告させていただきます。

これは、単純に動いた金額で換算しますと、先ほど議員も申し上げましたけれども、ＪＲの、旅館６軒に300名が宿泊しておりまして、平均２万1,000円の単価としましても630万。それから、観光施設の入園料も、300名で、２日間で1,400円で42万、それから買い物が30万、それから食事どころが400万、それからおもてなし、飲み物代や、看板等々考えますと、約1,000万という形になります。

そのほか、先ほども町長が申し上げましたけれども、ＪＲ東日本の全支社であの商品を売り出しておりますので、その宣伝効果、それからマスコミへの周知したことによる南伊豆町伊勢海老号という活字の効果、それからフェスタに参加することによりまして、フェスタの販売品の売り上げの効果、それから固定ファンによりますリピーターの拡大という効果も出

ております。

それから、次に、プレミアム商品券でございます。プレミアム商品券は、全金額完売いたしまして、現在のところの商工会の調査によりますと、大型店が50.3％、それから地元の小売業者が49.7％という執行というような形での調査で来ております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　完売したということですね、プレミアム商品券。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　そのとおりです。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　ありがとうございました。

本当に町のご努力、そしてこのＪＲさんのご努力、そして伊豆急行さんとか、あるいは東海バスさん、そういったような各団体にも、私は本当に敬意を表し、もっともっと前向きな姿勢で、私は今後も取り組んでいきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、今、日本の経済状況の悪い中、静岡県あるいはまた当町の税収の問題が、これから騒がれてくるとは思いますけれども、本当に大手企業が円高ドル安というようなことで、ゆうべもニュース見ていますと、１ドル77円台というような形で、赤くなったり青になったりしているようなことで、日本の経済を随分揺るがしている円高でございますけれども、そういう中、我が町にもその影響がないとは言い切れないと思います。

そういう中、当町の来年度の予算編成でございますけれども、当町の税収の問題、この辺はどういうふうに見ておられるのか。また、交付税の問題。その辺をどういうふうな形で、どういうことでどのくらい減って、どのくらいふえていくかということを、ある程度はもう、この時期になりますと検討されていることと思いますけれども、この辺を１点聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

2008年９月のサブプライムローンの問題から端を発して、いわゆるリーマン・ショック以降、町内の経済も悪化の傾向が見えております。過年度分を含んだ個人、それから法人町民

税の平成22年度の決算は、平成21年度分の収入約３億4,800万円に対して、約３億1,300万円となり、約3,500万円の減となっております。平成23年度も、法人、それから個人町民税は収入見込み２億8,400万円で、平成22年度に対し約2,900万円の減収と見込んでおります。

このような状況は、旅館、ホテル等の人員整理、定年退職者の非課税、それから雇用の減少、観光の低迷、こういったことが主たる要因であると考えられます。さらにまた、これらの状況に加えて、３月11日に発生しました東日本大震災があります。平成23年度から平成24年度町民税にこれが大きな影響を及ぼすというふうに見込んでおります。そして、平成24年度の町民税収入におきましては、個人、法人町民税を初め、評価がえと地価下落による固定資産税の減、観光客減少によるサービス業に従事する方や失業者の状況を考慮すると、平成23年度末の町税全体の収入見込み約10億円に対しまして、平成22年度当初予算は約8,000万円減の、これも約ですけれども９億2,000万円程度になるのではないかというふうに見込んでおるところであります。

こういった景気低迷の中で、今後も税の公平性、そして税収の確保、これらになお一層努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　本当に今、町長言われましたとおり、10億を９億2,000万円で見ているようなことを申し上げましたけれども、やはり私は10億あるいは９億を割ってくるのかなという感じがするんです。そういった中、国の交付税ももちろん減ってくると。ですから、引き締めた予算はもちろん、今後町当局で考えて議会にかかってくるわけですけれども、その辺も考慮した中の予算編成をしていかなければ。

しかし、一方でもって景気対策はやっていかなければいけない。この辺が問題になってくる。そして、今、今年度も主要事業が、今も庁舎建設、そしてこども園の建設がほぼ終わり、これは３月までに終わるわけですけれども、来年度の主要事業として、景気対策も組み入れた中の主要事業、こういったものがどういうふうな、町長の中で考えておられるのか。この辺をもお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいま申し上げたような状況の中で、この一般会計の決算におい

て公共工事に費やされた金額というのは、平成20年度は６億1,500万円、平成21年度が６億5,700万円、平成22年度が５億8,900万円。これが決算の総額に占める割合は13％から約15％というふうに推移しております。そして、平成23年度の決算では、今言われた新庁舎及び認定こども園の建設によって、公共工事に14億円を超える予算が投入をされます。

我が町のような予算規模の小さい町がこのように多額の予算を公共工事に投入できるという背景には、特に地域活性化交付金であるとか、あるいは各種交付金、そして今までたくわえてきた庁舎建設基金、財政調整基金、福祉振興基金、こういったものの取り崩しによるいわゆる臨時的な財源があったからこそ、これができるわけであります。そして、新年度の予算編成では、将来負担の軽減であるとか、あるいは自立のまちづくり推進の観点から、総合計画の実施計画を基本として、緊急性、それから必要性、これらをもちろん十分考慮した上で、身の丈に合った事業を決定して、基金をなるべく取り崩すことなく、財政運営上支障のない公共工事関連予算を計上する予定でおります。

しかし、そうはいっても、今議員が申されるような町内の活性化ということも考えなければなりませんので、それらは私も予算編成の時点で、各職員に示達しましたけれども、めり張りのある予算を考えてほしいと。そして、我が町の歴史を考えると、将来を考えると、来年度、24年度だけで町が終わるわけではないから、中長期的な観点に立って24年度の予算に取り組んでほしいということを示達しました。でありますので、厳しい財政ではありますけれども、そういった考え方のもとに、新年度の予算については取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして、長引く景気低迷に加えて、３月11日の東日本大震災の影響により、本町の主要産業である観光業も、春それから夏、それの宿泊者数、これが大きく減少してきております。このような中で、平成20年度及び21年度の２カ年で地域活性化経済危機対策臨時交付金のほかに４種の交付金によって６億円を超える事業を実施してまいりました。また、22年度には住宅リフォーム振興事業補助金、本年度は６月の補正予算では町内事業者の借り入れ資金に対する税の利子補給制度への上乗せ、それから９月の補正予算では伊勢海老号の運行補助金やプレミアム商品券の事業補助金、こういった事業を実施しております。

しかし、依然として厳しい状況が続く中で、今後も限られた財源の中で費用対効果を考慮しながら、有効な施策を継続して実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　本当に町長、私もどの議会の一般質問でも、酸っぱくなるほど言いますけれども、本当に平成元年から平成23年度も、本当に経済状況がどうなる、いつ景気がよくなっていくのか、先の見通しができない、真っ暗な今日本の経済状況にあります。そういう中、我が町も当然のこと、こんな小さな零細事業がそろった、あるいはこんな小さな過疎の町ですから、それは仕方ないことでございますけれども、やはり片方で、今、町長が申し上げましたとおり次の時代にも残していかなければいけない。そういうような内部流用のできるお金をためていかなければいけない。しかし、その反面、私はそれをしながら、やはり経済対策でやっていかなければならない主要事業、これらがあろうかと思います。これらも、何でできるのかなと根本を考えてみれば、やはり町民の皆さんが汗水垂らした税金の積み重ねが、私はこういう立派な、今建っておりますけれども庁舎、こういうものに、金が光といいますけれども、本当に立派な庁舎ができ上がることを、私も期待をしておるわけですけれども、こういうことが町民の汗ででき上がってきたということでございます。

しかし、私は、今後もやはり内部流用できるお金は一方でためなければいけませんけれども、そればかりでなくて、これも景気対策をして、そして皆さんが税金を少しずつでも払っていただけるお金を内部流用するお金にためていく。こういうサイクルになっておると思いますけれども、そういう中、来年度の主要事業、どういうふうに考えておられるのかということも１点でございますけれども、今、国のほうで人事院勧告の国家公務員の給料の引き下げ、これは7.8％ぐらい。これは通るか通らないかわかりませんけれども、こういうことも打ち出しております。我が町も、税収が減った分、人事院勧告がなくとも、この辺の給料の引き下げというようなものもやっていかなければいけない問題になろうかと思うんですけれども、この辺を町長、人事院勧告とはまた別に、我が町のそういう給料体系というもののことはどういうふうに考えておられるのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われる厳しい状況の中で、公務員の給与というお話が出ました。実はこの後、今期の議会に上程させていただきますけれども、今回の人事院勧告に基づく職員の給料の引き下げを行います。そして、それ以外にというお話がありましたけれども、今のところ、それは考えておりません。

この人事院勧告に基づく給料の引き下げも、議員の皆さんご承知のように、国ではいろいろまだ議論されておりますけれども、決定がされておりません、国家公務員は。そして、近隣の県下でも、町でも、いろいろさまざまですけれども、やはり私はこういうご時世に、勧告に基づいてこれは実施をしなければならないという考え方のもとに、今回は実施します。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　町長、私が言っているのは、人事院勧告以外に考えているかということでなく、私はその国の人事院勧告があったから、南伊豆町もそういうふうにして給料の引き下げをやるのかということは、私はここの問題がどうかなということです。人事院勧告に従わなくても、町独自のものですね。何％とか、人事院勧告、今7.8％とかやっていますけれども、私はそれが本当に適切なのか、適切でないのかということも考えなければいけない問題。

私は、国に合わせてやることはないのではないかなということでお聞きしたかったんです。国が7.8％だから南伊豆町も7.8％ということでなくて、やはりこの給料を下げるということは、皆さんがここで、150人からの職員がいるわけですけれども、私どもも含めて、地元で給料、それだけ減れば落とさなくなってくる。ですから、私の言うのは、7.8％が適切なのか、適切でないのかということなんで、国が何％下げたから南伊豆町も何％下げろということでなくて、やはり南伊豆町に合った給料体系というのがあろうかと思います。税収が減ったら、税収の分はどこで補えばいいかなというと、やはり我々の議員の歳費はもちろんですけれども、職員の皆様方にも、やはりそういったようなことを分かち合いながら、減った分をどこに持っていけばいいんだと、給料はもうやれない、では賞与でもって減らしていくのかというようなことも考えていかなければならない問題になってこようかと思います。その辺を私は聞きたかったわけです。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ちょっとこの問題、今、渡邉議員と私のやりとりの中で、一部食い違った点があると思います。ちょっと訂正させていただきたいと思います。

私の申し上げたのは、今議員の言われた7,何％というのではなくて、0.2％の引き下げで

す。7,数％のこの引き下げは、これは給料表の改正の中の率ですので、これはいわゆる公務員改革だったり、そういった一連の中での改正ですので、それは我々は今まだ考えておりません。今回下げるのは0.23％で、後ほど提案しました際に説明しますけれども、対象としては、全職員にはわたりません。そして、額にしても本当に低い額になります。ですので、私は下げるについても、そういった職員の給料ですから、そういったことも、生活給ですから考えながら下げるということで、やみくもに下げるということではありませんので、そういう意味で、今回の引き下げには対応するということを申し上げたわけです。

今言われている公務員の給料表の改正による7.数％という、7.幾つという引き下げは、これはまだ取り組む段階ではありませんので、申し上げておきます。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

議員おっしゃる7.8％は、人勧とは全く別物の時限的な、2013年度までですか、２年間の時限的な給与引き下げの法案でございます。これは今、国会のほうで、自民党案等と食い違っていますので、まだ継続審議中でございます。

人事院勧告としましては0.23％、静岡県の人事委員会の勧告は0.19％、結果は同じなんですが、実は若干違います。これはやはり、議員の町独自でということもわかるんですが、我々としましては、今まで人勧を流用して人勧によってきたわけでございます。それで独自にといいましても、その独自の基準が、なかなか我々のような小規模の町では、専属でその物価の指数を調べるだとかということもできませんものですから、人事院勧告によってお願いしているというところでございます。

地元の、当然給料をもらっている方々が都会の方々と比べて低いという話もあるんですが、それにつきましては、もともと我々の今給料のラスパイレス指数が、国家公務員100に対して92％ぐらいですので、その約８％から７％ぐらいの枠が南伊豆町の独自のマイナスの分かなというふうな認識ではおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　わかりました。給料体系のことに対しては、やはり人事院勧告、今7.8％というのは、我々はこれがどうのこうのでなくて、今この法案が通るのか通らないのか。その辺も私ども注目しているところでございますけれども、これは通るのかという疑問

がありますけれども、先ほども町長が言いましたけれども、身の丈に合った仕事をしていく、こういったことなものですから、南伊豆町に合った、身の丈に合った給料体系というのをやはり今後私は検討していくべきではないのかなというふうなことを、この人事院勧告に対してのことは言っております。

そして、本当に主要事業が、町長、終わって、私は来年度の目玉事業ということだと、私の頭の中にはないわけですけれども、しかし東日本大震災の津波、あるいは今後出てくる東海・南海・東南海地震のことを考えてみますと、やはり今わずかなお金をもらって、加納の団地に町営住宅があります。そして、各地区にも多少そういうものが、町営住宅があるわけですけれども、これらの耐用年数、そういうふうなのがあるということで、これが地震のためにつぶれて被害が出た、死者が出たということになってきますと、これは大変な問題になってこようかと思います。町営住宅はわずかなお金で本当に何人か入って、今10世帯あるものが９世帯ぐらい入っているんですか。その辺はよくわかりませんけれども、この辺の建てかえ、あるいは今の位置でいいのか。こういったことを前向きな姿勢で、私はこの町営住宅というのを、安い土地があれば今後買い求める中で、そういう検討をしていかなければいけないのかなというふうに思います。

そういった点を町長、来年度の事業の中にひとつ組み入れて、これが再来年度になっても結構ですので、私はそこいらを景気対策の一つと考えながら考えていく気持ちがあるのか。そして、今住んでいる９世帯の家族があるわけですけれども、その中で、万が一ここで地震が起きたときに、そういう事故が出たときに、町がどういうふうに対処していくのかというのは、これは大きな問題になってきますので、この辺を私は、まずもって考えていかなければというような気がしますけれども、町長の考え方を聞いておきたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この23年度をもって、先ほどから出ておりますけれども、庁舎あるいはインフラ等のハード面の事業が一段落します。そして学校関連とか、こういった公共施設が100％ほぼ耐震化がなされるわけですけれども、一方では、今議員が申されたような町営住宅の問題が確かにあります。これも老朽化しておりまして、決して、安全・安心な面でいいますと万全とは申されません。

そこで、この町営住宅ですけれども、確かに定住促進であるとか、それから安心・安全な

面から、今ある施設の建てかえということも検討しなければならない時期に来ていると思います。これは担当課長から説明させますけれども、町の将来計画の中にたしか盛り込んであったと思いますけれども、中長期的な考えの中でこの計画を盛り込んで、そして年度ごとにこれの計画を立てながら取り組んでいきたいなという考えは持っております。ただ、これが24年度予算の中でどういった形で反映できるか、まだ具体的には申し上げられませんけれども、一応そういう方向で今考えております。

それから、もう一つは、道路もそうですけれども、橋梁ですね。これが相当数あります。国県道、町道。これも老朽化しているものが多いわけですけれども、これも長寿命化ということの観点から、近く庁内で検討委員会を立ち上げます。これによって年次計画を立てて、橋梁も改修していきたいという思いでおります。これらすべて安全・安心なまちづくりの考え方のもとに取り組む事業の一つであります。

そういうことで、町営住宅については、申し上げたような考えで取り組んでいきたいという思いでおります。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　本当にこの地震が来ますと、町営住宅に住んでいる方々ばかりでなくて、一般の住民の声ですけれども、やはり加納の住宅を見ましても、その中に９家族がおるわけですけれども、そういったものに事故が起きてからでは遅いので、やはりいち早く私は、片方で内部留保できるお金はためていかなければならない。片方でそういった景気対策も考えていかなければいけない。そして町民の方々が安心して安全で暮らせるまちづくりをしていかなければいけないということになりますと、やはりそれだけの主要事業を私は各方面で考えていかなければいけないだろう。そういったことの中から、この町営住宅を、一歩踏み出してはいかがなものかなというふうに思うわけです。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　町営住宅につきまして、実施時期等々については、町長が申し上げたとおりであります。担当課の考え方としましては、今、議員言われましたように、40戸の町営住宅が南伊豆町内にあります。そのうち12戸については耐震性のない建物ということになっております。

それで、静岡県につきましては、27年度までに公共施設等についての耐震性を図りなさいというようなこともあります。そうした中で、地域住宅計画というようなものを策定し、そ

れに基づいて整理していくということで、今議員が言われました加納の場所につきましては、もう建てかえをするという場所ではない。また、現地確認も行わないという場所であります。

あと、加納の住宅は10戸あるんですよ。そのうちの22戸について耐震性がないということで、空き家という形で使っておりません。あと、12戸のうちの２戸については、蝶ケ野に１戸、それと下小野に１戸、それらについても耐震性がないということで、整備をしていかなければならないというふうな形であります。町単独という、宅地の整備はなかなか厳しいということで、国県の交付金、補助金等を使いながら整備をしていかなければならないというような形であります。

いずれにしても、地域住宅計画を策定し、それに基づいて実施計画、それで工事着工という形で、予算的なこともありますので、ただ、期限としては27年度末までには整備をしていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

〔１０番　渡邉嘉郎君登壇〕

○１０番（渡邉嘉郎君）　今、課長から説明がございましたけれども、本当に12戸がだめだということなんですけれども、これら27年度までにやらなければいけないということですけれども、やはり今の加納のあそこの団地が、今言ったように、あそこに今後新しく建てかえをするのにも許可がおりないというような土地であるよという説明もございましたけれども、やはりそうでなくて、これから定住促進の意味からも、南伊豆町に来ると、やはり住まいも何も安心して安全で暮らせる町で、住みよい町だよということを打ち出していっておるわけですから、今後もやはりそういったことを、例えば学校統合の問題等にも絡みますけれども、やはり南上の小学校、あるいは三浜の小学校、そして南伊豆の小学校が統合していくのか、いかないのか。これは目の前に迫っている教育の問題でございますけれども、それらをかんがみながら、どこに建てたら地域の活性化になるかということもやはり考えていっていただきたい。あるいは南上の小学校がなくなるんだったら、南上のほうに町営住宅を建ててみるかとか、安い土地があれば、こういうことも検討しながらやっていっていただきたい。そして、9,000人の町民がもっともっと、先ほど町長も言いましたけれども、定住促進をし、１万人にするあるいは１万2,000人にするというような形で、前向きにかかっていっていただきたい。そういう予算編成を中に考える。そして、町民に満遍なく行き届いたサービスの予算編成をしていただきたいということを私は要望して、今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君の一般質問を終了いたします。

ここで11時まで休憩といたします。

休憩　午前１０時４７分

再開　午前１１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　宮　田　和　彦　君

○議長（梅本和熙君）　２番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ことしもあと一月もなくなりましたけれども、さきに渡邉議員もおっしゃっていましたが、我々議員有志で11月８、９、10と岩手県陸前高田市へ行ってまいり、海岸から約５キロ離れた場所で、草刈りのボランティアに参加させていただきました。

現地に着き、地元の方にお話をお聞きしたところ、ここまで津波が来るとは思わなかった。やっとのことで裏山に避難した。目の前で、市内から避難してきた車がすべて津波にのまれた。避難場所に避難していた大勢の方が津波にのまれた。避難場所と思って安心するななど、たくさん話されました。帰り際に、亡くなった人たちの分までやる。それが残された者の務めだと、涙ながらにおっしゃっていたことが今も心に残っております。

現地に行き、自分のまなこで見、耳で聞き、肌で感じることがいかに大切であるか、改めて肝に銘じた次第でございます。

そこで、防災対策について質問いたします。

自然災害は昼夜いつ来るかわかりません。３・11の震災では、たまたま日中でした。阪神・淡路大震災では夜明け近くに震災が起こりました。闇夜に震災、津波などが来ることも大いに予想されます。真夜中、就寝中、地震が起き、地震・津波警報が発令されますと、異常事態に慌ててパニック状態になる住民の方もいらっしゃるのではないでしょうか。

また、我が町は観光地でもあり、観光客の皆さんも宿泊しております。てんでに逃げろと言われても、土地勘のないところで避難する場所もわからず右往左往し時間だけが過ぎていく光景が目に浮かびます。住民、観光客の皆さんの夜間の安全な避難場所までの誘導に、道路標識にも使用しております停電時でも光を放つ太陽光発電を採用した発光ダイオードを用いた誘導標識と照明設備を求めたいと思いますが、そのお考えがあるかお尋ね申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

現在、海抜表示板及び避難地看板等を各地区に設置してありますけれども、このたびの東日本大震災の津波の遡上記録に基づいて、海岸から距離がある地区におきましても、これはきめ細かく看板等を設置して、それから町民や地理に不案内、今言われたような観光客等、こういった方々に対しましては、安全かつ迅速な避難誘導ができるよう、地元と協議しながら検討していきたいと思っております。

それと、設置をする看板でありますけれども、これにつきましては、だれが見てもすぐにわかるデザインとして制定されたピクトグラムを用いた多言語表記による看板を検討してまいります。このピクトグラムには、太陽光等を吸収して暗闇で長時間自然発光する蓄光製品等の使用も視野に入れて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。できるだけ早く設置のほうをよろしくお願いいたします。

次に、町の備蓄状況についてお伺いします。

東日本大震災では、自衛隊救助が来るまでに10日かかったという地区もあったと報道されていました。震災当時は、道路、港が使用不能。使えるのは空を飛行するヘリだけ。同様な震災が起こったとき、我が町の地理的条件を考えますと、伊豆半島の先端でもあり、救助が来るまでかなりの時間を要すると予想されます。町では飲料水が何リットル、食料が何食分あるのか。また、テント、毛布、アルミシートなど体を保温するもの、そのものが何人分あるのか。女性のための生理用品、紙の下着、離乳食、乳幼児や介護が必要な方の紙おむつ、粉ミルク、お湯を入れるポットなど災害弱者への配慮があるか。また、介護をする方が使用

するビニール手袋など必要な備えがあるかお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、現在の備蓄状況でありますが、非常食が１万3,000食、それから毛布が2,000枚、それから480ミリペットボトル、これが320本ということになっております。そして、さらに本年度中に非常食を１万2,000食追加。水につきましては、飲料メーカーより２万4,192本、これは寄附していただきました。また、テント、それからろ水器、発電機、投光機等の資機材につきましても、町内の各防災倉庫へ配備しております。

今後も継続して食料品等の追加備蓄などの検討を行ってまいりますが、町民の皆様にも自助、共助の観点から、最低限の食料等の確保であるとか、非常持ち出し品の準備をお願いするよう、これは啓発をしてまいりたいと思います。

今言われた介護につきましては、総務課長のほうから答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

災害弱者の問題、災害弱者に限らず、障害者を持った方に限らず高齢者も含めてでございますが、健康福祉課で対応しているところでございますが、要援護者台帳を作成しております。これは既に電算化したものもありまして、地図にプロットしたものを瞬時にして見ることができる。町と地元の区長さん、消防等で情報を共有化しているところであります。

それと、地元の民生委員さん等とも連絡をとりながら対応はしているところでございますが、ただ、四六時中100％対応できるかというと、なかなか100％は対応できない部分もあります。そういったところが現状となっておりますが、そういったところで対応の準備というか、ベースはできつつあるというところでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　強い方はいいんですよ、私から言わせれば。できれば災害弱者の方々にできるだけの配慮をお願いしたい、町として。お願いいたします。

あと、12月８日ですね。防災訓練で町民の方にちょっと話したときに、備蓄倉庫とか水を入れておくタンクがございますよね、小学校とかに。場所が低過ぎる。できれば高台のほう

へ持っていってほしいという要望がございましたので、伝えておきます。

次に、防災教育についてお聞きいたします。

被災に遭われた岩手県釜石市の話ですが、釜石市の児童生徒は、ほぼ全員が無事に逃げ延びた。これは釜石市の奇跡と言われています。避難はどのように行われたかというと、海岸からわずか約１キロの小学校では、地震直後、校舎３階に児童が集まった。地震では建物自体は被害がなかったことや、浸水想定区域外だったのが理由だった。海岸から近いにもかかわらず浸水想定区域外だったのは、明治、昭和の津波で被害がなかったから。

しかし、児童が３階に集まり始めたころ、隣接する中学校では、生徒たちは校庭に駆け出していた。校内放送は停電のため使えなかった。これを見た小学校児童たちは、日ごろの同中との合同訓練を思い出し、みずからの判断で校庭に駆け出した。児童生徒約600人は、500メートル後方にある高台のグループホームまで避難。ここも指定避難場所だったが、一息つく間もなく、裏側のがけが崩れるのを目撃する。危険を感じ、生徒たちは、約500メートル先の高台に介護福祉施設を目指した。その約30秒後、グループホームは津波にのまれた。背後から聞こえる轟音と防波堤にぶつかる白い波しぶきを見た児童生徒は、たどり着いた介護福祉施設からさらに高台へ駆けたんです。津波は介護福祉施設の約100メートル手前でとまった。すべてが避難開始から10分足らずの出来事だった。間一髪で小学生全員が津波に巻き込まれるところだったと、釜石市の小中学校の避難行動を調査した群馬大学大学院災害社会工学研究室の片田教授と金井助教。もちろん津波は小中学校をのみ込み、小学校では３階まで流されてきた自動車が突き刺さっていたというんです。

釜石市教育委員会は、平成17年から片田教授らとともに防災教育に取り組んでいたが、翌年の千島列島沖地震の際には、避難率は10％未満だった。このため教授は、子供たちにも登下校時の避難計画も立てさせ、津波の脅威を学ぶための授業もふやし、年間５時間から十数時間を充てた。そして避難３原則を徹底的にたたき込んだというんです。

１番として、想定にとらわれない。２番として、状況下において最善を尽くす。３番として、率先避難者になる。

今回の大津波で、児童が校舎３階から校庭に駆け出して高台に向かったこと。中学生が率先避難者となって小学生を導いたことなどは避難３原則に当てはまる。市内では既に７割の児童が下校していたというんです。釜石市小学校児童184人ですね、もあったが、全員が無事だったというんです。祖母と自宅にいた児童は、祖母を介助しながら避難。指定避難所の公園にいた児童は、津波の勢いの強さを見てさらに高台に避難するなど、ここでも避難３原

則が生かされたというんです。

そこでお聞きしたいのが、小中学校ではどのような、やっているでしょうけれども、防災教育をしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　今、議員がご指摘された釜石市の中学校、これは余りにも有名なお話になっているところです。一方では石巻でしたかね、小学校で、７割方の子供が流されてしまったと。こういう対照的な事例があるようです。釜石は防災教育を施していたがために、中学生、そして小学生まで救われたんではないかと、こういうふうに言われております。

実際問題、例えば地震・津波が起こった場合に、より安全でより身を守るには何をしたらいいのかということなんですけれども、これは一口に言うと、訓練しかないと私は思います。理屈を覚えることももちろん大事でございますが、訓練が一番大事である、こういうふうに思います。もう習慣的にこのように動くという、そういう体が動くような格好にして、しかしながら、今まで津波というような体験をしてこなかったんですから、津波に対する訓練の動きというものは、昨年までははっきり言って行われてこなかった、これが事実でございます。本年の３月11日を境にして、津波問題が脚光を浴びたということですね。

本町では一番津波に対して危ない場所は、南伊豆東小学校でございます。そこで、東小の子供たちは、既に３回、津波のための避難の訓練を実施しております。時間等もはかったりしておると。この道だという確定も大体できつつあるということであります。子供に今度は、これが一番いいということが固まれば、それをもうしみ込ませる、体で覚えさせるということが、安全を図る第一の道であると思います。

それを補強するための、理解させるための方法としては、いろいろありますが、例えば賀茂の危機管理局の職員に来てもらって、防災講座。これはもう既にほとんどのすべての学校がやっていることであります。そして11月は、区長さん方の学校教育、防災に対することで話し合いをするというものがありますが、本年度はたまたま予定日が、小学校の先生方の集まりがあったものですから、できなかった。毎年やっていたんですが。今年度は、したがって、その方たちに対して、町の防災担当職員、それから危機管理局の職員、そういった方々、教育委員会の所管課が集まって、学校職員が対応しまして話し合いをしております。そういう格好で、今年度はやりましたが、毎年そういった連携ということも考えております。

そんなことで、一番災害のときに、安全度の一番高いのは中学生だと私は思います。動きが一番早い、機転もきく年齢であるということで、最も安全なのは中学生であると思います。

小学生については、幼い子と大きい学年でえらい違いがありますよね。その辺のところをこれからさらに考えていきたい。一番危険なのは幼児ですね。これについても当然、現在も訓練が毎月のように行われていますが、これに津波を加えた訓練も、来年度からははっきりと明記して、地震防災応急計画の中に、津波対策を入れて考えていくようにさせたい、このように思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　一番怖いのは、学校にいるときは先生方がいらっしゃいますので、避難行動は大丈夫だと思うんですけれども、一番怖いのは登下校時なんです。家を出て学校に行くまで、また学校から家に帰るまで、その時間なんですよね。来ないとも限らないものですから、そういう面で、地域の方と、ここへ行くと大丈夫だよ。ここへ逃げると大丈夫だよ、そういう話し合いをじっくりしていただいて、子供たちに徹底していただきたい、こう要望いたします。

次に、町民救命士についてお伺いします。

人はいつ、どこで心肺停止状態になるかわからないことで、救命率の向上を目指して、できれば一家に１人、心肺蘇生法や止血法などの応急実技を身につけた人、私から言わせれば、町民救命士の養成を、消防署と連帯し積極的に行ってはいかがかと思っておるんです。とうとい命を救うため、災害に備えるため、また、町民の救命意識向上のために必要と考えますが、町長の考えをお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この町民救命士ということでありますが、まず現在、下田地区消防組合、ここでは普通救命講習、それから上級救命講習、こういった講習会が開催をされております。それで、この講習につきましては、普通救命講習が３時間から４時間、それから上級救命講習が１日かけて行われておりまして、普通救命講習は、３人から20人程度の団体で、事前の申し込みがあれば随時対応が可能ということであります。

そこで、消防団員の中にも、普通救命講習を受講した団員であるとか、上級救命講習を受講した団員もおるということであります。町内の公共施設であります学校は、特に最近ＡＥ

Ｄの整備が進んでおりますが、救急車の到着に時間を要する地区であるとか、あるいは孤立が予想される地区、こういったところが多くありますので、町民で応急手当てができる体制を整える観点から、この救命講習について、町民の皆さんにも啓蒙して、できればこういった資格が取れるようなことを進めてまいりたいというように考えております。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　私も持っているんですよ、上級。８時間かけて、１日ですよね。その後でテストはないよと言われたんですけれども、最後にちゃんとしたテストがありまして、それで一応カードをいただいたんですけれども、ふだんそういう気構えがあると、いつでもできるわけですよ。助けることもできるし、また、助けられることもある。大変大事なことで、自助と共助というんですか、そういう面からも大変大事なことと考えておりますので、当局で出している新聞といいましょうか、そういうところにもちょっと載せていただいて、できればですけれども、一家に１人いらっしゃったら、地域の方も安心して暮らせるんではないかと思っております。よろしくお願いします。

次に、放射線についてお聞きします。

伊豆半島でも、乾燥シイタケから暫定値を超える放射性物質が検出されたのは、皆様の記憶にも新しいことと思います。この間も新聞に載っておりました。乾燥シイタケは、生のシイタケを干し水分を蒸発することによって製品となりますが、うまみも凝縮しますが放射性物質も高くなる。ある地域ではピンポイントで放射線が高くなっている箇所もあります。例えば、雨が降ると雨水がといを伝わり地表に流れ落ちる場所、水が流れ込む側溝などが挙げられます。そこの地域では通学路になっていました。子供の保護者の方々や側溝近くでお住まいの方が大変心配しております。町として学校を初め公共施設、通学路などの放射線をはかる考えがあるかお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この放射線でありますが、文部科学省では11月11日に、最新の放射能汚染地図を公表しました。この調査は航空機のモニタリング調査で行われまして、対象は岩手県、静岡県、長野県、山梨県、岐阜県、そして富山県を新たに含めた１都17県となっております。この地図では、１平米当たり３万から６万ベクレル以上の場所が放射能の汚染地域とされておりますが、

当町は福島第一原発から350キロ以上離れているということで、異常な数値は検出されておりません。また、県でも、原子力の安全対策課による下田市内での環境放射線測定値が新聞紙上を通じて毎日公表されております。

そこで、町では海水浴シーズンに合わせて放射性物質に係る海水浴場の水質検査を実施するとともに、焼却灰の検査も実施しましたが、いずれも異常な数値は検出されておりません。

今、宮田議員の言われたこういった測定をしているかということですけれども、これは今後必要に応じて、よく近隣の市町とも連携をとりながらあるいは県とも連携をとりながら、今後は進めていきたいという考えであります。今のところ特に、どこをどうして検査するかということには、まだ至っておりませんし、考えも今のところございません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　先ほども言いましたように、放射線、放射能ですよね。雨が降ると流れる性質があるというのはご存じですよね。そこで、要は雨水としてたまる場所があるわけです。家でもそうですよね。雨どいから側溝へ流れるためには、一つの場所へ集まって流しています。そういう箇所は異常に高いと、ほかの地域では。なっているわけですよ。できれば小学校、中学校で、保護者の方が、どうなんだろうかと。心配なんだと。だけれども、言わないんですよ、この南伊豆の地域の方は。ですけれども、私はそういう意見を聞きまして、少しでも安心、保護者の方に。子供もそれで安心。そういう安心の上に立って物事を進めていただきたい、こう思っております。よろしくお願いします。

次に、９月定例会で私が質問いたしました弓ヶ浜の砂浜減少並びに太陽光発電システムについて質問させていただきます。

町長よりは、弓ヶ浜は我が町のシンボルであると、常日ごろ保護、環境整備に意を注いでいる。よく監視を行い状況の把握に努めるという答弁をいただきました。その後、どのような監視を行い、どのような状況を把握されたのか。また、その把握された状況を町長として、町として、どのように今後進めるのかお聞きします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、宮田議員が申されましたように、私は前にも、今までも申し上げておりますけれども、

あの弓ヶ浜というのは町の観光のまさに拠点であるということで申し上げてきております。そういう観点から、常日ごろ砂浜等については注視してきております。

宮田議員からは、９月の定例会でも質問がありまして、説明させていただきました。この弓ヶ浜は、手石港の港湾施設に隣接する海浜として、まず、県が維持管理をしております。そして、弓ヶ浜の砂浜幅、浜の形状につきましては、これは県の調査ですけれども、５年周期で10メートル程度の増減を繰り返しているということであります。そして、この浜の減少については、これは一時的なものであって、また回復するというふうな結果が出ております。これは現在、今のところ、はっきりとした浸食などの状況が把握できておりませんので、これについての具体的な砂浜の保全対策、これは行っておりませんが、またこれも県と監視をともに行いながら、状況把握に努めていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

９月の定例会と同じようなことをお答えいただいたんですけれども、もっと前向きに、テトラをちょっと試しに置いてみて、県等も連携して、どのような状況になるのか。そういう試験的なことも大事ではないかと、こう思っております。

今度は建設課長にちょっとお伺いしますけれども、この答弁、９月の答弁のときには、県とも連帯し砂浜を監視し状況の把握に努め対応するという答弁があります。課長は県とどのような連携して砂浜を監視し状況の把握に努めたのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　９月の議会で町長のほうの答弁内容等につきまして、県の港湾課、下田土木事務所港湾課のほうへと報告をさせていただいております。町建設課当局といたしまして、弓ヶ浜の写真、現状の写真等を撮り、それを保存しながら、今後の砂浜の変化等々を見ていきたいというふうに、今現在それをやっております。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　先ほども言いましたように、報告と、見ている、写真を撮る、大事なことですけれども、ですけれども、町として行動していかないのかなと。要は、写真を撮るのも行動ですけれども、では、その端、端、真ん中、３カ所はかってみようかとか、そうい

う対応というのは考えていませんか。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　今現在は考えておりませんでした。先ほど議員のほうからもお話がありました、沖合いにテトラポッド等を置き、砂浜の状況をというようなことで、町長が先ほど答弁しましたように、県管理の港湾ということでありますので、そういう意見もあると、町の中であるというようなことも伝えながら、県とともに対応策を練っていきたいなと思っております。

先ほど言われましたことも、数カ所の場所において距離をはかるという方法等につきましても、県とともども今後検討していきたいと思っております。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。よろしくお願いします。

次に、太陽光システム発電についてお聞きします。

町長は国、県及び町の補助金を合わせた中で、太陽光発電の設置を推進していくと９月議会で答弁されました。今年度は10台分の予算を切りましたよね、たしか。今までに何台設置されたか。それから、今後の見通しをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町民課長。

○町民課長（山本信三君）　お答えします。

９月28日に太陽光発電システム設置費補助金要綱を公布しまして、広報、新聞、ホームページにより広く制度の周知を図っているところであります。補助金の上限は20万円で、この金額は近隣町と同額であります。11月末現在で３件の申請を受理しており、合計11.2キロワット、56万円の補助金交付を決定しておるところであります。

今後とも制度の周知に努め、太陽光発電のシステム普及を図ってまいりたいと考えておりますが、一般の方が出す金額が200万から250万ということでありますので、そのうちの町としては４キロワット、際限で20万円ということでありますので、今後の予定についてはまだ、二、三、どうですかという声は聞いておりますが、実際にやれるかどうかはちょっとわからないところであります。現在３件の補助金決定をしているところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

今でも原発廃止という声が大変高くなっておりますので、少しでも町民の皆さんに周知していただいて、できるだけの努力をお願いしたいと思います。

次に、観光、商業、鳥獣害対策について質問させていただきます。

まず、初めに、観光交流館の足湯が、２カ所あったのが１カ所になった理由と、手湯がお湯ではなく水になった理由をお聞きします。

手湯に手を入れた観光客の方が大変憤慨しておりました。お湯ではなく水ではないかと。お客様に不快な思いをさせて、いかがなものかと、こう思っております。そういうことを、水になるんだったら、使わないで使用禁止とか、何かひとつ説明文とかあってもよろしいんではないかと。これも観光地に必要なおもてなしの一つではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

観光交流館の敷地内にございます源泉の厚生湯は、平成20年の大雨を境に湯の温度が40度を超えない状況に陥りました。その後、年度内に約210万円をかけて、揚湯管の清掃等を行いましたけれども、状況は好転しませんでした。また、21年度にもほぼ同じ経費をかけまして源泉の清掃を行ったところですけれども、足湯に提供してお客様を迎えることのできる状況には至りませんでした。

そこで、現在は民間の温泉供給会社から引湯で運営を続けておりますけれども、気温が下がる環境下での運営が懸念されますので、今議会において、引湯クシ数の増加契約のための予算を上程いたしました。

なお、現在、観光交流館の敷地内に足湯ができましてから、休止としておりました町営温泉の銀の湯会館の前の足湯の機能を復活させて、代替施設としての運用を行っているところでございます。

今、議員が申されましたけれども、２施設を１施設にしたというのは、そういう温度が下がってしまってどうしようもない状況に陥りましたので、温泉の供給会社から急遽供給を受けまして、そして１つにしたという経過がございます。そうしておったところでございますけれども、10月いっぱいぐらいまでの温度が、気温が高いときにはよかったんですけれども、11月に入りましてから、急に外気温が下がりましたら、やはり湯の温度も下がりましてぬるくなったという状態に陥りまして、現在のところは休止中にしております。そして、今申し

上げましたとおり、銀の湯のほうの足湯の代替という形で、今の足湯のほうの施設につきましてはこういう状況だもので休止といたしますと。今の手湯のほうですね。手湯のほうには看板等の設置していなかったと思いますもので、それはご迷惑おかけしているもので、今後それも対策したいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　これね、できるだけ早く手湯のほう説明を。皆さん入れてしまうんですよ、寒いから。お客様は確かに怒っていらっしゃったんです。私、現場にちょうど行って遭遇しまして、何とかならないのかと観光協会のほうに申したんですけれども、それは産観のほうにおっしゃっていただきたい、そういうお話でしたので、できれば冬の前にやってほしかった。その温泉のほうの説明文ね。そう要望して、次にまいりたいと思います。

次に、青野川沿いの桜について質問させていただきます。

台風15号による強風で、観光交流館トイレ裏の桜が倒れかかっていると連絡を入れてから１週間たっても倒れたままでした。早くしないと根が腐ってしまうという心配した町民の方から連絡をいただき、再度連絡をいたし確認しましたところ、桜部会の方とどのような方法がいいか相談するということでした。

それから約２週間、11月16日、添え木をして手当てをするという報告を３階議会事務局で受けました。最初に連絡を入れてから約３週間の時間が経過しております。たかが桜の木、されど桜の木です。２月に入ると、みなみの桜と菜の花祭りが始まり、町民の方を初め観光客の皆さんが楽しみにしている大事な主役ではありませんか。添え木という答えが出るまで余りにも時間がかかり過ぎるのではないか。

第２点として、町民の皆様を心配させないよう、手湯で先ほど話しましたけれども、説明文のようなものを桜の木にかけるとか横に立てておくとか、そういうやり方があるのではないかと思います。少し思いやりが足りないのではないかと感じていますがいかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　台風のとき１本倒れたものにつきましては、早急に桜の部会と、それから専門の方々等と協議いたしました。実際あれを掘り起こして立てるということになれば、桜がもう死んでしまうということで、そのまま、議員がおっしゃられましたように木を立てて、そのままの状態で立てて添え木をするということでございます。

そこの管理につきましてでございますけれども、やはり事業費がそれなりにかかりますので、これらをボランティアで実施することといたしました。町と、それから桜部会、その他みなみの桜と菜の花祭り部会の桜部会、12月10日にこれは実施をすることとしております。しかしながら、議員がおっしゃられましたように、倒れているところの桜につきまして、こういうわけで台風により倒れたと。12月10日のボランティアでこの作業をするというような形のものを検討させていただきます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　私が言いたいのは、そういうことも一つあるんですけれども、余りにもちょっと時間がかかり過ぎるんではないかと。桜部会の活動、どんな方法が、どのような方法が一番いいだろうか。真剣な話をされたと思うんですけれども、倒れてから、今度の12月10日ですか、約２カ月以上たってからやるわけですけれども、その間、町民の皆さん本当に心配しているんですよ。その心配させないまちづくりというんですかね、桜の木１本にしてもですよ。大事ではないかと思います。今後なるべく早くそういうことについては、説明文なり対応をよろしくお願いいたします。

次に、今後の観光戦略について質問させていただきます。

その中の一つとして、海底火山や陸上火山によって形成された南伊豆のジオサイトですね。石廊崎海岸を初め、池之原、妻良、天神原、蛇石など見どころが大変多い。知事が提唱している伊豆ジオパーク構想は、伊豆の観光再生に大きなチャンスだと思うんです。町の観光におけるジオパークの位置づけをどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このジオパークにつきましては、伊豆半島の各市町で伊豆半島ジオパーク推進協議会を立ち上げて、これは７市６町になります、対応しております。

それでジオパークですけれども、これはご存じのように地域の地形、それから地質の妙、もちろんこういったことも大事ですけれども、それ以上に、地形、地質を上手に興味深く説明する、これがまさにポイントではないかという思いがしております。いわゆるガイドですね。この協議会では、この夏からガイド養成講座を開催するとともに、現在は当町内を含めた伊豆半島全体のジオサイト候補地の選定を今進めております。新年度に入りますと、町と

いたしましても、この候補地に説明看板等を設置するなど、ほかの市町と足並みをそろえながら、ジオパークが観光振興に寄与するような形で取り組んでいくことになると思います。そういったことで、今作業的にはそういう段階にあります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

私はこの間、議員の方々と一緒に回ったんですけれども、説明するガイドが南伊豆は３名しかいないということでございますので、このほうもひとつできれば力を入れていただきたいと思います。

次に、２つ目にして、観光協会のことなんですけれども、観光再生のため、近隣では東伊豆町が観光協会の局長クラス、河津ではバガテル公園常勤専務取締役を一般公募いたしました。私は観光活性化のため、よりよい観光産業をはぐくむために、新しい視点を持った人材を各地から一般公募するべきであると思うんですけれども、その公募する考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

観光はまさに我が町の基幹産業であります。そういった面で、いろいろ我々も力を入れてきておりますし、今後もやはりその考え方は変わりません。そういう中で、ハード面であり、それからソフト面であり、ともに進めてまいりますけれども、特に今言われたソフト面でそういった人材を求めるということですけれども、これも確かに重要なことで、人が変われば見方も変わる。考え方も違ってくるということも確かにあります。既に今言われた東伊豆あるいは河津のバラ園であったり、そういった形で公募をかけてやっておりますので、それらの実態をよく状況等も聞きながら、町としても今後の課題として取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

地球儀を見るときも、上から見るのと下から見るのとでは全然地形が違いますよね。よく天気予報図ですか、あれでは日本が中心になっておりますよね、間違いなく。これは予報ですから、そうなるんですけれども、日本でも北海道から沖縄までありますけれども、表日本、裏日本と言っている方もいらっしゃいますけれども、裏の日本の方は大変怒るんです。同じ日本ではないか、裏も表もあるものかと。そういうことで怒るんですけれども、だったら、日本海側から見たときにどういうふうに見えるか、地図は。そういう視点というのは大変大事になってくる。

あともう一つは人脈ですよね。人と人とのつながりが大変大事だと思いますので、できれば各市から、広い視野を持った方が観光協会のトップになられる、そういうことを願っております、私は。よろしくお願いします。

次に、イノシシとシカと猿の食害状況についてお伺いします。

過去10年間のイノシシ、猿、シカの食害被害の総金額をお聞きします。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　それでは、被害面積と被害金額を申し上げます。

野生鳥獣による、平成17年度が20.5ヘクタールで104万円、平成18年度は52ヘクタールで307万円、平成19年度が25.7ヘクタールで137万円、平成20年度が14.7ヘクタールで348万円、平成21年度が13.2ヘクタールで515万円のデータが出ております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　だんだんふえているように思われます。

私が一番気にしているのが、今、シカの問題なんです。特に天城山系では、シカによる食害が深刻なんです。シカは１日に体重の１割近い４キロから６キロの植物を食べます。毒性の植物以外何でも食べ、樹皮をはいで樹液をなめたり、やわらかい幹も食べ、樹皮をはがされた樹木はやがて枯死します。こうして緑の山は砂漠化し保水能力が低下し、洪水や土砂災害の危険性が高まる。また、漁業にも大変影響がありまして、広葉樹が枯死することによって落ち葉がなくなるわけです。そのことにより、植物性プランクトンが川を下り海へ行くのが非常に少なくなっている。それを食する動物性プランクトンがいなくなり、それをえさにする小魚が集まらなくなる。結果、小魚をえさにする中大型魚がとれなくなる。日本の三大

漁場、三陸、房総、紀伊半島沖にありますけれども、豊かな漁場は、海流の流れもありますが、陸地には大きな川があるのも事実なんです。また、海藻については、山の砂漠化により、少量の雨でも土砂が流出し、海藻の表面に土がつきます。そうなると光合成ができなくなるんです。そのことによって、また枯死するわけなんです。それによって、海藻をえさとする貝類がいなくなります。

県の自然保護課によりますと、伊豆半島のニホンジカの生息数は、ことし３月までで推定２万1,000頭、適正数は１平方キロメートル当たり約３頭とされています。伊豆にはその３頭ではなく26頭にも及んでいるというんです。８倍から９倍なんです。そのふえ過ぎたシカを、対策として県は2004年度から計画的な捕獲事業を展開したと。しかし、ハンターの減少、高齢化により、年間目標数7,000頭に対し、実際捕獲数は約5000頭。繁殖力の強いシカの個体数は減少していないのが現状であります。個体数は４年で２倍に増加すると言われております。しかも伊豆は気候が温暖で、ほかの地域よりも子ジカの生存率が高い。あと10年放置するとはげ山だらけになります。自然のサイクルが崩壊すると、林業、農業、漁業に大きな打撃と損失を得ることになる。今のうちに広域的に手を打たないと取り返しがつかないことになると思うんです。ハンターをふやすなどし、対策を講じなければならないと考えますが、町長または担当課長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この有害鳥獣被害というのは、年々、今、議員が申されたようにふえてきております。特に最近はその中でも、シカの被害というのが目立ってきております。実は私の近くに空き家がありまして、そこへ土日になると、よそからハンターが来て泊まり込んで、そして地域内でイノシシあるいはシカを捕獲して、今やっていますけれども、先日たまたま私その人に行き会って聞きましたら、今までですと大体イノシシを何頭ということでしたけれども、イノシシを２頭、シカを２頭とりましたよと。まさにもうイノシシと同じくらいのシカがこの近辺には入ってきているというふうなことではないかと思います。

そういう中で、やはりハンターが地元の、減ってきている。今までも猟友会等にお願いをし、また町でも報償金等も出して、猟期外でも対応してきておりますけれども、それだけではなかなか追いついていかないのが現状です。これはどこの町でも市でもそうだと思います。

先日も町なかで、これは熱海でしたけれども、イノシシに人が襲われたと。そしてこれは

銃で撃ち殺したという新聞記事が載っておりました。まさにもう作物被害、人間にまでそういう被害が及んできているということを考えると、これはもう深刻な問題ではないかと私は思います。やはりこういうことをもう少し国や県が考えてくれて、そして今までももちろん対応してくれておりますけれども、これをやっていかないと、１市や１町だけで対応してもし切れない問題ではないかと思います。

そういう観点から、そういう面での我々も提言はしていきますけれども、しかし町としては、今できることを最大限にこれは生かして対応していきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　伊豆半島でもそうなんですけれども、半島自体、全市町村が本気になってかからないと、今に大打撃というよりも、災害等が起きてきますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

担当課長、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　議員がおっしゃられますように、シカは本当に生態系まで壊すというような形でございます。

南伊豆町のシカの関係でございますけれども、一条から毛倉野、それから青野付近で目撃されていたものが、今では層雲峡だとか日野地区にも出没しているということでございますので、被害につきましては、南上地区でかんきつ類の皮を食べられたとかというのが寄せられておりますけれども、天城山系とかそこらの被害まではまだ行っておりません。

しかしながら、静岡県が平成24年度にシカの管理捕獲計画を策定いたします。そのときには、いろいろ南伊豆町、情報を寄せてくれよということでございますので、町で今、町民を対象に講習会を行っております。その意見ですとか、猟友会の皆さんの意見、また伊豆地域有害対策協議会等々の皆さんの意見を反映させながら、県へと上げまして、そしてシカの捕獲計画を策定していきたいなという形でございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　ありがとうございました。

ちょっと時間がないものですから、次に行かせて頂きます。

共立病院の収支を、11月にわかるということでしたのでお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この医療現場の状況ですけれども、これは外科、整形外科の常勤医師が確保されたことによって、月を追うごとに、外来であるとかあるいは入院患者数も増加してきております。

そこで、病院経営におきましては、これは医業収益の中でも入院収益の強化が重要であるということで、早期のいわゆる２病棟体制が望まれるところであります。

本年４月からの病院運営に係る収支状況につきましては、診療報酬額の確定には最長で６カ月程度を要するためあくまでも概算額になりますが、上半期分でこれは約１億9,000万円の損失額が出ているということを、報告を受けております。そして下半期の収支予測では、患者数の推移であるとか、あるいは医療職の充足率、これを基準として、精度の高い数値が求められるために、年明けて来年の２月ごろには報告できるではないかなというふうなことであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　６カ月、１億9,000万円の損失ということですね、これは。要は赤字ということですよね、間違いなく。

これは町としてどれぐらいの補てんを、１市、5町でやるということですけれども、どのぐらいの補てんをされるのか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　これは、今、町でというあるいは１市、構成する市町ということですが、これは市町での直接の負担はありません。

これは、9,000万円は、今年度に限りの赤字補てんですので、組合予算の中で計上してあります。ただ、これを超えるものについては、まだはっきりはわかりませんけれども、幾らになるとか、これは組合の中のいわゆる手持ち金、留保資金、これがありますので、これで補てんできるということで、これはもう組合議会、運営会議でも了承されていることですの

で、そういうことで、それぞれの市町に直接の負担はございません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　多分これで最後になると思いますけれども、時間の。関連で一つお聞きしたいんですけれども、11月30日の伊豆新聞によりますと、下田市、賀茂郡６市町で構成する共立湊病院組合管理者の鈴木史鶴哉南伊豆町長に対し、約4,226万円を当組合に返還するなどを求める行政訴訟を静岡地裁に提訴した。訴状によると同組合は、（仮称）下田メディカルセンターの新病院建設を公募型プロポーザルで行ったが、協議、審査業務委託はさしたる理由もなく、医療コンサルト業者１者と300万円の随意契約で契約し、公平性と透明性を欠くと。また、新病院の職員宿舎新築工事はプロポーザル協議に含まれておらず、一般競争入札で建設した場合、安く委託できた。随意契約の10％に当たる約3,916万円の損害を与えたとして、管理者の損害賠償責任を求めたというんです。その当時、鈴木町長は東京へ出張中で、同組合事務局も訴状が届いていないためコメントできないということでしたが、現在いらっしゃいますので、一つは、なぜ随意契約だったか。また一つ、新病院の職員宿舎新築工事はなぜ一般競争ではなかったか。それだけお答えだけ願えれば。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　このいわゆる訴状については、まだ組合へ上がってきておりません。ですので、これについては、コメントは差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　宮田君、これで。

〔２番　宮田和彦君登壇〕

○２番（宮田和彦君）　以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　宮田和彦君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後１時まで休憩とします。

休憩　午後　０時０１分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩前を閉じ会議を再開いたします。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（梅本和熙君）　１番議員、加畑毅君の質問を許可します。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　１番議員、加畑です。よろしくお願いします。

早速質問に入りたいと思います。

まず、初めに町内各地の祭典保存のためのサミット開催について質問させていただきます。前回に引き続き祭りに関した質問となります。

先月11月の１日、２日に町内各地で祭りが開催されました。年々規模が縮小しているとはいえ、どこの祭りもにぎやかに、そして華やかに開催しようと、地域の住民は努力を重ねております。

９月の議会定例会の中で鈴木町長は、伝統ある祭りは町の文化でもあり、何とか残さねばならないと答弁しましたが、その気持ちは祭りが終わった今でもお変わりありませんでしょうか。まず議論させてください。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

確かに祭りというのは、それぞれの歴史のある催し物でありますし、それなりのやっぱり意義があると思います。ですので、我々はこれを伝承、将来へつなげていくことが、今生きている我々の、ある意味では努めではないかなという思いがしております。ですから、祭りに対する私の認識というのは変わっておりません。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

私が祭りにスポットを当てて、前回も今回も何回もしつこく質問を繰り返しているのは、

祭りが単なる一過性のにぎやかしではなく、むしろ地域政策としてとらえるべきものと考え始めているからであります。好景気にわいたバブル時代以降、高ぶる経済活動の中で、国民の権利意識が強くなった結果、都会だけではなくて地方までも人と人とのつながりが希薄化しておると。権利、主義を主張するばかりに人間関係が薄まっていると、こういう状況になっていると思うんです。

こんな中で、殺伐とした人間関係に潤いを与えてくれるのが、実は祭りだと、そういうふうに私はとらえております。その意味では、祭りを通して生ずる住民の相互間の信頼というものがあるんですけれども、結果的にはそこにその結束が、地域の社会的ネットワークを形成すると、こういうことがあると思います。大人でも中学生でも、同じ祭りを通じて、同じ目的に向かって、成功のために導いていくわけですね。そこに社会的ネットワークが形成することになるというふうに思います。

そこで、町内各地の祭典執行部、三役とか保存会とかというところの皆様に一堂に集まっていただきまして、意見交換の場という意味でのサミット形式の会議を開催していただきたいと考えております。庁舎も新しくなることですし、年明けあたりに新庁舎で開催ということで、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この祭りの関係の一般質問というのは、加畑議員は前回もされました。それで、実はなぜ加畑議員がこういう質問をされるかというのは、私は、覚えていらっしゃるかどうか。ウオータースイムの前夜祭の夜、弓ヶ浜に来てくれましたよね。あのとき私一緒になって、それで私はこういったイベントが好きですよという、非常に興味のある話され方をしました。だもので、あれは祭りといってもまた別の意味での祭りですけれども、やっぱりそういう人の集まるこういったイベントに非常に関心持っていられるなという、そのとき私は思いました。

今言われる、それぞれの地区にある祭りですけれども、これは町として、少子高齢化による人口減少の影響で、それぞれの歴史ある祭典の運営が非常に困難になっているということは承知をし、またある意味では懸念しているところでもあります。

そこで、祭典の運営組織ですけれども、これは今、それぞれの地区では、学校の協力を得て、小中学校の児童生徒を祭典に参加させる、こういうことでそれぞれの各地区の事情において催されているということであります。

そこで、町内各地の祭典保存のためのサミットということですけれども、これは祭典の抱えている問題点等も含めて、会議全体の設置のご提案だと思いますけれども、ご承知のように、この祭典というのはある意味神事ですよね。ですので、そういった面での今度はまた検討も必要になってくるというふうに思います。ということは、そこに行政がかかわるということになると、いわゆる信教的な問題であったりということもありますので、どの程度までかかわることができるのかわかりませんけれども、加畑議員の言われる趣旨というのは、非常に私もある意味では大事なことであり、今後も検討するべき問題かなというふうに思いますけれども、そういった問題があるということ。そして、あと祭典の保存であるとか運営面の問題。こういった面もいろいろと多岐にわたってくるということでありますので、これらについては担当課等含めて町内で検討していきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　祭りに対しての受け取り方という意味で、多少すれ違うのかなというふうに今僕は思ったんですけれども、中身に関していじるというのは、僕はこれしてはいけないことだと思っているんですね。各地で開催している祭りの内容に関して手を加えるということはなしです。その運営している人たちから意見を吸い上げる意味での会議体なんで、内容についてはどうこうというところまではいかないんですよ。例えばテレビの映像で流れているものの映像を使って、それを各地で出し合って、説明を加えながら、もう一回再認識するという意味です。同日開催の祭りなので、この町は、お互いによその祭りがどういうふうになっているのかというのがわからない。よその地区がどういう運営しているかがわからないというところがあると思うんです。ただ、各地の中で、祭りに関しての準備期間に構築される人間関係というのは、大人も子供も相当な強い結束力が生まれていると。そこに僕は注目しているんです。ですから、にぎやかしの祭りとか、宗教的などうこうというところは触れなくてもいいと思うんですね。そこに集まる人のパワーというところは、これで感じ取らなければいけないというところで思っているんです。ですから、ちょっと掘り下げて言いますと、祭りを通しての結束型の社会のネットワークができたそのときに、本物の祭りというのがそれぞれの地区に維持されると思っているんです。

先ほど言ったように、内容はもう変える必要はないと。今までやったものをきちっと継承していけばいいと。本物の伝統文化ができ上がったときに、その本物を見にくる人たちによ

っての観光というものができ上がるのではないかと。新しい何かをつくるのではなくて、きちっと歴史文化を守ることによって、その本物の行事を見に来る観光客というのをねらったらどうかというところを私は興味を持っているところです。

ウオータースイムの前夜祭に、町長と話したのを覚えています。単に僕はにぎやかしだけが好きなのではなくて、人が集まることによって、人数が少なくても、そこから生まれるパワーで行事がうまくいくとか、推進力が生まれるとかというところに注目したいと思ってのお話だったんです。その点は、今の答弁の中でも感じ取ってもらえたかなというところがありますので、そのサミット開催という形になったときには、単発ではなくて数年を通して、せめて四、五回、来年の祭りまでという形をとって、その中で結束力を固めたいと。各地区の結束力を高めるために、各地区の祭りを紹介するというのを設けていただきたい。ぜひそのチームが結成したときには私もできれば参加したいというような思いがありますけれども、具体的に開催という形での気持ちをちょっとお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今、加畑議員の言われることは、私なりに理解したつもりでおります。この祭りについての、そういった面での、全地区に呼びかけた場合、皆さんが理解して、やってくれるか、くれないかということがひとつ、大分心配されますけれども、そうはいっても、そういった一つ投げかけをしてみることもいいかなという思いがしておりますので、ちょっとそれについてはどういう方法でやるのか。これは観光面で考えればいいのか。あるいは歴史の面で考えたらいいのか。生涯学習なのか、あるいは説明もよく検討した上で、町内会にちょっと話しておいてみたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、町長がお答えになったように、観光面のところと教育面とかというところで、さまざまな面があると思うんです、入り口が。ですから私は、複数回開催するという形をとって、まとめに入っていきたいという形を考えております。

最初の１回目の会議体がどうなるか。それから、受けた側の各地区の担当者の方々が本当に集まってくれるのかどうか。どういうとらえ方をされるのか。心配される気持ちはすごくよくわかります。私の場合は、１発目の会議で理解されないままというのが一番怖いのでは

ないかなと。それまでにどうやって進捗していくかというのは必要だと思うんですけれども、その点で考えたときに、２週間前、11月23日、勤労感謝の日に、伊東の観光会館で第16回の静岡県民俗芸能フェスティバル、これが開催されました。ここには岩手県の大船渡市から「虎舞」が２団体やってきまして、東伊豆、それから伊東の踊りも披露されたと。そこへ下賀茂祭典組の「籠獅子」が出演という形で、行ってまいりました。そのときに私が注目したのが、下賀茂の関係者の人たちが来るのはわかるんですけれども、そうではない方々も結構多くいたというところが注目だったんです。中でも東子浦の人形三番叟の関係者の方々が、バスを貸し切って17名が会場まで来ていました。そういう形で、興味のある人たちというのは、町内にそこそこいるんだろうなと。きちっと力を入れてやれば、これを本気で維持していこうという力は生まれると思うんですね。そこからの相乗効果というものを期待して、次の町の観光なり推進力なりにつなげていったらいいのではないかというところは私、思うところです。その点お願いしつつ、次の質問に移ります。

質問２番目です。地元ケーブルテレビ、この全町配信による情報交換の活発化、この点について質問いたします。

今話しました町内各地の祭りの様子、それからこの議会の様子、放映している地元のケーブルテレビ、これが視聴できる地区とできない地区があるということで、かなり違いがあるということで話題になっているんですけれども、見られる地区と見られない地区の現状というのがわかれば教えていただけますでしょうか。どちらの担当のかな。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　具体的には担当課長のほうから後ほど答弁させます。

まず、我が町の各地区におけるテレビの視聴ということですが、町内の共聴施設、これはＮＨＫの共聴施設ですね。それから、一般の共聴施設として共聴組合を設立して、運営あるいは維持管理を行っている地区があります。また、一部の地区では、個人で民間ケーブルテレビに加入しているといった、いわゆる地理的な問題によって、各地区の統一性が図られていないというのが現状です。

そこで、民間ケーブルテレビの番組を全町で視聴するとなりますと、ＮＨＫとあるいは関係機関等において協議検討が必要不可欠であるということと、それから、各地区の共聴組合としての考え方の統一を図ることができるかということ、そういったことがあるということで、現状では全町への配信については、かなり支障があるではないかというふうにまず理解

しております。

　そうはいっても、民間ケーブルテレビ会社からサービスエリア拡大の提案がありますので、今後も行政として情報発信という側面から、協力できることは対応していきたいという考え方で基本的にはおります。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　民放テレビの件なんですけれども、正確な数字というのはとらえてはおりません、現在。ちょっとわかりかねます。基本的には、南中地区から下田市方面のものになろうかというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今、答弁にありましたように、契約の形態が違っているということは承知しております。各地区によってどのような形でテレビを見られる状況をつくっているかというのも違いますし、中には個人でテレビ組合を持たずに契約している地区もあるというのは承知しておるんですけれども、この夏から地デジに変わったわけですね。情報量というのが多量に流されるという時代の中で、やっぱり地元の情報を得るというのはすごく大事になっていくと思うんです。情報量が多くなればなるほど、地元の状況を把握する状況というのは必要なんではないかなと。その意味では、見られる情報と見られない情報が住む地区によって違うというのは、町の中でかなり差が出てくるのではないかなと思うんですけれども、その点、難しいとはいえ、何とかそれをできる方法を模索していただきたいなと思うんですけれども、契約上だけの問題なんでしょうか。それ何とか可能にできるという、技術的なことでできないんでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　時間が若干かかると思うんですが、例えば今回の３・11の震災のときに、テレビとインターネットが融合してＵｓｔｒｅａｍで流したという記事を読んだと思いますが、そういったことも可能だと思います。

　それから、光ケーブルが下田まで来ているという記事が先日載りましたけれども、例えば光ケーブルの敷設によって、先ほど言いましたように、あいたスペースというんでしょうか。そういったことも可能であると思いますので、単純に何というんでしょうか、各地区のテレビ組合に頼るだけではなくて、そのＩＣＴ活用で対応できる部分も可能ではないかということで、一部私的な研究等も始めていることはいるんですが、まだ本格的にはなっていません

が、そういったことも模索できるというふうには考えております。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

今、松本課長が言われたように、見る側はその気になれば情報がとれるという状況まではつくってほしいんです。町側で、見る気がなくてもテレビから情報がどんどん流れてくるということではなくて、見たいと思う人が情報をとれない状況にあるというところが問題だと思うんですね。ですから、全部の情報を常に流せというんではなくて、方法としては、正式な電波を使わなくても、テレビ組合のほうを通さなくても、違う形でも、とろうと思えば情報がとれるというところまでできればいいのかなと。せめてそこまでやってほしいというところが希望でありますので、ぜひとも全町で同じ情報を共有できると。やろうと思えば共有できるんだというところまでの状況はつくっていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。地熱の現況調査についての質問に入ります。

12月１日の伊豆新聞１面に、温泉と地熱発電の共生と、それを目的としたボーリング調査の記事が掲載されました。科学的に解析する今回の調査に、どのような期待を持っておられるのか。町長、お聞きしたいんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、昨年度ですけれども、町ではクリーンエネルギー等の地域資源を活用して、地域の活性化を図ることを目的とした、いわゆる緑の分権改革推進事業を静岡県から再委託を受けて、下賀茂温泉の地熱資源と森林資源を活用した事業展開のための基礎調査を実施したところであります。そして現在は、昨年度の基礎調査をもとにして、環境省の委託研究事業として、温泉共生型地熱貯留槽管理システム実証研究が加納地区で実施されております。これが今言われた、地熱発電と言われている、この調査と言われている事業であります。

この事業は、独立行政法人産業技術総合研究所、ここが環境省から委託を受けて、そして法的手続を経て、地質分布、それから温度分布、こういったことを調査して、温泉涌出メカニズムと地熱資源の広がり、それから規模及び地熱構造、こういったものを解明することを目的として実施されているものであります。そこで、町としては、調査結果が将来にわたっ

て町民の財産としての温泉を守っていくための重要な資料になると考えておりまして、また有効な地下資源の存在が解明されれば、町のために活用できることにもなり、次の世代に引き継ぐことができる大きな財産にもなりますので、事業が円滑に進展するよう協力をしてまいりたいというふうに考えて、取り組んでおります。

調査結果につきましては、各種団体の代表者、町議会議員などで構成する新エネルギー利活用検討委員会において、地域の活性化や雇用創出のための新しい事業への転換の可能性も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　これまでのボーリング調査というものは、300メートルの深さまでということで聞いております。今回の調査で600メートルの深さまで掘り進めるということになりまして、さまざまな温泉の利活用を模索できる材料が出てくると思うんです。このことによって、今回の調査で、もしかしたら大きなチャンスをつかむことになるのではないかという期待もあります。調査結果を踏まえて、町としてその調査結果の中でできることがあれば、何か展開していこうというようなお考えは、今の状況でありますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　今回、１月からボーリング掘削をすることになっております。可能性としましては、地下資源の有効なものがあるというふうに踏んで調査に入るわけなんですけれども、まだ調査結果がどういう状況になるかわかりませんので、その結果をもって、委員会等、新エネルギー利活用委員会等にかけて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　これと同じような状況の中で、東伊豆町では、10月６日の時点で、町の温泉熱発電実現化推進協議会というものを町のほうで発足させて、町長みずから、太田町長がみずから顧問となって協議会が構成されているという現実があります。例えば、我が町としても、将来的にクリーンエネルギーという面では、発電所の必要性というところまで考えた計画というものも考える時期が来るのかなと思っています。もちろん、今町長が言われた、まだ調査結果が出ていないので、温泉の成分に関してとか、いろいろな面で使えるもの

があるのではないかという結果が出ていない段階でというのは、答弁は無理かもしれませんけれども、例えば調査結果が出たときに、こういう結果が出ましたと。今後参考にしてください程度ではなくて、それを踏まえて、何か次の事業展開とか、次のものに踏み込もうという準備があるのかなというところをちょっとお聞きしたいんですが、そういう状況が来たときにどう対処するのかというところを聞いてみたい。結果が出ていないとしても、今の状況では、どんな気持ちで町長がおるのか聞いておきたいと思います。お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この調査の結果がどういう形で出るのか、まだ全く予想がつきません。ですので、今ここで内容ということを申し上げると、その調査結果の内容によっては、あるいはできないこともあったり、できることもあったりということでありますので、ある程度の概要がわかるまでは、何をやろうかということまではまだ踏み込んで、我々としては、この調査そのものがそういった事業ではないということで国から報告を受けておりますので、次の段階に進むには、やっぱりそれなりの今度は町としての対応を考えなければならないと思うんですよ、何をやるにしても。そういうこともありますので、今のところではまだ具体的に事業等には考えておりません。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　なぜ私はこんな言い方をしたかといいますと、今回の調査開始に入る段階で、地元の加納区民の皆さんに相当な心配をかけたと思っているんです。何か始めるときに、リスクというものはつきものなんですけれども、やはりそれでも決断した暁には、その先に何か次のいい点が待っていないと、これから先、何を進めるにおいても、住民の皆さんは決断できないと思うんですよね。できれば、リスクが生じるんだったら、もうやらないほうがいいというところが一番安全策だと思うんですけれども、それを重ねていったら、何も生まれないわけですよね。

だとすると、リスクを承知でも決断したという先には次の展開が待っているんだという形がないと、今後何をやるにしても、多分住民の皆さん、南伊豆町の住民の皆さんはついてこないのではないかなと思うんですね。だとすると、結果が出ました。それで終わりですと。資料として残しますだけだと、あんなに心配したのにこれで終わりなんだという形で終わっ

てしまったら、もう次の展開というのは望めないのではないかなと思うわけです。これは温泉熱だけではなくて、今後行う事業、それから調査、これから町を立て直していかなければいけないということにおいて、すべてにおいてかかってくることだと思いますので、次の展開というところまで調査結果がわかれば、また日を改めて聞かせていただきたいと思います。

この内容の質問は以上で終わります。

それから、最後の質問に入ります。不妊治療の補助金制度、これについてお伺いします。

現在、不妊治療に悩んでいる人たちの問い合わせというのは、実際には町のほうにどのくらいあるんでしょうか。担当の課長、お聞かせ願えますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　問い合わせについてでございますけれども、年間数件です。ただし、今年度、先月か先々月１件問い合わせがあったというふうに聞いております。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　実際の問い合わせは数件程度ということですね。ちょっと聞くところによると、なかなか言いづらいことでもあるし、思っているんだけれども言えないという状況があるように聞いております。実際に問い合わせではなくても、状況として地域とかそのような雰囲気を感じたことというのはありますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　身近でも、実際に不妊に悩むというのは目にしております。その辺は感じています。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　河津町では、６月14日の議会定例会の中で、少子化対策としての不妊治療助成に取り組むと発表しております。近隣の市町でこのような状況になっておるんですけれども、当町としては、南伊豆町としてはどのようなお考えを持っておられますでしょうか、現時点で。町長、お答え願えますでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

不妊治療については、今課長からお答えしたとおりですけれども、本町では年間数件程度

の問い合わせということで、県内では市町単位の単独の事業として助成を実施する自治体が、今増加傾向にあります。ですので、本町においても、助成の実施に向けて前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君。

〔１番　加畑　毅君登壇〕

○１番（加畑　毅君）　今の状況の中で、人口が減少しているという状況の中で、本当は子供が産めるのであれば育てたいと思って願っている人たちがいる中で、なかなか状況を打破できないと。要するにお金も相当かかる、精神的にもきついというところがあると思うんです。その中で、やはり町のほうで助成するというところで、かなり精神的な応援にもなるでしょうし、経済的な応援にもなると思うんです。その点はもう一度考えていただきたいと思っております。

問い合わせは少ないと言っていましたけれども、本来は悩んでいる人が多いんではないかという予想が立てられます。この町の人口をふやすためにも、子育てしやすいという環境を整えることによって、この町にとどまる人、そして外部から移り住んでくる人というのはふえてくると、私はそのように思います。その環境をつくるためにも、重要な意味を持つことになりますので、ぜひともご検討のほど今後ともよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　加畑毅君の質問を終わります。

◇　稲　葉　勝　男　君

○議長（梅本和熙君）　６番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　それでは、通告に従って一般質問をいたします。

平成23年も残すところ、今日を入れて25日とわずかになりました。ことしは記憶に残る出来事はと聞かれた場合、国民の100人中100人が、恐らく３月11日の東日本大震災と答えるというふうに私は思っています。

先ほど来、同僚議員からもお話がありましたように、去る11月７日、８日、９日の３日間、津波により大きな被害のあった岩手県陸前高田市へ、ボランティアセンターを通じ、議員会

で、少しでも何かお役に立てればということでボランティア活動に行きまして、草刈り機もちろん持参で、浸水農地の草刈りを行ってきたという状況です。

それで、テレビとマスコミを通じて被災状況は知っておりましたけれども、実際こうやって現地に行って肌に触れますと、本当にこの地震の津波の大きさ、これが８カ月たった現在でも、瓦れき、それから車の残骸等がまだ非常に野積みというか、そういう状況にありますので、これが復興の足をひっぱっているというようなことも報じられております。

そういう中で、私は三陸海岸と、それから伊豆半島と、若干リアス式状況が似ているということで、防災に対する考え、そういうものを新たにしたわけでございます。それで、この通告にもございますけれども、防災対策の考えをお聞きするということで、町の防災計画の見直し、それの進捗状況ということで、ここに質問させていただくことになっておりますが、進捗状況、これは６月の定例会のときでしたか、一般質問させていただいたとき、町長のほうから、国県の防災計画見直しに準拠し、防災計画を作成する中で研修していくと。また、各地区の自主防災会による避難訓練の必要性を説いていくとの答弁がございました。

それで、11月26日ですか、政府が見直しを進めている防災基本計画の修正、その素案がここに出ております。その中でいきますと、その中の骨子として、あらゆる可能性も考慮した最大クラスの津波も想定。避難を軸に道路や土地のかさ上げ、避難施設の整備、土地利用、建築の規制を組み合わせ、人命を守ると。そして、津波到達時間が短い地域では、おおむね５分以内に徒歩で避難できるまちづくりを目指す。これが骨子だということで、その後基本方針だとか災害予防、それに対する記事が載っていました。その中で、今後、国の動きだとか防災計画、これに先ほど町長が申されたと言いましたが、それに基づいた形の中で、町の防災計画の見直しが進められると思います。しかし、東海・東南海・南海地震、この三連動というんですか、これが30年以内に発生する確率が80％以上だとも言われております。そして、国県の防災計画に準拠して、やらなければならない計画は確かにございます。それとはまた別に、町独自で対応可能な防災計画というか、そういうものもあると思います。その辺についての考えをお聞きしたいんですけれども、津波対策のスローガンには、少しでも早く、少しでも高くがあるように、津波到達時間の短い地域では、先ほども言いましたが、５分以内に徒歩で避難できる場所を確保することが必要とされているということになっております。

海に面した、これは低地を入れると13‐14地区ですか、には早急に避難路だとか、場所の設置などの、単独で可能な対策に着手すべきではないかと思います。

危機管理は巧遅拙速といって、上手にうまく遅くできるよりは、雑でもいいから早くでき

るほうがいいんだというふうな危機管理というか、それの基本だということもございます。その点について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この防災計画につきましては、今議員も言われているように、国の会議での内容を受けて、そしてさらにまた、県では４月15日に津波対策の検討会議を設置して、被害想定等の見直しに着手していますので、今後県が定める第３次被害想定の見直しを受けて、これらとの整合性を図りながら進めていきたいというふうに思っております。

今言われる５分以内ということがありますので、我々もこれを頭に入れながら、それぞれの地域の実情をよく見きわめて対応していきたいという考えでおります。

細かいことは総務課長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるように、災害は待ってくれませんので、我々も一日も早い計画というんでしょうか、を立てたいというのは正直なところであります。

ただ、ご承知のとおり、例えばある学者によると、駿河湾の西海岸、例えば妻良、伊浜、子浦あたりですと20メートルの津波が来るという学者もいますし、ある学者によれば、石廊崎を回った津波も、それほどは低くはならないだろうという学者もいます。まさにどの考えをとっていいかわからないというところが正直なところであります。それなりに皆さんシミュレーションしていますので、それなりの根拠はあると思うんですが、という意味を含めて、県の計画に整合性を図りたい。

ただ、先ほどから申し上げているように、乾パンですとか、また各自主防が定めるより高いところの避難所等につきましては、一刻も早い整備等に係る支援等、できることからやっていきたいというふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　今、町長、総務課長が言われることも十分わかるんですけれども、この先ほどちょっと私が申し上げた、国の防災基本計画の案、その中の基本方針ですね。災害を完全に防ぐことは不可能だと。被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害

ができるだけ少なくなるよう備える、減災の考え方を基本方針とするということが書いてあります。ですから、私が申し上げるのは、国県の防災計画、それに準拠するのは当然ですけれども、それ以外に、この間湊地区ですか、12月４日の防災の日で、防災訓練。そのとき伊豆新聞に載っていたある湊の区民の方が、避難路だとか、それから何タワーでしたっけ、避難タワー、そういうものの設置をお願いしたいと、早急に。それは確かに国のこれからの中身も当然出てくるでしょうけれども、町として対応できるか否か。その避難タワーが必要なのか、高い場所をつくることができるのか。この前のときには、休暇村が提携結んでいて、避難ビルに充てるだとか、そういう部分をお聞きしました。しかし、休暇村まで河口のほうから、お年寄りだとか行かれるには、５分以内を想定して、大変時間的にも大変だと思うんですよ。ですから、そういう場所を、お金をなおかければそれはいいのはできるけれども、そうではなくて、できる限り高目に場所をつくって、それが完全とは、先ほど言ったように、さて、それで済むとかではないんですけれども、そういうものを整備するということ。これはもう本当に、巧遅拙速ではないけれども、本当にこれは必要だと思うんですよ。どうですか、その辺の考えは。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほど私が、それぞれの地区の実情をよく見きわめてと申し上げたのは、そのことなわけです。今言われている５分以内の避難ということがかなり可能な地区が海岸でもあります。ただ、弓ヶ浜の場合は相当広いわけですから、広域ですから、果たしてそれが可能かというと、これは難しいと思います。ですので、これはまだ検討には正式には入っておりませんけれども、あの弓ヶ浜を何とかしなければという思いがしておりますので、今言われる避難ビルのほかに避難タワーですね。こういったことも視野に入れながら考えていきたいという思いでおります。

国や県でも、そういった面での今後いろいろな検討がなされる中で、補助金的なものも、もちろん当てにできることはできやしないかなということも考えながら、それはそれとして、なるべく早くこれは、やるとなれば実現できるような格好で持っていきたいという思いであります。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長、持っていきたいではなくて、ぜひそれは持っていく。これはもう行政として必要不可欠といったらおかしいですけれども、当然やるべきことだというふうに私は感じております。

それで、確かに各地域によっていろいろ実情は違いますので、その点はいろいろな実情に合わせた形の避難タワーになるか、避難場所の設置だとか、当局のほうで地元の皆さんと検討されればいいと思います。

この間の12月４日の防災訓練で、今言った東日本の大震災の経緯を踏まえて、津波訓練に新たなメニューを加えた自主防も多いというふうに聞いております。今まで、確かに、私のところは津波の心配はない地域だものですから、それには本当に皆さん無頓着というか、そういう状況です。ですから、今までと同じような防災訓練、ただ集まって、そしてガスをとめてきたか、そういうものの聞き取り。何ら今までと変わりないです。今回、地域によったら、海岸地域でしょうけれども、津波を想定した防災訓練だったということですけれども、その内容的なもので、今までとは違ってこういう面であったというものがあったら、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

まだ全地区から回答が来ておりませんし、私もだっと見ただけで、最終的にまとめたものを見ていませんが、例えば今まではどちらかといえば漫然と避難していたものが、先ほどの５分ではないんですが、時間をはかって、５分でどこまで逃げられるかとか、そういったことをやっている地区もございます。

それから、夏前の避難訓練でもそうでしたけれども、避難しながら危険箇所を再チェックしていくだとか、そういったものをまとめて町に改修してくれとか、要望を出してくるとか、そういったことが、今までとは大分違った訓練かなという印象は受けております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　自主防災訓練だから、それは自主的に各地域がやるということで、自主防災というふうに名づけてやっているんだと思いますけれども、私思うんですけれども、津波の大きい東日本大震災を経験した後、行政の指導というか、行政のある程度の強制的というか、そういう面で指導していくとか、それも人命を守るために必要だと思うんですよ。

だから、訓練内容も、ある程度行政が主導のような形で、完全にレールに乗るまでは、やっぱり行政がこういう形で津波をよけるために訓練しなさいとかいうので、各地区へある程度行政指導というか、そういう形のものでやっていくことが必要ではないかなと思いますけれども、担当課長、どうですか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えします。

３月11日からほぼ毎日防災、防災で明け暮れてきました。それは言いわけになりますので。

今後は、例えば夜間、夜間訓練。地区に限って抜き打ちの避難。消防団がやっていますけれども、そういったこと。例えば最悪の夜間で、雨で、台風で、ではどうするということも考えられなくもありませんので、そういった最悪の状況を考えた訓練も必要かなと。

それから、部分的には実施しているところもありますが、宿泊訓練というか避難所訓練、そういったものを、一晩泊で、非常食を食べて、停電の中でというような訓練も必要かなというふうで、今新年度に向けて担当と協議してございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　これも新聞に載っていたんですけれども「訓練の大切さかみしめる」ということで、岩手県の山田町の町長、沼崎喜一さんが静岡市内で、東日本大震災、大津波の体験を通じて地方公共団体に訴えたいこと、伝えたいこと、これがあるんですよ。この中でも、町長が言っておられるのは、奥さんに避難所の状況を聞いたとき、震災の後、避難所に避難した妻から、避難できていたのは訓練に参加していた人ばかりだったと、これが強く印象に残っている。行政が強く指導していく大切さをかみしめているというふうに結んでいるということも、これ静岡に来られたとき話しておったことが、この新聞に載っています。

これを考えたとき、本当に訓練の大切さ、これはもう町民の皆さんに、本当に町のほうからの指導というかそういうもので、大切さを、皆さんそれぞれ自覚はしているでしょうけれども、今以上に大切さというものを知ってもらうことが必要だと思うんですよ。ですから、このためにも、先ほど私が言いましたように、ある程度行政のほうの指導で、こういう防災訓練だとかそういうものができるような方向をぜひとっていただきたい、このように思っております。

それで、防災に対してのことではまだいろいろお聞きしたいこともございますが、今日は

一応ここまでで、次は同じ防災対策の中でも、医療と福祉施設の防災対策ということでお聞きしたいと思います。

この想定されている、先ほども申し上げましたが、東海・東南海・南海地震による大津波が発生した場合、先ほどから話が出ていますが、弓ヶ浜の地域が、波打ち際から100メートルほど近い位置に共立湊病院もございます。それでなぎさ園もございます。この防災対策がどのようになっているか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　まず、お答えする前に、今議員の言われた山田町の町長の弁ですけれども、これは私が山田町へ慰問見舞いに行ったときに、生でその言葉を、お話を聞きました。それで、先ほど釜石の小学校、中学の話も出ましたけれども、やっぱりそのときの町長が言われたのは、今の新聞の記事と全く一緒で、訓練をしたところほど今回は助かっているという話をされました。

それで私は帰ってきてから、区長会であるとかあらゆる会合の場でその話をしています。ですから、もう訓練、何しろ訓練と、日ごろの。午前中の質問にもございましたけれども、体に覚えさせること。これがまず一番だという話です。結局、山田町長の言われたのはその話でした。そういうことですので、我々も今後さらに自主防とよく連携をとりながら、そういった面での訓練、訓練ということで、津波対策としては取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、ただいまのご質問ですけれども、新病院の防災対策であります。これは会議に向けて迅速な津波避難マニュアル等を整備して、警察あるいは消防、それから市役所防災所管の部署ともよく連携を図りながら、災害の拠点病院としての機能維持に努めてまいりたいというふうに考えております。さらにまた、福祉施設の防災対策につきましては、これは担当課長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

なぎさ園を含む他の福祉施設のものにつきましては、それぞれ省令において、施設等の人員、設備及び運営に関する基準の中に、非常防災対策についての規定があり、非常災害について、必要な設備を整備、非常災害に関する具体的な計画、関係機関への通報及び連絡体制を整備することが義務づけられております。また、非常災害に備えるために、定期的に避難、

救出その他必要な訓練を行わなければならないという規定もございます。

平成23年３月の東日本大震災などの教訓を生かし、静岡県が作成しました高齢者福祉施設の県民災害対策マニュアルなどに基づいて、災害発生時に被害の有無の報告、災害時における地域の連携体制の確立など、施設、町、県がそれぞれの立場で災害への適切な対応が図れるようにしております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　今、健康福祉課長からの話は、県のほうからこういう状況でこうだということでお聞きしたんですけれども、実際５分以内にということの想定の中で、今言った、あそこは福祉ゾーンで、なぎさ園は特に、今は共立湊病院もある。そういう中で、５分以内に対する防災対策というか、あるいは津波が５分以内で来るという想定のもとの、そういう訓練とか、そういうものに対しての防災の対応というか、対応等の検討とかそういうものはされましたか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　健康福祉課としまして、その辺の状況は把握しておりませんけれども、各施設ごとにその辺の訓練等は対応していると思われます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　健康福祉課が全部統括しているわけではないから、そうなんですけれども、身体的にも弱者の方が多い中で、ぜひ５分以内ということ、これは本当に５分以内の想定というのは必要だと思うんですよ。ですからぜひ健康福祉課長のほうからも、そういう面でのこの地域の施設の防災対策については、県なりいろいろなほうからのあれがあるとは思いますけれども、慎重にこの辺は対応していただきたいというふうに思います。

それで、これも６月の定例会で町長にお聞きしたんですけれども、来年５月に完成する新共立湊病院の防災対策、これは1850年の安政東海地震の津波による下田の被害状況の記録など申し上げながら、３月11日、発災時点ではまだ基礎工事にかかっている程度ですから、検討されたかということに対して、町長は、首長さんのほうからも、各構成市町の首長のほうからも、そういう話もなかったと。それで、議会も開催しないし、運営会議も開催しない。

しかし、地震対策についての一部変更があったということを聞いているということの答弁をいただいたんですけれども、その一部変更があったというのはどういうあれでしょうか。今の設計の中での、建物に対しての変更でしょうか。そのとき聞かなかったものですからね。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　あの時点での私の答弁の仕方が、あるいは誤解されたかもしれませんけれども、いわゆる避難の面での避難路ですね。そういった面では、まだ具体的には検討に入っておりませんし、先ほど申し上げたとおりであります。そして、例えば発電施設であったり、そういった重要な部分については、４階か、あれは。４階になりますかね、最上階に上げるということで、若干のそういった見直し、設計変更まではいかないですね。見直しというか、そういったことがなされておると思います。ですので、施設の面ではそういうことをしつつ、やはり人命ということを考えて、これはもう先ほどから申し上げておりますように、より安全に場所へ避難するということは、これは最大の重要なポイントでありますので、それは市の防災のマニュアル、津波避難マニュアル、これらとよく連携をとりながら、下田市内の施設として、病院をどういう形で避難させるかということを一緒になって考えていきたいという意味でございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　本当に共立病院というのは、これは伊豆南部の中核病院でもありますし、それから災害時の拠点病院だということで、非常に重要な病院でございます。

先ほど私が申し上げたように、この３月の時点で基礎工事にかかっていた、このとき、ぜひ私が申し上げたいのは、管理者として、副町長会議、それから議会等の招集をされて、今後こういう、今までの地震の経過もあるものですから、下田市内の。それを検討した上で、これでそのまま進んでいいのか。その辺の検討というのはされるべきだというふうに私は思います。というのは、これが今後、大きいこういう震災があったとき、いつ来るかわかりませんけれども、そのときの行政の担当者には、非常に責任が重大だというふうに思うものですから、そういうことからして、町長の考えを聞きたいと思ったんですけれども、本当にこれは、今後何かあった場合、同様な津波があった場合、そのときの、ことしの３月11日の検討をすればよかったなというふうに、７メートルとも限らないものですからね。ぜひ町長には、もう今はあれだけ建てたから、もう今さらしようがないですけれども、あの時点ではそ

ういうふうに思っておりました。

それで、６月のそういう答弁をいただいた後、私不思議に思ったのは、これは人の市町のことですから、内政干渉になるというふうに言われればそれまでですけれども、下田市が新庁舎と認定こども園の建設について、旧町内に最初計画していたみたいですけれども、東日本大震災と、過去の安政東海地震ですか、そういうものを考慮して、津波の安全な場所への建設を検討していると市長が述べております。これについて、石井市長も副管理者です。先ほどのこととあわせると、その時点で、やっぱり副管理者もそういう考えを持ってもらいたかったなというふうに思いますので、町長、石井市長の発言この辺に対してどう思いますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

確かに下田のことですけれども、昔のそういうことが述べられています。

ただ、あの病院は、そのときは既にもう着工して、工事がかなりという時点でしたので、３・11の災害というのが、いろいろな面で今日本国じゅうが対応を迫られていると思います。そういった、特に建物の場所の選定であったり、耐震の問題はもちろんですけれども、ですので、我々は今できることは、その時点でできることを最大限にやるということしかないと思うんですよ。これはまた時間がたち、日がたつと、どういう事態になっていくかわからない。今以上のことが要求されるかもしれない。ですので、我々はもうそこでスタートしたものについては、できる限りのことをやるということしかないと思います。それには、耐震、免震の面、それから避難の面、そういうことでやっぱり万全を期していきたいと。この耐震と免震については、これはもう説明を受けて、あそこの場所では最大限、施工者がやってくれていますので、あとは避難の問題は、先ほど申し上げたようなことで対応したいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　町長が言われたように、もうこれから一生懸命やるだけのことですけれども、ここにも書いてあるように、災害を完全に防ぐことは不可能ですから、被災しても人命が失われないよう、それを病院でも心がけていた、そういう防災対策をつくっていくことを申し上げていることだと思いますけれども、そういう形でぜひ進んでいただきたいとい

うふうに思います。

それで、３つ目ですけれども、先ほど来私が申し上げているように、国県に頼らないで、国県とは別に町単独でできる避難施設とかそういうものの検討をするということ、そう言っておりますけれども、平成24年度の新年度予算、その中で、そういう何か、これはもう早急にやらなければならないんだということで、予算計上するのか、しようと思っている項目はございますか。どうですか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

24年度予算につきましては、今編成作業中でございますが、先ほど来話題になっております、まず防災があると思います。防災が最優先ということではないんですが、優先度の最も高い一つだと思います。内容的には、津波避難対策、具体的に何とは申せない部分もあるんですが、総合的に考えて津波避難対策、孤立予想集落対策でございます。町内17カ所、全部が一度にはできませんが、そういったことですね。３点目に非常食等の備蓄品の購入。町内だけでなくて、南伊豆町そのものが孤立する可能性があるという前提に立ちまして、何年かかかって相当数の食料を備蓄していきたい、そういうふうに考えています。それから、故障が多い消防車両の更新等も考えております。

そういったこともメーンに加味しながら、第５次総合計画とか自立計画等に沿って、予算の平準化を図りながら推進していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　本当に防災対策は早急に必要ですので、これからも、制度の中でいいです。とにかく対応されることをお願いします。

それで、最後ですけれども、避難場所の設置は高いところへということで、これは陸前高田へ私たちがボランティアに行ったときに、草刈りを、浸水農地の地主の方が言っていられたんですけれども、今までにたびたび陸前高田のほうは、地震だとか、その前の地震と津波を経験している中で、避難場所が、大体年寄りとか、体のちょっと不自由な方等を考えた場合ということで、平地、平らなところ、ここらもそうでしたけれども、そういうところへ設置したんだと。そして皆さん、年寄りなんかも、避難場所へ逃げればもう安心だという感覚で、みんなそこへ集まったらしいです。そうしたらそこへ津波が来たから、大勢の方が亡く

なったというようなことを申しておりましたので、ぜひこれは、先ほどからよく私が言っているのと重複しますけれども、高い場所への避難場所、これは本当に早急に検討していただきたいというふうに思います。

防災対策については以上で終わりにします。

続きまして、限界集落の生活環境整備ということで質問させていただきます。

平成21年12月の定例会でも質問いたしましたが、町内４地区の限界集落の中で、世帯数13戸、高齢化率70％の吉田地区における簡易水道の老朽化と、道路幅員が狭く、緊急時の対応に問題が生じることが懸念されるため、危機管理、地域活性化の面から、町長の考えをお聞きしたところ、実態を調査するとの答弁をいただいたところであります。

１年が経過して、これはどういうふうに調査されたのか、その辺をちょっと、担当課長でもいいですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　詳細は後ほど担当課長から答弁させます。

まず、平成19年度の国庫補助制度の見直しによって、平成21年度末までに水道事業の統合計画書を提出することが、補助金を受ける条件となりました。これを受けまして、平成20年９月に、地区で管理している簡易水道の海岸線９地区代表者と上水道との統合について協議したところ、統合はしないとの結果になりましたので、町が直接管理している水道施設を一つに統合する計画を国に提出し、この計画に基づき、現在南上地区において老朽管の更新事業を進めておるところであります。

このような状況の中で、町の第５次総合計画あるいは過疎地域自立促進計画には、吉田地区などの簡易水道施設整備の計画はのっておりません。このため、これらの地区の水道施設整備は地区の事業として行うことになりますが、100万円以上の工事については町が工事費の３分の１を一般会計から補助する制度があります。

なお、将来的には単独で施設整備が困難となる地区もあろうかと思いますので、別途対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

地区の実情については担当課長から説明させます。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　吉田地区の現状ですけれども、水道法に基づく水質管理のほうは、町で毎月行っております。

それから、ポンプの設備点検も町のほうで、年に２回やっています。それから、滅菌剤の支給も、現地まで運んで町のほうで行っております。

そういう形で、地区の水道の管理についても、かなりのところで町の上下水道課のほうで対応しております。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　ここに私も南伊豆町過疎地域自立促進計画、22年から27年、この中にも、環境整備、生活環境の整備のところで、その他の対策で、安定した水量の確保のため、簡易水道配水地の増設を推進していくことで書いてあります。

今、青野のほうでやっているのは、確かに枝パイプの布設替えで、この事業で取り組んでいるということはわかります。ただ、先ほど町長も心配されているようでしたけれども、吉田地区のように13戸で、それで高齢化率70％。非常に皆さん、本当に高齢化していて、地域の使役もままならないというような状況のところですので、ぜひ国の過疎計画に対して町の過疎計画で、過疎地域とか限界集落、こういうところへは特別な支援というか、そういう手を差し伸べる、こういうことも、町長、考える必要がこれから出てくると思います。町の財政も厳しいとは言いながら、では、厳しいから高齢者のところはそのままでいいのかということは、町長も当然思ってはおりませんけれども、そういうところにはもっと手厚い、手を差し伸べるとか、忘れ去られたというような感覚を持たれないような、そういう、ぜひ手を差し伸べていただきたいというふうに思いますけれども、どうですか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

水道は、これは日常生活にいっときたりとも欠かすことのできないものでありまして、そういう中で、先ほど申し上げた簡易水道の関係は、町管理のものについてはそういうことでありますけれども、今言われたそれ以外の地区については、100万円以上の工事についてはということはあります。ですので、こういった規定の中でやっていくと、今議員が言われるように、対象外の簡易水道の施設が出てくると思うんですよ。ですので、これらはやはり今後の課題として、我々は当然これは考えていかなければならない問題だと思っております。

ですので、この制度そのものですね。これをもう一遍見直して、そういった面で救済できるような形に考えていきたいという思いでおります。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　これは町長にそういう答弁をいただいたことは、非常に心強く思うんですけれども、道路に関しても同じような考えでいっていただけると思います。

これ12月１日に商工会の工業部会、第15回の安全大会で、建設課の外岡技師が、岩手県の山田町に被災地支援活動報告ということで行かれたその報告を中央公民館で聞いたんですけれども、この中で外岡技師が言っていた、被災後一番必要なことは何かということを山田町の皆さんに聞いたところ、電気だとかという話も出たんですが、そうではなくて、やっぱり道路の確保、これが被災地にとって一番重要だったと。確かに道路がなければ支援物資も運ばれない、救急搬送もできない、何もできないと。だから、電気だとかそういうものより道路だという、この話があったということで、改めてそうだなというふうに私は感じたんです。

ですから、こういうこともありますので、吉田地区にかかわらず、道路の整備というのは必要だなというふうに思います。吉田地区へ行くには非常に、車もすれ違いができないような状況でございますので、これも過疎計画の中か何かで今後のローリングの中で検討される、そういうふうにしていただきたいというふうに思いますが、担当課長でも町長でもよろしいですけれども、答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　お答えします。

道路等の公共施設につきまして、町事業化計画に基づきまして、修繕をしているという中でお聞きしております。

今、議員言いましたように、地域によっては路面等の整備が余りされていないような道路等に、町内でも参考までに、695の町道路線が存在しております。そういった中で、これからはちょっとあれなんですけれども、町内での主要路線、町道、これについては整備計画を設けて、路面補修等を維持していくというような計画もございます。そ

れ以外の路線、数がありますけれども、建設課職員による道路パトロール、また地元からの要望等によって、補修箇所等が出てくれば、その都度修理していくという形で、路面維持をしております。

吉田地区等については、皆さんご存じのように、道路幅員も少ない１車線の道路ということと、あとは片側はがけ、片側は山というような道路も多く存在し、場所的に険しい道路であります。そうした中で、伐採等の中で管理していく必要があります。そういう路線

が多いものですから、なかなかすべての道路を拡幅してということは、ちょっと困難な中で、ただ、地域住民にできるだけ不便をかけないような形にも心がけているつもりであります。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　課長、私が申し上げているのは、すべてこれ防災対策という、今回の３月11日の地震の教訓から申し上げていることであって、ふだんもそうなんですけれども、こういう地域に関しての手厚いあれは、先ほど町長がこれから考えなければいけないことだということだものですから、お願いするとして、インフラの整備だとか、定住促進の町を掲げて推進しているわけですけれども、その一体にも、やはりこれは関係というふうに私は考えるものですから、定住しようと思っても、人それぞれ考え方はあるにしましても、やはりインフラがある程度整備されている地域、そこへ住むというのがほとんどの方の希望ではないかなと思うものですから、そういう観点からも、ぜひローリングのとき、この辺はまた皆さんで知恵を出していただいてやっていただきたいというふうに思います。これはいいです、答弁は。

それから、次が、身体障害者と緊急通報システムの現状ということでお聞きしたいと思います。

これは、体に障害を持たれている方、特にろうあの方、そして病気により声帯を手術されたり除去されたとか、要するに声の出ない方、この方たちが、緊急の場合、119番することはだれしも知っていますけれども、話すこともできません。それで、うちの方がいられればいいんですけれども、うちの方が外出しているときとか、そういうとき、例えば緊急通報したいというとき、声が出ないと、119番に通じるが、声が出ないから話すこともできない、こういう場合の対応というのはどうなっているのか。非常に不安を持っている方が多いものですから、ぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

緊急通報システムの配備につきましては、平成21年度に50台、新機種に再整備いたしまして、現在47台が設置、運用されております。対象者は、町内に居住するおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯、並びに身体障害者であって、老衰、心

身の障害、疾病等により日常生活に支障を来している者及び外出困難で閉じこもりがちな者です。高齢者世帯の配備が多くなっておりますけれども、身体障害者手帳所持者は13名となっております。この中で、ろうあ者はおりませんけれども、後天的にお年を召されて耳がもうほとんど聞こえないという方は、この13名の中に２名おられる。

それから、貸与する機材ですけれども、システムの本体、ペンダント、火災報知器、ガス漏れ警報器、この４種類をセットで貸与いたしますけれども、これは利用者本人が緊急ボタンを押す、または部屋の内部で異常が感知された場合は、下田地区消防組合に自動で通報される仕組みとなっております。

急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、近隣住民や民生委員さん等に協力者として事前に登録していただいております。したがいまして、発声機能に障害を持つ方についても、消防署から協力者への連絡により緊急時の対応は可能であり、運用上の大きな問題はないものと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　今課長が言われた、声帯を取った方だとか、要するにしゃべれない方に対しての協力者というか、民生委員だとか、その皆さんは、そういう方がここにいますよということは把握しているということですね。それで、その方たちに、私がもしあれだったら、では、民生委員のところへ行ってお願いするとか、そういうふうになるわけですか、緊急の場合。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　まず、緊急事態が起こった場合、ボタンを押すと消防署に通報があります。それを受けて、もし当事者が通話できる方であれば、消防署から自宅に電話をする。発声できない方であれば通じませんので、事前に登録してある近隣の方もしくは民生委員の方に消防署から連絡が行って、様子を見ていただくというシステムになっています。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　わかりました。

それで、例えば言い方は悪いんですけれども、申しわけないんですけれども、喉頭がんで声帯を取られたという、そういう方ももちろん身体障害者になっているから、すべてそれは

把握されているということですね。そういう方は、町でももちろん身体障害者手帳か何か出しているし、そしてその方たちはすべて緊急の、さっき言ったように押せば消防署へ行って、消防署から今度は逆に、近くの民生委員なりなんなりの方のところへ、どういうあれだか見てくれというような、逆にチェックということでしょう、課長が言うのは。

○健康福祉課長（大年清一君）　そうです。

○６番（稲葉勝男君）　それは全部、声帯を取られた方、そういう方全部登録というか、こういうあれは持っているということですか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　お答えします。

緊急通報システムは、本人からの申請に基づいて設置するものでございまして、こちらから状況を把握して設置するというものではございませんので、全世帯にそれが配置されているというものではございません。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　わかりました。

こちらからの申請だと、あくまでもそういうあれですけれども、申請が必要でしょうけれども、町も例えば広報だとかあれに、そういう形のものがありますよということのＰＲをしていただければ、手術をして帰ってきた方でも、安心してそれで自分から申し込めばいいわけでしょう。それがあるかないかということもわからないでいる方もいるわけですよ。だから、ぜひ何かの折に、こういうシステムがありますよということのＰＲはしていただきたい。

私もそれ、今言ったこと、本当は事前にお聞きしていればよかったんですけれども、途中でそういう話もあったものですから、その方は全然そういうことを知らないで、ただ、自分が体の調子が悪くなったとき、どうしたらいいだろうか。おれしゃべれないからという話が来たから、私もそれをそのままここで新たに知ったから、その方にはそういうふうに申し上げますけれども、ぜひ町でもこういうシステムがあるということを、町民の皆さんに何かの広報でＰＲしていただけたらと思います。答弁はいいです。

それで、最後に、先ほど同僚議員も質問いたしましたけれども、共立湊病院の経営状況ということで、第１四半期が過ぎた中で、先ほどの同僚の議員への答弁で、１億9,000万の赤字だということなんですけれども、はっきりしたことは、またこの先変わってくる可能性があるんでしょうけれども、これらについて、組合議会のほうで負担するんだと。　　、

それでいくんですけれども、この１億9,000万のものは赤字に補てんするだけの内部のあれがありますか。そういうのはどうですか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

稲葉議員の通告ですと、第１四半期ということで通告を受けておりますけれども、ただいまの質問は、午前中の答弁の中での１億9,000万ということですね。それは、予算的には9,000万は予算計上してあります。ただ、それを超えた場合には、午前中申し上げた内部留保資金を充てるということで、それぞれの市町からの負担というご質問がありましたが、それはないという答弁をしましたけれども、そういうことで、これはもうこのＳＭＡにお願いするに至った経緯等がありまして、運営会議あるいは組合議会へも了承されている内容のことですので、そういうのでいったら、これはまだ確定しておりませんので、一応そういうことはあるということだけしか申し上げられませんけれども、そういうことです。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　これから、今のお話ですと、１億幾らですか。それのうちの9,000万が予算化してあると言いましたか。あとは内部留保金で補てんするんだと。だから各市町には負担をかけないということなんですけれども、これが、これで負担できないような状況というか、もっと大きい金額になった場合、これはあくまでも組合の、今言った内部留保金だとか、そういうもので補てんできるのか。ある程度やはり各市町が負担せざるを得ないのか。その辺ことはまだはっきりわからないわけでしょう。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　これはまだ未知数ですのでわかりませんけれども、恐らくどれくらいの赤字が出てくるだかわかりませんけれども、その時点で、内部留保資金と申し上げましたけれども、組合の内部のそういったお金で埋め合わせができるというふうに我々は今報告を受けています。ですので、市町への負担ということは恐らくないということが言えると思います。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　これから先はっきりするときが来ると思うんですけれども、私どもが心配するというのは、もちろん各市町で負担するのも、これは大変なんですけれども、それが原因で、組合内部の構成市町の首長さんあたり、今でも温度差が非常にあると思うんですよ、実情を聞いていますと。その温度差が一気にいろいろな面で、マイナス面だとかそういう方向に向かうと、本当にせっかくＳＭＡがやるというふうになってきた共立病院の、将来的にも寂しいというか、影を落とすではないかなと僕は心配するものですから、これは何とも言えませんよ。ですけれども、今言った赤字が確かに出るということはもうわかっているんですけれども、それに対しての、各市町の負担は避けられるような状態を持っていられないと、いろいろな問題が出てくるような気がするんですよ。ですから、その辺について町長はどういうふうに考えていられるのか。ちょっとお伺いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この赤字の問題は、何度も申し上げますけれども、あと下半期が終わってみないとわかりません。それぞれの市町の負担ということは、もちろんこれは、稲葉議員の心配されるようなことは我々も心配しておりますので、だからこの病院経営は難しいけれども、ＳＭＡも今頑張ってくれています。本当に頑張ってくれています。そういう中で、今までの形態と、病院の形態が、賀茂地域も変わってきておりますので、かつての共立湊病院の、二、三年前の経営していたときと状況は変わってきております。そのときでさえも収益が減ってきているということで、場所があそこではだめだということが始まったのは、一つにはそれがありました。協会が当時、指定管理者でやってくれていましたけれども、そんなこんながあって下田へ移ったとき、移動してすぐ、これは要因であります。

ですので、その後を受け継いでくれたＳＭＡが一生懸命医療空白までも受けてくれて、医療空白ができないように受けてくれて、頑張ってくれている。ですので、その頑張りに対して我々は、せめて本年度だけは赤字が出た場合に補てんしましょうということで、これはもうみんながもろ手を挙げて賛成してくれています。そのことにこたえるためにも、ＳＭＡは頑張ってくれている。ですので、恐らく今言われるようなことには、私はもう九分九厘負担はないと思います。これは断言したいですけれども、今私これ断言するまでに、まだ確たる証拠も資料もございませんので、今日のところはそういうことで、ご勘弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君。

〔６番　稲葉勝男君登壇〕

○６番（稲葉勝男君）　今までの共立病院のこの経過についてもいろいろ、私たちとしても、不安な点も十分あったんですけれども、いずれにしても、この地域の中核病院としての重要性というのは、これはもうみんな地域の住民も思っていることです。ぜひこれがうまく運営されること、これが一番重要なことと思いますので、今言った町長の心配されている各市町の温度差、その辺も考慮した中で、ぜひうまく運営できるような方向で、町長には頑張っていただきたいと思うよりほかないです。よろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで２時40分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時２９分

再開　午後　２時４０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇　吉　川　映　治　君

○議長（梅本和熙君）　３番議員、吉川映治君の質問を許可いたします。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　３番、吉川でございます。よろしくお願い申し上げます。

今日は最初ではなく最後でございますので、少しの時間おつき合いいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、私の質問に入らせていただきます。

早速ですけれども、石廊崎地区の開発整備のことについてでございます。

伊豆半島の最南端にございます我が町の南伊豆町は、過去より観光立町として名が通って

いることは明白の事実でございます。昭和25年の毎日新聞社の主催の観光百選に選ばれたことからも、それが推測できるわけでございますけれども、昭和30年代の新婚旅行のメッカとして、また40年代、50年代を通じて大変にぎわってきたそうでございます。昭和30年代と申しますと、私が生まれたときでございますけれども、今でも当時のことをお話が聞けるほどのことでございますので、本当に大変にぎわってきたのではないかなと思っております。

しかし、また、ご存じのとおりですけれども、平成15年のジャングルパークの閉園以来、しばらくの間、人の手が入ってきませんでしたので、荒れ放題、枯れ放題になってしまっているわけでございますけれども、それではだめだということでございまして、石廊崎の海の有志の方々が立ち上がっていただきまして、平成19年より、その当時の石廊崎の跡地利用を真剣に考えようとして、元気発信の会というのを結成されたということを聞いております。そして今でも、年に１回、２回程度会合を開いているそうでございまして、その活動も結成以来ずっと続いているそうでございます。

例えば、石廊崎地区の下から灯台に登っていくあの上りの道路にハイビスカスロード整備構想というものをつくりまして、花壇を設営したり、そこにハイビスカスを植えたりしていたそうでございます。景観の整備にも余念がなく、今も行っているそうでございます。

このような状況を踏まえまして、絶えず下支えをしてくださっております石廊崎区民の皆様の、石廊崎というものの復興を信じて努力をされてきた方々に対して、本当に私も頭が下がる思いでございまして、前回の質問でも町長に言わせていただきましたけれども、そういう石廊崎区民の方々と真剣に対話をして、真剣にいい石廊崎をつくっていくんだということの心構えを聞いたわけであります。

改めまして町長、元気発信の会等があるわけでございますけれども、そのような方々が一生懸命今も石廊崎の復興のために働いてくださっている。そのようなお姿を見て、今改めてどのようにお考えになるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この石廊崎問題は、いろいろな面から今までも一般質問等、各方面からも言われてきております。議員が今言われるように、我が町だけでなくて伊豆半島のまさに観光の拠点でありますし、そういう思いで我々も取り組んできております。たまたま、今、石廊崎の元気発信の会ですか、この名称は私初めて聞きました。いろいろ地元のために尽くされているという

ことで、我々もそうした皆さんには敬意を表したいと思います。

今、登山道のハイビスカスロードの話が出ました。こんなすばらしい景勝地でこういったことに取り組んでおられる、地道な皆さんの取り組みに対しても、我々もそういう意味で頭が下がる思いですけれども、そういった登山道を含めて、そして今ご承知のとおりの係争中ですけれども、そういうことがあるがゆえに、我々は今までこの石廊崎問題は、慎重を期しながらも、なるべく有利な展開に持っていきたいということで、今まで裁判に取り組んできております。これはまだ今申し上げられませんので、その程度にしてもらいたいと思います。

要は将来の石廊崎を考えながら、町として、今係争中であることを頭に入れながら、できることはということでやっているのが、ユウスゲの公園整備であったり、あとはトイレの問題、トイレもあそこへ進出をしました。そういうことで、許される範囲で今取り組んでおります。ですので、今委員が言われるような石廊崎のこともよくわかりますし、我々も石廊崎には何十年も、いわゆる全盛時代から見てきておりますので、そういうことでは認識しているつもりでありますので、そういう面からも、取り組みは今後もしていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございました。

少し先走ってお答えもいただいてしまったわけでございますけれども、次の質問なんですけれども、お察しのとおりでございます。今、石廊崎という問題が大きく進展しているということでございますので、その経緯、11月29日ですか、30日ですか。私からすると、和解案というものの交渉というものがあったとお聞きしているんですけれども、その内容をお聞きしたいと思っていたんですけれども、それはいいです。ありがとうございます。

ただ、それにちょっと布石、要するにひもつきでちょっと出てきたお話でございますけれども、私は少し石廊崎の多くの方とお話をさせていただいておりまして、和解交渉だと思うんですけれども、これに到底、水を差すつもりも毛頭ございません。ありませんけれども、こういうことをいただきました。といいますのは、岩崎産業さんというのは、今課題となっているところ以外に、あれの北側に当たるところですか。地区からすると、シキチ地区とかイサホガワ地区というところにも山林を持っていらっしゃるそうでございまして、ここはどうも雨が降りますと、雨水と土砂が一緒になって流れていってしまうと。そうすると、石廊

崎漁協の海水が非常に濁ってしまって困っているんだ。何とかそこに砂防ダムでもつくりたいんだけれども、とにかくそこは先方の持ち山でございますので、どうすることもできないんだと。何とか、石廊崎の全面解決ということに向けて今話が進んでいるんですけれども、こういうことについてもお話、また解決願えないだろうかということを質問されてはおりますけれども、ぜひこのことについても解決はしていただきたいと思うんですけれども、それについてお答えをお願いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

これを私が答弁しますと、一部和解の内容に入ってきます。ですので、今日のところはご勘弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　わかりました。では、いよいよ本題に入らせて、今も本題なんですけれども、いよいよまたちょっと核心部分に入りたいなと思っております。

本日のこの一般質問の内容というものは、もちろん石廊崎問題にかかわってくることでございます。ただ、中核から少し離れまして、石廊崎地区の周りの環境の整備とか開発ということに、ちょっと主眼を置きたいなと思っております。

ここでちょっと質問させていただきたいのは、２点ほどございます。

まず、１点目でございますけれども、石廊崎から奥石廊にかけての池之原地区ですか。池之原地区内にあるユウスゲ公園まで行く道の周辺道路及びその周辺道路の側壁と申しますか、ごみが大変落ちておりまして、そういうこととか、また遊歩道の整備ということについても少し質問させていただきたいんですけれども、もちろん先ほど同僚議員からお話がいろいろ出てきているんですね。例のジオパーク。ジオパークの研修会もまたことしございました。そして池之原地区というのが、今から40万年前ですか、に、南崎火山という噴火があったというところでございまして、地球の歴史からすると、何十万年なんていうのはすぐ一瞬のことかもしれないんですけれども、そこの噴火された溶岩流がまだ波に浸食されていないんだと。だから、浸食されていない部分が見られるというところで、伊豆半島の領域から見ても非常に貴重なところなんだというお話を、この間の講師の方からいただいております。そう

いう非常に貴重な地区にある反面、目を少し背けますとごみの問題が山積していることでございまして、そしてそのごみの量たるや物すごい数なんですね。これは石廊崎の区の方とか、少し中木の方にも関係してくるかもしれないんですけれども、皆様方が一生懸命やられても、ひょっとしてどうこうするほどでもないぐらいの数のごみの量でございます。これは何とか町の力をおかりしたい。そして、ぜひこれを片づけていただきたいという要請も多々来ておりまして、今日はその方々の代表としまして、ぜひお願いしたいと思うのですけれども、この件につきまして回答をお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　これは奥石廊へ至る沿線の不法投棄というお話だと思います。これについては私、実態をちょっと報告受けていませんので、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　町民課長。

○町民課長（山本信三君）　石廊崎の県道沿いの不法投棄について、担当の係のほうに確認はしていますが、係のほうからそういう問題があるという話は聞いておりませんです。ただ、不法投棄については、不法投棄した人が原因で、その方を探し出して、その方に撤去してもらうというのが基本となっております。町がやる場合、では、その費用をどうするんだというのも、今いろいろなところで問題が出ていると聞いています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　机上の理論なんて語らせたら、私のほうが得意かもしれないんですけれども、ただ、そういう返答では納得は絶対いかないですよね。私も何とか、実際現地に行ってみて確認させていただきました。すごい量なんです、ごみが。そしてせっかくそこまでいいところなのに、そしていよいよ解決しかかっている問題なのに、あれが非常にネックになるということは明白だと私は思っております。そして、そこで、ぜひこの次の問題と絡んで、行政、町の方々のお力をおかりしたいということは、私も強くお願いいたします。

今日は多分石廊崎の方も来ていらっしゃっておりますので、今の回答については非常にがっかりしているんではないかなと私は思っております。でも、それがそれでして、今のところの回答でしたら、それはもうそれでいたし方ないことでございますので、もっともっと話を進めていっていただきたいと思うんです。

ただ、その不法投棄、ごめんなさい、ちょっと不法投棄という言葉を使いませんでしたけれども、不法投棄が傍若無人に行われている原因としましては、やはりそこに第一種国立公園法とか文化財保護法というのがあの地区にはかかっておりまして、むやみやたらに、雑木すら切ることができないんだということは聞いておるわけでございまして、その下にぽんぽんごみを勝手に捨てていっているということであると思うんでございますけれども、今この石廊崎という問題が解決しかかっているかどうかはともかくとしましても、第一種国立公園法または文化財保護法というのが、あそこのいい自然を残すための法律かもしれないんですけれども、どうもそれが今は逆手にとられているような状況である限りにおきまして、今、これをどうしたらいいのかというのは、石廊崎の区民の方々も一生懸命解決策を探しているところでございます。

今から３年前ですけれども、陳情に出かけたそうでございます。そして環境庁のほうからは、昔の姿を写している写真があれば、その原状回復まではオーケーだよという許可をいただいているそうでございますので、この間ちょっとマスメディア等を通じて、私もそういう写真を持っていらっしゃる方がいらっしゃったら、ぜひお借りしたいということは言っておいたんですけれども、問題をちょっと戻しまして、では国立公園法とか、文化財保護法というものが、今後我々町が中心となって、石廊崎というものを開発していこうといったときに、これが手かせ足かせではないですけれども、そうなってしまわないためにも、何か町のほうでも策をとらねばならないと思うんですけれども、この点につきまして、ちょっとお考えがあったらお聞かせ願いたいですけれども。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

今、議員がおっしゃられましたロケーションの関係ですね。昔は海岸線の周遊道路から海が見えるという形で、すごい景観がよかった。当時の新婚旅行のメッカだったということでありますけれども、それがだんだんそのまま置き去りになって延びてしまったということで、今、観光協会の会長のほうが取り組みを始めまして、県ですとか、それから環境省の下田保護管理事務所に出向きまして、それで協議を始めたところでございます。それで一部、平成22年度に海岸線の所有者がわかっておって、承諾を受けこの方策だったらいいよというような形で、こういう刈り方だったらいいよというのは、一部実施しております。また、所有者もおりますので、今後はそれで解決策を見つけまして進めていきたいなと考えております。だものですから、一部妻良の付近ですとか、石廊崎の付近等々は伐採した、伐採というか、

木でなくて、雑草等々は刈らせてもらったところもございます。今後も関係機関と協議しながら進めていきたいと。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ぜひお願い申し上げます。

続きまして、２点目でございますけれども、大瀬のほうからまいりますと、トンネルの手前に左におりていく道がございます。そこをおりていきますと駐車場とか船着場があって、そして昔ながらの各種の民芸、お土産屋さんというのが並んでいるエリアがございまして、私も知らなかったんですけれども、その左手の山、あそこには北条家の要塞であった白水城というものがあった。その跡があったということ。そしてその山もまた城山という今でも名称が使われているそうでございます。今でも白水城の井戸の跡とかくるわの跡とかがまだ残っているわけでございますけれども、このような歴史的な遺産というんですか、歴史的な産物を全く使わない手もないと思うわけでございますけれども、もっともそこを周遊する遊歩道とか、また各所にパネル等を置いて白水城等を紹介するような、この手法を取り入れていくということも真剣に考えていかなければならないと考えております。

ただ、私も現状を見ようと思いまして、一回行ってまいりました。遊歩道、道なんかも、登山道ですかね。少し小高い山だったもので、そこへ行きましても、かなり荒れ放題。そして雑木とか小竹等も伸び放題で、非常に歩くのも難儀してきているわけでございます。そのような形の中で、やっと頂上までたどり着いていたんですけれども、過去本丸のあったところだと思うんですね。そこに確かに休憩所みたいなのがあったんですけれども、そこの小屋も、もうかわらも落ちている状況。そして、その紹介されているパネルも半分に割れて、それも倒れている状況。このような荒れ放題の中で、こんなすばらしいところがあるのに、これをそのまま放置していく。それが観光協会かまたは教育委員会か、はたまたそれを総称して行政側という言葉を使っていいのかわからないんですけれども、一体何なんだと思うんですけれども、その点につきまして、今後あそこは絶対にいいスポットになると思いますので、ぜひ整備していただきたいと思うんですけれども、この点についてちょっとお話をお聞かせください。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

歩道に関しましては、あれは南伊豆地区歩道運営協議会というので、下田から松崎までの間の歩道をその協議会で管理しております。そこの、議員が訪れてくれたところは、それは石廊崎歩道というところになります。それで、年２回草刈り等々を実施しておるわけでございますけれども、今後も管理につきましては、町もパトロールしておりますし、県の担当も一緒になってやっておりますので、またご迷惑かけないような形で実施したいと思います。

また、その城の本体……。

○３番（吉川映治君）　本丸の跡です。

○産業観光課長（山田昌平君）　跡に関しましては、ちょっとまた調査させていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ぜひお願い申し上げます。

そして、少し話をどんどん進めます。

今度は路線バスのことでございまして、観光客の方が乗っていらっしゃろうと乗っていらっしゃらないとかかわらずすべてが、あそこを通るすべてのバスが、あの下のところに行くわけではないと。当然、トンネルの手前の、信号の手前の停留所のところでおろされると。おりて、そこからもし少し石廊崎を周遊される方がいらっしゃるとしたら、そこからわざわざ下まで歩いていかなければならないという、距離にして700メートルか800メートルぐらいですか、あるんですけれども、これについてもちょっと、観光客の方々からすると非常に大変になってくるのではないかなということも一つありまして、ここも何とかしていただけると非常に助かるということと、先ほど町長もおっしゃいました観光トイレも、以前は区が管理しておりまして、かなり故障も多くて困っていたというところでございます。トイレのことに関しては、先ほど町長からもそのお話はいただいたんですけれども、せめて路線バスがあそこに入っていけるように、何とか町のほうから陳情していただけないかなと思うんですけれども、この辺についてまたご質問したいんですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　石廊崎のバスの件なんですけれども、たしか通学の関係につきましては一番下まで行っているものもあるんだろうと思います。下までに行かないバスもあろうかと思います。バスを運営しております南伊豆東海バスと地元の問題ということもございます。ですから、その辺はまた、地元の石廊崎さんと今後お話をしていきたいなという

ふうには考えてございますが、基本的には、地元とそれからあと東海バスということの問題にはなると思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

前回、今回に続きまして、いろいろこの石廊崎についての質問をさせていただくために、本当に石廊崎というものを勉強させていただきました。すればするほど、この石廊崎の地区及びその周辺というのは、本当に地質学的にも、文化的にも、歴史的にも非常に貴重な地域であるということがわかってきていることでございます。改めてまた私ももっともっと勉強していかなければならないなとは思っております。

これほどまでの石廊崎というところを、今までないがしろにしてきたというのは、やはり我々も責任があると思うわけでありますから、ここはもう少し目を開いて、石廊崎というところに目を向けていくというのがやはり最善の策ではないかなと思っておりまして、今後ともまた一層努力、私もしますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、石廊崎を一緒に歩いてくださった方から、本当にお聞きしたお話だったんですけれども、半島の先っぽというのは、陸地から見たら本当に先っぽかもしれないけれども、海上から見たら、そこが陸地の始まりなんだと。だから半島の先っぽは文化が栄えるんだということを言われまして、なるほどなということを、本当にそのときも感じた次第でございます。今後とも一緒に石廊崎というものを考えていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

観光なんですけれども、和田弥一郎さんという方をご存じですか。フェスタ南伊豆のときに「プリプリイセエビ」を歌った方なんですけれども、あの方は非常に南伊豆が大好きでございまして、たまたまちょっと縁があって、ついこの間の日曜日にお会いしたんですけれども、そのときにいろいろお話をさせていただいたところによりますと、あのフェスタ南伊豆以降に20カ所ぐらい、日本全国を回ってコンサート等を開いてきているんだけれども、そのときに必ず「プリプリイセエビ」というあの歌を歌うらしいんですね。そうすると、非常に吸いつきがいいらしくて、南伊豆というものの宣伝に非常になってくるんではないか。そして、そのコンサート、歌と歌との間にお話をすることも、非常に南伊豆ということを私は訴えているんですということを再三申し上げておりました。先ほど町長の行政報告の中でもあ

りましたけれども、そういう南伊豆の情報発信を地でいっていらっしゃる方、実際の問題、その方のコンサート出たの、僕も一回きりだもんで何とも言えないんですけれども、そういう方もいらっしゃるということで、何らかの形で町が、何かそういう方を一生懸命守り立てていくことができないだろうかということをちょっと私も考えたんですけれども、この点につきまして何かいい案があったら教えていただければなと思うんです。あくまでも個人的なことだものですから、ないよと言ってしまえばそれまでなんですけれども、どうぞよろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　私もこの「プリプリイセエビ」は、あの会場で拝見しまして、大変テンポのいい曲だなと思って聞かせていただきました。その後に、やはりこれは何か活用できないかなということで、関係者等と話したんですけれども、まだ事業費等々の問題もありますので、フラダンスと結びつけたらいいではないかなということですかね。歌ばかりでなくて踊りも一緒にやりまして、それとか、あるいはゆるキャラ、イセエビのあれとか、そんなものを含めたりしまして、それでかぶって、あそこの周りでという。今ゆるキャラが大変ブームなものですから、それらなんかで一緒に波及効果を出しまして、それでゆるキャラに結びつけたらいいななんていう話もございますけれども、これはまだ検討段階でございますので、また今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ぜひよろしくお願い申し上げます。

そして、フラダンスのことですけれども、あれは舞踊の方と踊るらしくて、もう踊りも考えてあるらしいんです。そしてこの何とかというかぶりものなんかあるんですけれども、どうもかぶりが高いらしくて、困っているんだなんていうことをおっしゃっておりましたので、何とかこの補正予算にしろ、24年度の予算にしろ、何とかつけられれば、もちろん私が今申し上げたのも、何とか予算に上げていただければなと思うわけでございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

平成22年度の南伊豆町一般会計収支及び財政状況についてということでございます。

ここでひと言おわびを申し上げなければならないと思います。この題材、この質問を見ら

れて、やはり非常に皆さん困惑されたのではないかなということを、今さらながら私も考えて、申しわけなかったと思っております。22年度の一般会計の、またこの次にやる水道事業会計だって、もう承認はいただいたわけでございますので、その中をどうのこうのつつくなんていうことは、毛頭するつもりもございません。ただ、これで23年度の決算、そして24年度の予算の編成に向けて、いい方向にいければということを主題にして、私はつくったものですから、どうもこれだけが見えてしまうと、非常に何かわかりにくいというか、どうしてというふうに考えられてしまったかもしれませんけれども、そこのところはおわび申し上げます。申しわけありません。

それでは、９月の下旬から10月の上旬にかけまして、私も初めて予算決算委員会に出席させていただきまして、そのときに、同時にそれらについての審査意見書というものも見せていただきました。改めてそこで理解したということは、ここにお集まりの方々は、本当に南伊豆町の財政とか収支を一生懸命考えていらっしゃるんだなということをひしひしと感じてきまして、私もその一員として、努力、協力は全く惜しまないつもりでございますので、いろいろ意見交換をして、本当に強い財政、いい収支というものをつくっていきたいなと思っております。そのことについての今からのご質問であるということをご理解いただければなと思っております。

ここで、参考資料としましては、22年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び主要施策の成果説明書と、23年度の南伊豆町一般・特別会計の予算書を見ながら、私なりにちょっと頭の中でスキームをつくって、質問をつくってまいりましたので、そのことについてのご回答をよろしくお願い申し上げます。これをすることによりまして、私自身も今後の地方公共団体の会計を見る力というものを養いたいと思っておりますので、私も一緒に勉強させていただきたいと思っております。いろいろと教えてください。

ここで、要するに視点として、３つの要点をつかんできた、つくってきたと思うんですけれども、まず１点目が、財政力指数の問題。そして経常収支比率の問題、また、実質収支比率の問題。この３つ、問題ではないですけれども、この３つのことについて、今から少し皆さんとお話し合いをしてみたいなと思うでございますけれども、どうかよろしくお願い申し上げます。

まず、財政力指数の問題でございます。これはこの主要施策の成果説明書の中、13ページにあるわけでありますけれども、22年度の一般会計決算の数値から計算されたものであるわけであることは、もう事実であります。そもそも財政力指数というのは、その対象となった

公共団体の財政力を示す数値であるわけでありまして、事南伊豆町に目を向けてまいりますと、それが0.31だと。そしてこの0.31という数字、これは0.01ずつ20年、21年、22年と、だんだん下がってきているわけでございますけれども、この財政力指数の数値が下がっているということは、今申し上げましたとおり財政力が落ちてきているということで、簡単に申し上げればそういうことになるわけであります。この点につきまして、ご意見をお聞かせ願いたいんですけれども、お願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、年々財政力指数は0.01ずつ下がってきております。ただ、これは３年間の平均数値ですので、単純にはまだなかなかいかないところもございます。財政力指数が下がったとはいっても、財政力指数が下がったので行政が運営できないかというと、そうではありません。それを補完する意味で地方交付税があるというようなことでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　まさにそのとおりでございまして、普通交付税ですか、あのような形。だからもっともっと考えてしまうんだったら、私なんか考えるに、では１に近づけるまで、それがあるからいいではないかという、非常に安易な発想で考えてしまうことも事実でございますけれども、ただ、この0.31という指数、これは私が見る限りにおいては、静岡県の市の平均指数というのは0.86ぐらいだと。そして町が0.73ぐらいあるのかな。そして、ではこの0.31というこの指数はどのくらいの順位にあるかといったら、最下位なんですね。もうこれは是が非でもやっぱり上げておかなければならないという気はするんですけれども、では、上げるための施策というのは今後どうするべきかということを少し、ここで述べてみたいと思います。

まず、財政力指数の公式からなんですけれども、これはここでつらつら述べてもしようがないんですけれども、簡単に申し上げますと、一般家庭になぞらえて考えたときには、生活に必要なものをだんなさんがせっせこ働いてきた給料で賄う、このときの要するに給料分の中に、どれだけ生活に使うものが入っているかという、この数値なんですね。だから、結局、それを南伊豆に置きかえて考えますと、生活にかかるものが１だと考えたら、だんなさんが稼いでくるものは0.3なんだと。では、0.7は赤字だよなというところで、ではこれは何かと

いったら、考えたあげく、親の仕送りなんですよね。親から仕送りをいただくと。これが町にしてみれば、先ほど総務課長が申し上げた普通交付税になってくると思うわけであります。

そして、現状を見ますに、基準財政収入額、これは標準的なところから徴収が見込まれるであろう税収というところでありますけれども、市民税とか固定資産税、そして軽自動車税もあるのか。たばこ税、そしてゴルフ場利用税、それで自動車取得税。この自動車取得税は今後なくなるであろうと思われるんですけれども、そういうものがあると。そういうものから、今度は基準財政需要額。要するにそれを割り込む基準財政需要額というものに何があるかと申しますと、総務費とか、教育費、厚生費、土木費、何かあるわけでありますけれども、この先ほども申し上げた徴収されるであろう税収というものが、先ほども同僚議員からも申し上げましたとおり、多分もう今後は上がらないだろうと。ことし22年というのは、固定資産税が少し余分に入ってきて、少しではないですけれども、かなり入ってきているものですから、非常にうれしかったということも聞いているわけでありますけれども、これ以上の基準財政収入額、要するに収入のほうは見込めてこない。

そうなりますと、では、基準財政需要額、この支出のほう、生活に例えたら、生活に必要なものを切り詰めていかなければならないというふうに考えております。このときに、たまたま非常にアップ・トゥ・デートな記事として、町長が11月22日ぐらいですか、伊豆新聞に、「投資効果の薄い継続事業、廃止を含め見直し」という記事が出ていたんですね。そこに載っていたところで少し読んでみますけれども、新年度予算編成に当たって、身の丈に合った堅実な財政運営、財政基盤安定のために、基金の取り崩しを行わない予算編成に引き続き取り組んでいくと。単年度だけでなく、将来設計を見据えた、投資効果が薄い継続事業については廃止を含めて見直しを図っていくという、こういう伊豆新聞だったんですけれども、これは24年度の予算編成の前ぶれと申しますか、これについての記事があったんですけれども、ちょっと町長にご質問したいんですけれども、そこにありました運営財政基盤安定のために、投資効果の薄い継続事業について、廃止を含めて見直しを図っていくという。例えば具体的にどういうところの継続事業を見据えているのかというのを教えていただければ助かります。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、新聞の記事のことを議員は言われましたけれども、その中で、投資効果の薄いという表現を私は自説の中で言った覚えはありません、今私の記憶をたどってみますと。ですので、

そのとらえ方をどういうふうにしてとらえたのか。ただ、午前中の答弁で申し上げましたけれども、来年度の予算は単年度で終わる町の予算ではないと。継続して25年度、26年度とするということの中で、将来見通しをよく立てた中で、中長期的に予算を考えて立てることということと、めり張りのあるということは言いました。ですので、今言われたことの内容、私もちょっとそのとき新聞を見て、あれ、これはという思いはしましたけれども、そういう、今、私の記憶ではそういう文言はしています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　すみません。ちょっと私も豆鉄砲食らったような感じなんですけれども、ここに実際書いてありまして、「投資効果の薄い継続事業、廃止を含め見直し」というふうに書いてあったものですから、これはどういうことなのか。具体的にこういう事業は少し切り詰めて考えていくのかなという、非常にいいことだなと思いながら、町長がどういうお考えでいるのかなというものをぜひ聞いてみたいなと思ったわけでございます。回答はいただけなかったんですけれども、ここで、では少し私の考え方を述べさせていただければいいと思います。

先ほど来説明しているとおり、収入というものが、まずふえてはきませんと。では、需要額を減らさなければならないというところに行き着くわけでございますので、これを、ではどういうふうにやっていくのかというところであります。これは、前回私が説明させていただいた、民間による事業仕分けというところで、基準財政需要額、これを絡めていくことは、限りなく可能ではないかなと私は考えております。前回の質問で総務課長のほうから、南伊豆町の財政、この収支では、民間の事業仕分けを取り入れるほどの規模ではないという回答をいただきましたけれども、これについて、いまだにやっぱりお考えは変わらないでしょうか。これについて回答してください。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　先ほどの新聞記事の件ですけれども、私は今思い起こしますと、継続事業であっても、よくそれを内容検討してという意味のことを言いました。ですので、そのときに恐らくそういうとらえ方をして、あるいは書かれたのかなと。言葉としては、だからそういう言い方はしていませんけれども、あるいは意味合いとしてそうとられたかもしれ

ません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

考え方は変わっておりません。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　わかりました。

議会のほうでは、特別委員会というので、行財政委員会があるわけであります。これは私だけの意見ではなく、議員全員のうち、また委員長も当然賛同はしていただける。この民間による事業仕分けというものを強く進めていきたいなというふうには踏んでおります。そのときには、ぜひご協力をお願い申し上げます。

財政力指数のことについてはこれぐらいにしまして、続きまして、経常収支比率のことでございます。これもまた家庭に置きかえますと、経常収支比率というものは何なのかといったら、単刀直入に言ったらエンゲル係数かなと。要するに、家計の中の衣食住にかかってくるものがどれだけなのか。どんなに収入というものが少なくたって、必ずかかってくるお金というものがあるわけでありますので、これについての指数であります。これは南伊豆町の比率としては82.1％だったんですね。静岡県の平均が83.6％だもので、これはちょっと話が前に戻りますけれども、これは数値が少なければ少ないほどいいわけでありますけれども、それから見ますと、82.1％、83.6％ですので、では、南伊豆はいいのではないかと思われるかもしれませんけれども、どうもこの分母を細かく見ていきますと、ここにはひとつ、臨時財政対策債というのが、借り入れがあるんですね。臨時財政対策債、これが１億5,000万ほどある。これはどうも経常収支比率から見ると、分母に組み入れてもいい数字。減税補てん債と臨時財政対策債というの、これは分母に入れてもいいよ、自由に使えるんだから入れてもいいよというものらしいものですから、この１億5,000万というものが入って82.1％だと。ここにぱっと目を向けたんですけれども、総務課長にもう一度お聞きします。この考え方でいいですよね。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　ご指摘のとおりであります。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　そうすることによって、話が進められていきます。

だから、結局、この１億5,000万の、今言った臨時財政対策債というものがない、この１億5,000万がない、分母から１億5,000万を減らすと、この経常収支比率がぽんとはね上がるんです。11％ぐらい増加されますので、93％ぐらいになってしまう。そうすると、完全にもう膠着状況になってしまう。

そうなりますと、では、当座何をすべきなのか。これはやはり、今言った義務的な経費、義務的経費と申しますけれども、要するにこの義務的経費の17億5,000万ぐらいの分子を減らしていかなければならない。これはもう絶対やっていかなければならない作業だと思っています。それに乗じて、それと同時に分母の、要するに税収を確保する、または石廊崎問題を解決して、より人を呼び込むことによって活性化させて、そして市民税を上げるという策も、もちろんこれも有効であるわけでありますけれども、ここではやはり一般的に言われる義務的経費というものをどんどん圧縮していかなければならないんではないかななんていうことも、今真剣に本当に考えておるわけでございます。

こういうことも考えた上でも、やはり先ほども申しましたけれども、民間による事業仕分けというものは非常に必要となってくるわけでありまして、もう少し時間があれば、私もこの、自分が考えた事業仕分けの対象となる支出項目というものを、ちょっと10項目ほど挙げてきたわけでありますけれども、これは今は説明は割愛させていただきまして、この22年度の一般会計云々ということについての最後の私からの説明になるわけでありますけれども、今の例のオリンパスの問題とか大王製紙の問題、ああいうことによって、民間の一般的に大企業と言われる会社でございますけれども、では、どういう事態が起こっているのかと申しますと、また会社法ががらりと変わりました。会社法がどのように変わったかと申しますと、社外の取締役を義務化にする。要するに社外取締役を役員として入れなさいということがもう義務化されてしまったわけであります。これはなぜかと申しますと、全くしがらみのない人を入れることによって、純粋な目でその財政または財務体質とか経営状況を判断していく。これをすることによって、有価証券報告書を作成するんだという、これを義務化してきているわけであります。

これは地方公共団体においても、全く話は別だということはないと思うんですね。したがいまして、やはり私からしますと、ロジックからしてもまたは手段からしても、民間による事業仕分けというものもやはり一つの視野に入れて、23年度の決算、また24年度の予算編成

というものを、しっかりとした皆さんに納得いくような形でつくっていきたいなというものが私の夢でございますので、その点についてのご協力をぜひよろしくお願い申し上げます。

続きましてですけれども、今度は水道事業決算書のことについてでございます。

これもまた改めて申し上げます。これは22年度の水道事業決算書をつっつくことなんかは毛頭しません。ただ、問題は、水道事業決算の場合には、性急に健全な形に持っていかなければならないという、その危機感を持っております。まず、この話をする前提で、私はちょっと水道事業の経営状況というものをいただきました、１市５町の。この中で、繰越利益金、要するに――ちょっとごめんなさい。このデータというのは、21年度なんですね、ごめんなさい。だから20年度から21年度に繰り越して、また21年度から22年度に繰り越すべき繰越利益金が、下田は9,800万、松崎町は2,300、西伊豆町は4,000万、河津町は1,800、東伊豆町は5,100あるんです。しかし、事南伊豆町を見ると、これが大きくマイナスなんです。この大きくマイナス、約7,000万ぐらいのマイナスがあるんですけれども、これについて、課長、どう思われているかをお聞きしたいんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　お答えします。

水道事業会計はここ５年ほど赤字で、今現在累積で7,200万円ほど赤字　　。

そのような中で、財政状況の改善に向けてということなんですけれども、今現在、議長さん初め３人の議員さんたちに、旅館、大口利用者、また一般町民の方というような10人のメンバーで構成しております水道料金等審議会において、料金の改正に向けて審議をしていただいているところでございます。そういう状況の中で、答申をいただいた中で、今後は値上げの方向で考えていきたいと思っています。それによって財政状況の改善を図りたいと考えております。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。

一つだけお断り申し上げなければならないのは、これはもうご存じのことだと思いますけれども、今のスタッフで発生したものではないんですね。これは累々と積み重ねられてきた損失であるということを念頭にしてお話しします。そして、これから話すことも、今になったものではない。累々とたまたま課長が、今、課長でいらっしゃるがために、こうやって矢面に立たされてしまったという感じがするわけでありますけれども、これはもう私も重々承

知しておりますので、その点のところについてはご心配なきよう。ただ、私もこの水道会計、もうこれはライフラインの主たるものでございますので、絶対に改善していかなければならないと思っております。

ここで、時間があるかどうかわからないんですけれども、３点ほど挙げたいんです。

まず、減価償却の問題です。減価償却費というのは、その年々にかかってきた備品とか機械というものを、算術的に計算していって費用化していくという非常に単純な発想なんですけれども、２つの効果があるんですね。１つは、我々が一般企業でやる節税効果。もう一つは、これは再調達原価。要するにその機械をもう一度それを乗せかえて、要するに新しくしたときにかかってくるお金を内部留保するんだという役目であるんですよ。これはやはり、この地方公共団体においては、この減価償却の役目として、これに非常に目をくれていかなければならないところでありますけれども、では、翻って南伊豆町の今減価償却の累計額というものが約15億ぐらいあるんですけれども、それだけの内部留保がされているかといったら、約5,000万ぐらいしかないんですね。もうここに非常なアンバランス差があるわけでございますけれども、では、今、非常に大きな地震でも来て、その辺が、水道管が寸断されてしまったらとてもとても、資金ショートを起こしてしまって、直すことすらままならなくなってしまうだろうということはもう大方想像がつきます。

では、この減価償却をどう改善するかなんですけれども、減価償却というものは見直しというのが非常に重要なんです。ここでちょっと課長にお聞きしたいんですけれども、減価償却の明細というものは、いつでも、例えば私が見せてくださいと言っても見せられるものなんですか。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　減価償却、固定資産の管理はパソコン上でシステムを使ってやっています。それを打ち出したものが上下水道課にありますので、議員のお尋ねであれば、それを見ていただいた中で、ご指導、ご指摘があればいただきたいなと思います。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　ぜひそうさせていただきます。というのは、この減価償却が非常に、１億ぐらい、単年度で１億あるんですね。そして、累積として15億たまってきておると。でも、その反対側の試算としては、まだ5,000万ぐらいしかない。では、今度は減価償却の対象となる試算というのも13億ぐらいあるわけですので、これが年々経費化されてくるよとい

うところからすると、何とかこの減価償却というものを見直していかなければならない。見直すといったって、これは法定耐用年数があるわけですから、見直しはできない。

では、何が問題なのかなんです、これ。これは料金設定なんです。と申しますのは、なぜかと申しますと、減価償却というのは一般経費なんですね。料金体系を決定するに当たって、減価償却を賄うことすらできないような、確かに南伊豆みたいな広い地域というのは、そんなにはないですよね。ないから、そこにずっとパイプを広げて、だれでも自由に蛇口をひねれば水が出るようなシステムづくりをするには、それ相当の資金を投資しなければならないことは事実なんですけれども、それはやはり料金としてはね返ってくるものなんです。

今、１市５町の中で、それでなくても南伊豆町というのは一番高いことは事実なんですね。水道料金は高いけれども、それでも賄い切れない。だから、これはやはり水道料金の改定委員会ですか、これにてひとつ重要視していかなければならない項目。この減価償却を見逃したら、また絶えず同じような問題が出てきてしまうという、これは一つ念頭に置いていていただきたいということでございます。

それと、もう２点ですけれども、次に今度は企業債と企業債の利息の話でございます。企業債の元金を返済したのが、22年は4,700ほどございました。そして、この利息というものが2,600ありましたので、これをトータルすると7,400、この企業債または企業債利息で、もうお金として出てきてしまっているわけでございますけれども、企業債の内訳なんかを見ますと、過去に見たことのあるような物すごい利率なんです。今なら到底考えられない、７％、８％なんてやつが、８％はみんな終わったんですけれども、まだ７％なんかが残っていると。これを何とかしなければならないと思うんですけれども、これについて何か対策を考えていらっしゃいますか。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　昭和の時代だと思ったんですけれども、かなり７％、８％という高い利率がありました。やっとここ一、二年で高い利息のやつは終わって、企業債も平成６年以降の第5次拡張事業に伴う起債の償還によってくると思います。その中で、借りた資金の借りかえ等はできませんので、議員ご指摘のように、何か方策はあるのかと言われても、現在のところ何も考えていない状況でございます。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　大体おおよそ回答としては、そういう回答かなと思っていたんですけ

れども、ただ、一つこういうことも考えられると思うんです。例えば22年度は一般会計から他会計処理というので3,200万いただいてきてしまいましたよね。あれはいただいてきてしまうんではなくて、これもそんな無謀なと思われるかもしれないですけれども、一般会計からお金を借りてきたらどうですか、安い利率で。そして高い企業債を返してしまうという。これも一つの手だと思うんですけれども、こういうことは考えられてもいいんではないかなと思います。

手だてがないだと、できないだと、もう前に進まないんですよ。ただ、そこの中で何とか考えて、経費を出費としてなるものを抑えていかなければならないということも、一つ念頭に置かなければならない。ただ、一般会計から借りるというのも一つの手として、究極的には、いただいてしまうと多少問題があるのかなと思うもので、やはりそこはまたいろいろと考え方をめぐりながらいってもいいんではないでしょうか。

そして、一番大事なところなんです。三つ目なんです。これをちょっとすみません、足早にぱっと進めさせていただいておりますけれども、もう大体ご存じのことだと思うんですけれども、建設仮勘定なんです。もう一つ非常に問題となってくる建設仮勘定。建設仮勘定というのは、ちょっとこの勘定科目というものの性格というのは、ちょっと棒読みしますけれども、営業の用にする、営業に使う目的で、その建物とか政策途中のあと、有形固定資産というものがあるわけですけれども、それに支出した金額が、その期中で物とならなかったがために、まだ減価償却の対象にならないがためまたは営業の用に使えないがために、では、ある勘定科目をそこにストックしておくよというものなんです。ストックしておいて、それが使われたときに建設仮勘定から別の勘定科目に持ってくるんだと、こういうものなんです。

翻って、ちょっと水道事業の会計を見ますと、それが５億3,000万あるんです。これについて、この明細はあると思いますけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　お答えします。

建設仮勘定の大半は青野大師ダムに伴う負担金等でございます。それだけで約４億5,000万円ほどございます。

それから、今進めております南上簡易水道更新事業というものですけれども、5,000戸を割りまして、切りかえをやれない、また請負の改修の部分、そういうところの部分があと残っています。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君、時間となりましたけれども。

○３番（吉川映治君）　あれ、45分でしょう。

○議長（梅本和熙君）　40分から始めました。

○３番（吉川映治君）　あれ、おれ５分間違えた。

○議長（梅本和熙君）　いいです、最後やってください。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　すみません、では、ちょっとすみません。本当に真剣に５分間間違えてしまいました。申しわけないです。

一番大事なところなんですけれども、今、青野大師ダムと申しましたよね。僕なんかはそれは知りませんでした、もちろん。知らなかったんだけれども、なぜこれを建設仮勘定に置いておく必要があるのか。なぜ置いておかなければならないのか。それと……。いいです、いいです。でも、次回はやっぱりもう一度させていただきたいと思うんですけれども、それをなぜ置いていかなければならないのかということでございます。

そして、この建設仮勘定というのは非常に怖いところでございまして、例えば前任者でないけれども、累々と累々と積み重ねてきた５億3,000万かもしれませんけれども、例えばわからない数字があって、いや、これを費用項目にできないなと。困ったぞといったときに、どこへ持ってくるかといったら、大体建設仮勘定なんていうところに持ってくるんですよ。わかりはしないだろうと。そしてことしもありましたけれども、440万、建設仮勘定が減耗損として440万捨てられる、この発想自体がわからない。要するに440万何かに投資をして、だめだからといって、それがぽんと落ちてしまうという。440万という、この金額の重さというものをやっぱりわかっていただきたい。何かそこにはその理由があるんでしょうけれども、そういうところもやはり考えていかなければならない。

それともう一点、1,200万また建設仮勘定に追加される。こういうことも、なぜそれが追加されてきたのか。それが今後の水道事業会計に、確かに必要なものだからやったんでしょうけれども、それが本当に必要なものかというのをやっぱり見直すべきがあるのではないかなと思っております。

申しわけありません。これで私の質問……

○議長（梅本和熙君）　答弁しますか。

上下水道課長、最後の答弁。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　今ご指摘の建設仮勘定の中の、まず第１点、青野大師ダムの関係の建設仮勘定なんですけれども、実際、大師ダムからの放流水取水ということで、

2,000トンの水利権を得て、ダムをこの総額の5.5％ということで、それで実際今、景気低迷、高齢化等によりまして、もともと取得していた6,500トンの水が賄っているということで、ダムによる取水というのはしていません。そのために要するに未供用、供用開始はできていないよという解釈をしまして、今、減価償却を行っております。仮勘定の状況がある。

それから、建設仮勘定のほうで400万円強、22年度の決算において繰りかえ等を行いましたけれども、実際に使っていない。その年に、22年度中に取得したものを３月いっぱいに供用開始。要するに水道管であれば、水を通して切りかえ、古い管と新しい管とに切りかえるよという、そういうことができるかについては、３月31日に取得で、そのまま構築物のほうへと振りかえて、それを供用開始する。ただ、そういう次年度やらなければ、次につながらないよと。迂回しているところを真っすぐにするために半分しかできなかったから、水をとおしても、何も効果ないから、来年度、供用開始されていると。そういうところは建設仮勘定に置いてあります。

それから、この400万円の内訳なんですけれども、建設仮勘定からこの　　のほうに振りかえる。供用開始が始まったから移すんだよと。減価償却をこれから始めるために。そういうお金も入っています。純然たる除却したものというのは130万円ぐらいありました、確かに。それは平成11年度ぐらいのときに、石綿セメント管があったものですから、改良工事にあわせて変更で管を入れておけば安くできるというような場所がありましたので、そういうところに、供用開始できないような状況ですけれども、改正要綱に合わせて布設したと。ただ、今回の南上の国庫補助事業見直し関係の老朽管布設替え等、管の見直しというのは、こういうところで一部無駄になってしまうそれとか、下水道工事に伴って、変更して入れた管がどうしても邪魔になって、動かさなければならないというような場所も１カ所この２カ所だけです。

それから、建設仮勘定の中身については、財源内訳か何かから全部、ちゃんと台帳に記載してありますので、財源についてはわからなくなることはないと思います。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

〔３番　吉川映治君登壇〕

○３番（吉川映治君）　いろいろとありがとうございました。すみませんでした、延長なんていうおこがましいことをしてしまいました。

ただ、水道事業会計というものは、非常に重要なことはもうわかっております。もしよかったら、私も協力いたしますので、必ずいい方向にいかせていただければと思っております。

どうもすみませんでした。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

どうもご苦労さんでございました。

散会　午後　３時４７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　長　田　美喜彦

署名議員　　稲　葉　勝　男

平成２３年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２３年１２月８日（木）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	渡邉　浩君	総務課長	松本恒明君
企画調整課長	谷　半時君	建設課長	藤原富雄君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	山本信三君
健康福祉課長	大年清一君	教育委員会事務局長	大野　寛君
上下水道課長	飯泉孝雄君	会計管理者	奥村　豊君
総務係長	大野孝行君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長　　栗　田　忠　蔵　　主　　幹　　大　年　美　文

開議　午前９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成23年12月南伊豆町議会定例会第２日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

５番議員　　長　田　美喜彦　君

６番議員　　稲　葉　勝　男　君

◎一般質問

○議長（梅本和熙君）　日程第２、一般質問を行います。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（梅本和熙君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　おはようございます。

私は、日本共産党と南伊豆住民を代表して一般質問を行います。

今回通告に出したのは、平成24年度予算編成の考え方、２つ目は防災計画・防災対策のあり方、３つ目はスポーツを生かしたまちづくりであります。

第１番目、平成24年度予算編成の考え方であります。

これを質問するに当たって、今日の社会情勢、これについて確認をしたいと思いますが、行政報告で述べられた冒頭に「長引く不況」という項目があります。これについては、一般的には金融不況というふうに言われておりますが、日本共産党は、これについては金融不況並びに過剰生産恐慌、資本主義の必然的に行き着くその矛盾、これがあらわれているというふうにとらえております。

金融界の大御所であるジョージ・マグナス氏が、今の現状を打破していくために、資本主義の矛盾、資本主義そのものを知らなくてはならないと言って、そのためにはマルクスを読めということも非常に教訓的であります。こうした中で、今、日本の政府はどういう状況をとっているか。

３月11日に未曾有の東日本大震災を経験して、それから復興の声をかけております。しかし、この間国会でやってきたのは、増税を国民に押しつけて、一方で大企業の減税をする。プラスマイナスは減税のほうがマイナスになる、穴をあけてしまうんではないか、そういう状況であります。およそ復興にはほど遠い状況がつくられつつある。これが国会の大半の政党でやられております。

先ほどの、今日の不況から脱却する上で、金融支援に投入された世界の資金が約６兆ドル、今の換算での約600兆円弱が金融界の支援に出された。しかし、失業や貧困、格差、これを是正するための政治施策には投入されていません。それが、日本初め世界じゅうの貧困、１％の富裕と99％の貧困を生み出している原因であります。こうしたもとで、住民の生活、暮らしを地方自治の末端で守る行政の役割は非常に大きいというふうに認識しております。

この上で、来年度24年度の予算編成をしていく、この点でまず基本的な姿勢、どのように臨んでいくのか、22年度決算も踏まえてお答えいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、日本の国が不況あるいは低迷、こういった言葉が依然として使われている。そういう経済状況に、社会情勢にあります。それは、今横嶋議員が述べられたように、さまざまな要因がそこにはあると思います。まず我々は、そういった社会情勢、国の動き、県の動きをよく頭に入れて、そして新年度の予算編成に臨むようにということを先般の予算編成の際に職員には示達しました。

この予算編成につきましては、先般の吉川議員への答弁の中でも申し上げましたけれども、徹底した経常経費の削減はもちろんのこと、第５次の総合計画及び過疎地域自立促進計画等を核として、自立のまちづくり実現のために、昨日も申し上げましたけれども、めり張りのある予算編成をするようにと、そしてさらに収支均衡型の財政運営を継続するようにということを示達したところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今答弁がありましたけれども、社会情勢や国の動きをしっかり見て、そして誤りのない取り組みを進めるとありました。非常に重要だと思います。

これまで私もこの議場での議論で繰り返してきましたが、一番大きな町の存続にかかわる合併問題、財政が大変だから合併しかない。自治体が生き残っていく、自治体がなくなることはないんですけれども、そういう不安感をあおって、財政危機をあおって、そして自治体を縮小している。その結果、地域が疲弊しているわけですけれども、そういう荒波の中で南伊豆町や南伊豆町議会が財政分析を通して国の動向も見ながら、町の状況をしっかりと我がものにして、平成16年の合併の問題、その後も流れは残りましたけれども、今日、町を残して、しかも今、槌音が聞こえている庁舎が間もなく建ち上がると。これが借金なしに建ち上がり、しかも念願であった公共施設の中でも長年の懸案だった保育園、幼稚園が、耐震化をなし遂げるという運びになってきている。

間違った方向をとっていたならば、仮に箱物ができても、そこに住民の生活を守るべき役割を果たす役場の職員は下田の方向を見て、むしろ住民には背を向ける状態をとりかねない、そういう姿もありました。役場を建てて、何かを建てて、そうしたら財政破綻をして、南伊豆町がなくなってしまう。だから合併だという議論を忘れてはいけません。

質問のこの次ですけれども、では具体的な分野で何をなすべきかという点でありますが、その前提で、22年度決算で私は財政分析で南伊豆町の、いわゆるだれもができる財政分析で

ある主要決算データを使った指標でやった場合、南伊豆町の実質的将来、財政負担額比率が、平成22年度決算では約95.5％になるという話をしました。各市町の、賀茂郡下の市町の数値については、22年度決算までデータを入れておりませんが、21年度の同じ実質的将来財政負担額比率でいうと、下田市が133％、河津町が109.2％、松崎町も同じくらいの数字でございます。

経常収支比率について言いますと、南伊豆町は平成22年度決算で82.1％、前年が83.3％でありました。21年度ですね、前年の経常収支比率より下がったわけですが、前年度臨時財政対策債を入れた場合での経常収支比率でも88.5％と、90％を下回っております。これは、賀茂郡下で東伊豆町で、２番目に低い数値であります。こうした財政状況、町長が行政報告や議会の、きのうの一般質問のやりとりの中でも出ていましたけれども、役場庁舎等も借金をなしでやってきたと。そして財調、「入るをはかって出ずるを制する」、そういう視点で取り組んできたものがしっかりと数字に出ていて、これはこれまで社会資本整備をしてきて、今後住民の生活を一層不況の中でも守り、発展させていく礎をつくる確かな財政基盤だという認識をすべきであるというふうに思いますが、この点についてまず認識をお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

我々が今行政を進める中で、この23年度は、今議員が言われたようなハード面での庁舎建設あるいは認定こども園等の建設を進めることができました。これもかつての、今までの首長、そして関係の職員と一丸となって、財政調整基金を初めとした目的基金を積み立ててきたおかげであります。我々はそれを受けて、この時期にやはりもうという思いがあって、今回の23年度のそういった事業に取り組むことになったわけであります。

そこで、今多くの課題を山積しておりますけれども、投資できる財源に限りがあるということがございます。常に我々は、最少の予算で最大の効果を発揮するということを基本に置いて、事業の緊急性あるいは必要性、それから事業規模、これらについて再検討しながら予算編成を行っておるところであります。そのような中で、特にこの24年度にありましては、さきの３・11の大地震の教訓を受けまして、防災、それから経済対策、これを特に重点的に緊急を要する事項として取り上げて、そしてこれらには即効性のある事業を検討してまいりたいという基本的な考え方であります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　若干の答弁をいただきましたけれども、生活防災、そして医療福祉、教育分野、今の答弁でもありましたが、産業経済、これらのそれぞれの分野でどのような点を重視して取り組むか、その視点あるいは具体的な考えがあったらお聞かせいただきたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　基本的な考え方はただいま申し上げたとおりでありますので、各それぞれの分野については総務課長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

まず、歳入でございますけれども、国の概算要求で、交付税は17.以上ということで、前年度に対してマイナス0.1％、ほぼ前年並みですので、交付税が23年度程度は入ってくるであろうということは予測しております。

それに基づきまして、歳入の約40％を占めますので大きな財源ですので、それはちょっと安心はしたところでございますけれども、それに甘えることなく締めるところは締めて、めり張りをつけた、緊急性を最優先してやっていきたいということでございます。

まず、防災関係でございますが、最優先でやらなければならない緊急課題だと思います。津波対策、避難対策、具体的にはメニューはいろいろありますけれども、そういったことを今予算で検討中でございます。

それからあと、当然福祉ですとか建設等も、避難路の確保ですとかあります。それで、福祉関係につきましては、当然配食サービスとかいろいろありますけれども、弱者対策等も考えていかなければならないというふうに思います。

それから、経済でございますが、今までいろいろ経済対策、ことしも伊勢海老号ですとかいろいろな事業をやってまいりましたけれども、来年はちょっと今までにない新規の起業者、業を起こす者ですね、そういった方の後押しのようなことも考えていかなければならない。小さくても起業者を育てていくようなことも考えていかなければ町の発展はないと、そういったことを今中心に考えているところでございます。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　生活防災に関しては、次の大きな項目を立ててあるので、その次、医療・福祉の分野、各分野それぞれ積極的な展開に関しては確認をしました。

医療・福祉の問題で、やはり大きなのは病院の問題です。来年度は５月から共立病院が旧下田南高校跡地に移転をいたします。現在地では、平成９年から医療を受けていた地域医療振興協会が過疎地域からの撤退を表明して、同じ医療圏の中の下田病院を買い取って医療を行う。看護師や医療スタッフの多くをそこに連れていく。そういう困難な中で公立病院を守るために、静岡メディカルアライアンス、ＳＭＡが今湊の地で医療を行ってくれております。

きのうの報告でも、外科や整形の常勤にプラスしての報告がありましたが、脳神経外科の医師が９月から着任して、11月外来診療を行っております。11月19日には、あの嵐の中、35人もの住民の皆さんが健康講座に来てくれる。町の中で、９月以降、複数の住民の方に声を聞きました。今まで脳疾患があった場合に、共立湊病院ではわからないで、西島病院とかに行く機会が多かった、遠くて負担が多かったけれども、受診をしてもらって、今のＭＲＩでも的確な診療と予防対策を受けたら安心したと。３月までに、ほかの開業医、診療所を紹介されたけれども、思い切って行ってよかった。本当に新しい病院に期待していると。新しい病院では、ＭＲＩでも解像度のいい器械が入れられて、もっと的確な予防ができるという指摘を受けた。

ちなみに、先日出た伊豆新聞での記事で、脳神経外科をやらないというのは、あれは間違った記事で、脳神経外科をしっかりやるということで、これが高齢者が多い賀茂地域の医療を担う上での非常に大きな期待が実際に上がっていると。

地域医療振興協会も含めて、今医者を集めることが非常に大変だという状況は変わっておりません。そうした中でＳＭＡが、この地域医療振興協会が撤退して、去年の10月からわずかな期間で、本来は来年５月からの準備を前倒ししてやる、困難な中でやっていく。これをしっかりと新病院開院も含めてバックアップして、開院の暁には地域連携の医療をしっかりとやっていく、そういう認識をまず町長に、町長は管理者としてもそうですけれども、南伊豆町長としてそういう認識をお持ちであるか、その点をお答えいただきたい。

もう一つ、教育の分野、認定こども園ができ上がります。これまで、手石保育園を廃園にして認定こども園をつくる。南崎保育所の保護者の送迎の利便性を考えて、今送迎バスを用意してあります。これは、認定こども園開園までの２年間という限定でやられております。

そこで、これについては提案ですが、町長、子育て支援の問題で、静岡県が中学卒まで通

院の医療費の負担を検討すると川勝氏が表明しました。もちろんその分、南伊豆町がやっている分が若干軽減するわけですが、子育てしている世帯、今町の中に事業所が少ないという、そういう声も聞かれますが、頑張って子育てをしている世代が、小さい子供を育てている保育園の送迎というのは、やはり時間的には大変な労力であります。これを町内平等にするために廃止にするということではなくて、先ほど述べた財政状態の現状から、むしろ前向きにこの町に住んでいる若い人、南伊豆町は保育園があるからこそ、ここに移ってきている、そういう若い人がおります。全町送迎をする、こういう前向きな検討をしてもいいのではないかというふうに思いますが、まずその医療・福祉と教育の点、これについての認識をお答えいただけますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　まず、最初の医療の問題ですが、これは今度新しい病院ができますと、我が町には診療所が残ります。そして新病院の体制ですが、今、横嶋議員が言われるような状況の中で、医師確保が非常に難しい時代に入っております。しかし、ＳＭＡは限られた短い期間の中で懸命に今医師の確保に努めてくれております。我々は、やはりこれをバックアップしながら、県ともよく連携をとりながら、これらについては応援し、もちろん我々も、これをともに医師確保に向けていかなければならないという思いがしております。

そういう中で、現在は５名体制ですが、これが６名になる、そして開院へ向けて10名を目標に今水面下では取り組んでくれております。そういう中で、まだ非常勤医師を含めて14名ということでありますが、非常勤医師が14名ということでありますけれども、そういう医師の状況であります、今現在は。これは、開院時には目標へ持っていきたいというＳＭＡの考えがありますので、今後も我々としては、それをバックアップしていきたいという思いであります。

それと、後段の問題ですが、このこども園の送迎バス、これは現在、南崎保育所につきましては送迎をしております。新しい認定こども園については、まだこれは計画がありません。しかし、相当遠方から通園することになりますので、そういった保護者の声もよく聞きながら、我々としては検討していきたいという思いであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　医療の問題では、12月10日号の「週刊ダイヤモンド」、これに「へき地医療の星が首都圏進出へ変質というジレンマに陥る地域医療振興協会」という記事が載りました。これは、今町長から医師確保が非常に難しい中という話がありましたが、この記事の中でも、地域医療振興協会自身も非常に医師確保、都市部に進出しているけれども難しい。この記事の中では、へき地医療からもいずれ撤退も視野にということも言われていると。そういう困難な中でＳＭＡが、この賀茂地域が高齢者人口が多くて、脳神経外科や脳神経や循環器を重視してやる。この姿勢を、しっかりと行政としても議会としても認識して、これをバックアップしていく、このことをぜひ進めてやっていただきたいというふうに思います。

もう一つ、子育て支援、子供の送り迎え、認定こども園についても検討するという答弁をいただきました。保護者の声を聞いてと。これは、南崎地域に保育園に行っているのは、手石港か竹麻地区が多いですけれども、認定こども園に園が統合されると差田、南上、幼稚園もそうですけれども、そうすると一番町の中では人口減が激しくて、集落の維持も大変な三浜、三坂地域、南上地域、ここが非常に負担が多くなるわけですね。

そういう点から、かつて保育園の保存運動もありましたけれども、やはり仕事がきちんとできる、時間がとれる、子供も守れる、そういうバックアップがあれば、その地域に住んで、そして営みを続けることができると思うんですね。その点は、今管理者の町長が答えられたように、保護者の意見も聞いて、それに対するお金は、べらぼうな予算、経常経費がかかるわけではないというふうに思うんですね。その点をぜひ検討していただきたい。

先ほど経常経費の問題を話して、南伊豆町が東伊豆より経常収支比率の問題や将来財政負担額比率の問題も話しましたけれども、松崎、河津というのは公立保育園がないんですね。ないから楽なんだ。一方で経常経費が、別に悪口を言うわけではないんですけれども、バガテル公園とか、ああいう箱物の維持のために数千万円のお金が出ている。そういうもので、数字的にはツーペイのような感じだけれども、実際にこの南伊豆町が広い地域で鉄道もない、鉄道の駅から20分で、一番端は１時間近い距離があるところで、賀茂郡の町では、市を除いて町では一番人口を多く抱えていました。それは、先人が行政や議会の先輩が、この地域の先輩が保育所を置くことで共働きができる環境、半農半漁の環境で子供を育てる、それをしっかりやったことと、もう一つは、この広い地域で水源が乏しいところであるけれども、水道事業をしっかりと全町水道をやったことなんですね。簡易水道や集落の、いわゆる水道に当たらない、飲料水供給施設もそうですけれども、それをやったことで南伊豆町が人口をこれまでも保って、今でも9,400、松崎、河津は、河津は電車が通っていても8,000人です。も

う間もなく8,000人も切る時期も近いです。やはり人が住んで営みをするバックアップを行政がしっかりと守っていくことで、その地域が残る。経常経費の点でも、送迎バスの点はそれほどの負担ではないので、ぜひこの点はそういう視野も入れながら、保護者との話し合いで、市域を守る礎になっていくように取り組んでいただきたい。

次の産業経済の問題で総務課長は、新しい起業者を応援するということを言われました。本当に大事だと思います。かつては、大きな工場とか企業を呼ぶという視点もありましたけれども、この数年間そういう方向ではないことを言われました。今から12年前くらいの議会の質問で、社会的にもスモールオフィス・ホームオフィスとか、これは実業とちょっと違う場面で、ＳＯＨＯという言葉がはやりましたけれども、それをまだここで質問したときには、合併の流れが勢いがあって、地道に足をつける話には行き着きませんでしたけれども、地域産業をしっかりと位置づけていく、今の社会経済が世界恐慌もはらんで過剰生産恐慌がある中で、そういう中で住民の生活、末端の生活をしっかりと支えていく。同時に、元気があるところ、意識があるところをしっかりと伸ばしていくという点では、この新しく起業するところを応援する。しかも、そのための施策やアドバイス、ノウハウについては、さまざまな講習等々もぜひとも行っていただきたい。

この新しい起業に関しては、町の23年度予算で、イノシシの処理場に関しては予算計上してくれました。これも被害を前向きにとらえて、イノシシの被害、そしてさらにはシカの被害も、負の遺産ととらえるのではなくて共存して、それも経済的にも流通させるということ、残念ながら議会の中でご理解いただけなくて、国県の予算がついて否決されてしまいましたが、これもＮＰＯ法人等々も先頭に立って取り組んだ前向きな取り組みであります。

その後の話では、県もシカの対策に手を焼いて、シカも一緒にやってくれと、そのためには１億も予算を出すと。そういうオファーや提案もありました。こういう問題を、当局だけでなくて議会も、地域の深刻な問題としてどうとらえるか、こういう視点が求められるのではないかと思います。

その点、もう一つ、総合計画の作成の議論の中で、新しい起業をする観点で、私は農業分野の問題もずっと取り組んで、この総合計画には75ページからるる述べてあります。この中で、南伊豆分校、下田高校南伊豆分校との連携も述べられております。ここには、直接的に南伊豆分校の文言が出てくるのは、ちょっとメモがあれでしたけれども、どこかにありましたけれども、「町内研究機関や教育機関と連携して地域資源のブランド化に努める」、そういう文言も94ページの南伊豆ブランドの創造のところにあります。

今、道の駅の湯の花直売所の運営も、分校のＯＢが中心になって、この地域で実業として農業や水産業をやっている、そういう積極的な経験もあります。南伊豆分校が、さらに新たな展開を県の教育委員会がしているという話を耳にしました。

町長、この点で、今の新しい施策で業を起こす人の支援を考えているということがありましたが、県の教育委員会が新たに南伊豆分校にも、そういう視点の施策を進める、そういう話も聞きました。自力でやる方と同時に、教育機関、町内にある地域を担う人間を輩出してきた、そういう教育機関としっかりと連携してやる、その意思が、確かに予算的にも裏づけして進める、そういう考えがあるかどうか、その点をお答えいただきたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ただいま議員の申された南伊豆分校の教育内容については、我々はまだ正式な情報を得ておりませんので、今言われるようなことであればもちろん我々は、それについては町としては十分対応していけるような検討をしていきたいという思いでおります。ですので、まだ今のところそれらについては、我々としては内容を把握できませんので、検討しておりません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　分校の関係に関しては、総合計画で106ページに述べてありますけれども、分校の後援会関係者からのお話でしたけれども、ぜひこの点は、総合計画の中での高等教育との支援・連携、そして産業振興との非常に重要なヒントがあるというふうに思いますので、その点の認識を担当部署も含めて、また総務サイドもその点を、施策調整の観点から、ぜひ重視して取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、２番目の防災計画と防災対策のあり方です。

３・11の災害、東日本大震災が起きてから、６月議会と９月議会でも質問を進めてきました。いつ来るかわからないということで切迫感のような思いでもありますが、同時に、防災計画そのものが本当にどういうものであるのか、その認識を日々新たにするものであります。これは、総合計画をついこの前に策定して、そういう議論にかかわったわけですが、まず３・11の災害を受けて、地震や自然災害が年月を経てもあるべきものというとらえ方をして、そして行政施策の根本に据えていくことが必要ではないかと。

現在、防災計画の見直しを進めているということですが、その見直しの観点、これについてお答えをしてください。さらに、東日本大震災の教訓から、どのような点を生かしていくのか、この点をお答えいただけますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まちづくりを進める上で、やはり安全安心なまちづくりということでありまして、これは町民の生命、財産を守るということが基本にあります。

今、県が進めております第３次の被害想定の見直しとなる第４次被害想定を受けまして、これらとの整合性を図りながら、町の地域防災計画を見直すことにしております。また、地震あるいは津波等を初めとして、山間部の深層崩壊及び原子力の災害、これらも念頭に検討していきたいという思いでおります。

詳細は総務課長から答弁させます。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

今、町長が申し上げましたとおり、県におきまして第３次被害想定の見直しの途中であります。第４次被害想定ということでございますが、来年の秋以降になるということでございますので、我々もそれを漫然と待っているわけではありませんが、それに対して整合性を図りながら進めていきたい。ただ、整合性を図りながらといいましても、例えば避難のための避難階段ですとか、できることはありますので、できることは順次進めていきたいということであります。

それから、あと、さきの新聞等でご存じかと思いますけれども、原子力の災害の関係でございますが、今までのＥＰＺの概念がちょっと変わりまして、中心から５キロ圏内をＰＡＺ、30キロまでをＵＰＺ、50キロまでをＰＰＺということで、伊豆半島は、例えば浜岡を中心にすると範囲から外れるんですが、さきの打合会で、伊豆半島もぜひ仲間に入れてくれという提言をして入れていただく、合同で研究会を開くことになりました。早速、20日に浜岡のオフサイトセンターで会議がありますので、担当者を派遣しますけれども、そういったことで今までにない部分を取り入れながら、安心安全の確保に努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　津波だけではなくて原発の災害ですね、現状あそこに稼働していなくてもある限り不安はつきまとうので、非常に重要だというふうに思います。

詳細内容ですけれども、防災計画、もちろんそういう点で進めていると思いますが、確認させていただきたいと思います。

被害想定を県と連動してやるということですが、それをした場合に、被害想定と連動させた被害軽減の目標、また被害対策の優先順位あるいは対策のスケジュール、そして概算、予算計画、もう一つは、質問の項目にも上げました防災対策と土地利用、これは都市計画そのものはないんですが、総合計画の中では、土地利用に関して都市的活用とか、そういうものが出てきます。まだ、この時点では３・11の認識はありませんから当然ですけれども、都市的利用のそういう観点の中で、当然津波に対する認識を入れていくというふうに思いますが、そういう点。これを具体的にどうするのか、戦略的に実行計画を進めて立てる必要もあるのではないか。国は法律をつくっていますけれども、条例や計画、開発部門との調整はどのように考えられているのか。

また、未然の防止対策で、先ほどの軽減目標を言いましたけれども、危険をできるだけ抑える、そういう上で今の防災会議にコミュニティ、区長代表とか、あるいは海岸線沿線などの区長さんたちにも、地域防災の代表を入れる必要もあるのではないか。

もっと細かい点でハザードマップなども、かつて県の予算でつくった以外に、弓ヶ浜はまだですが、こうしたものをつくっていくわけですけれども、こうした点で避難所の設置も見直しをするという答弁を６月、９月にも受けましたが、避難所は同時に救護所、医療対応しなければならない、そういう場所ともなり得るということで、こういう観点はどういうふうに進めるか。概念があれば、大ざっぱでいいですけれども、そういうお答えをしていただければと思います。

もう一つは、いわゆる被害想定が出るまでいろいろなことをもちろんやって、先日の防災訓練もやりましたが、津波浸水が予想される区域での防災の学習会や講演会、これを訓練の実践とあわせて、ぜひ認識を深める上で、これを繰り返しやっていく必要があると思いますが、その点について、それぞれの点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

項目が多いものですから、順を追ってお答えをしたいと思います。

まず、最初の防災対策と土地利用、それから都市計画の整合性ということであります。町内の約83％が都市計画区域となっておるため、区域内においての建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う3,000平米以上の土地の区画形質の変更については、土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づく承認や開発行為の許可が必要となります。許可の必要な具体的な理由として、インフラの確保、それから汚水や土砂の流出による環境破壊の防止、がけ崩れや洪水等の災害発生の抑制、緊急時の避難経路の確保などが挙げられ、防災に関しても十分な配慮、対応が可能であると考えておるところであります。

また、木造の老朽化住宅の建てかえや誘導、これにつきましては建築物の耐震化を促進するとともに東日本大震災等の教訓や知見に基づいて、自助、共助の醸成による自主防災組織の強化、安全でわかりやすい避難路の整備、災害に備えた施設の整備等を促進することによって、都市計画と整合性を図りながら災害に強いまちづくりを推進することが可能であるというふうに認識をしております。

次のコミュニティの防災対策の進め方であります。地域コミュニティの防災対策は、その原点であります自助、共助を主として、自主防災会長に津波の避難訓練、総合防災訓練、地域防災訓練への対応をお願いしております。予想されます東海地震を初めとして、災害が大きくなればなるほど、区または班といったいわゆる地域コミュニティでの組織力が重要であるというふうに認識をしております。今後も自主防災会長とよく連携を図りながら、そして協議を重ねながら、自主防災会を対象とした研修会あるいは訓練の充実など、地域コミュニティの強化を図ってまいりたいと思っております。

次に、防災対策啓発講演会や訓練ということでありますが、防災対策に伴います講演会につきましては、静岡県と連携して、県内の大学等で地震防災対策等を研究されている先生等を講師に招いて講演会等の開催を検討するとともに、訓練につきましては、防災の原点であります自助、共助を前提とした津波避難訓練の一層の充実を視野に入れた訓練を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この問題は、日常をベースに据えるということで、ぜひ取り組みの

促進をお願いいたします。

最後に、スポーツを生かしたまちづくりでございます。

この間、まちづくりの問題では、この議場でもさまざまな提案なり議論をしてまいりましたが、何せ町が残るかそるかの問題の合併問題が多かったもので、落ちついて産業振興以外でまちづくりを進めるそういう提案でなかなかできにくかったのも率直なところであります。

今大変な状態の中でも、町が新たな庁舎を、町民の生活を守る城として出発して、そしてすべての公共施設が耐震化を完了している。この先に、今この半島先端の地で生活するすべての住民が安心して健康で生活できる、その一つとしてスポーツを生かしたまちづくりを積極的に展開すべきだという提案でございます。

スポーツ基本法ができたからという認識はなかったんですが、調べたらスポーツ基本法が最近できていたということを認識したんですけれども、それまでスポーツ振興法ということでありました。むしろ実際に、これまで産業経済で観光が中心の町で観光誘客、そういう議論が今でもたくさんあります。同時に、観光業だけに携わらない方々もいて、また子育てあるいは壮年世代でも、この中山間地域で娯楽が少ない、また、そういう場に接する場所が遠い中で、スポーツを愛好してやっているグループもたくさんございます。県下で３番目に小さい自治体といいながらも、武道、柔道や剣道あるいは少林寺拳法、そして球技でのサッカーやバレーボール等々、青年のところではインドアのスポーツも行われております、盛んです。優秀な成績を上げている例もございます。今回の市町村駅伝でも、青年や高校生でも奮闘されている姿がございます。

現在、町のスポーツの中で町長杯、冠大会の中で、私はウオータースイミングとか出ていますが、ありますけれども、エージェントに頼らない、自分たちの町で自分たちの生活の中で生かせるスポーツ、ここにもう少し光を当てて、町長杯とかの冠大会をやっていくことが、この地域で子育てもして地域を守っていく世代の大きな励ましにもなるんではないか。青壮年の生きがいにもなるし、将来にわたって健康で生きていくことになるんではないかというふうに思いますが、町長杯という冠大会は、現在幾つございますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

スポーツということでありますが、このスポーツについては、私は、まずスポーツは必ず勝敗がついてきます。勝敗を決するということでありますけれども、それだけでなくて健康

づくり、それから人間形成、こういった面でも私は大いに奨励をしていきたいというふうに思っております。

そこで、今町で行われております事業ですけれども、小学生のバレーボール教室、それからいきいきウオーキング、それから静岡県で先般行われました市町村対抗駅伝競走大会の、ここでは町では練習会ですけれども、それから、ふるさと学級におけるハイキング、カッター、スキー教室、ゲートボール、こういったものが実施をされております。

こういった中で現在、町長杯ですけれども、冠大会を実施しているのがサッカーとゲートボールのみであります。今後も健康づくりを視野に入れながら、先ほど申し上げたような観点から、関係団体等の意向をよく把握して検討してまいりたいというふうに思っております。

さらに当町は、昨年度からオープンウオータースイムレース、アクアスロン大会等の実施にも取り組んでおります。これまでの約１年半の間に３つのレースを開催し、関東圏を中心に、町外から約1,000人参加者が集まりました。

今後もこれらの事業に加えて、ノルディックウオーキング、夜桜ナイトラン等にも範囲を広げまして、観光面の誘客にも努めてまいりたいという考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　町長、今、町長杯がサッカーとゲートボールということがありました。検討するということと同時に、スポーツの持つべき本質についても奨励するという言葉をいただきました。

冠大会とはいえ、べらぼうに予算がかかるわけではございません。町が町長杯のトロフィーを用意する、もちろん現場でそういう姿勢があればこそですけれども、あるからこそ優秀な成績もおさめてＯＢも来る。南小には武道館もあって、毎年柔道の古賀さんが来て子供たちにも指導する、これがやっぱり大きな励ましになる。その古賀さんの先輩も南伊豆の出身だと。そういう地道な取り組みが町内に、そういう愛好者に対しても大きな励ましを与えているんですね。

バレーボール等々もそうです。それをもちろん当事者とも相談して、冠大会を応援してあげる、べらぼうな予算ではなくできて、しかもそこで、町長が言われた、子供たちや当事者だけではなくてその周りの保護者との間でも人間形成がつくられる、そういうことになると思うので、その点での研究もあるらしいですけれども、今回は、まず今生活している人たち

の中でそれを応援すること、これがほかの地域からも来る、南伊豆町は沼津まで出るのに２時間かかりますけれども、多くのスポーツ関係者が、それをいとわず東海道筋あるいは東京や、ほかにも出ていって大きな大会に出ています。そういう点をぜひ、義務教育のところでは教育委員会の予算でも応援してくれていますが、冠大会をぜひ検討していただきたい。それが、副次的に誘客や経済効果も生むということ、もちろんそこに町内の先ほどの総務課長の、企業を応援するという能動的な対応があれば、そういう経済効果が直接町の中にも波及していく、こういうことも副次的に考えられますけれども、今回の質問は一義的にスポーツの振興であります。これを、やはりこの町で頑張っている世代、青壮年を含めて応援していくということであります。

スポーツの２点目は、差田グラウンドなどの整備であります。べらぼうな予算をつけて箱物をつくれとかということではありません。昨年度、緊急経済対策で差田グラウンドの整備をしてもらいました。南伊豆町は、もともと冬は雪が降らないということで、伊豆下田カントリーも、そういうゴルフの問題では重要な位置づけをされているところでありますが、スポーツを生かしてこれを活発にすることで、大会だけではなくて合宿も誘致することができて、実際に合宿をしている、活用している種目も含めて、個人もございます。そうした中で、差田グラウンドの整備、グラウンドだけではなしに、計画的にこれが町内でスポーツ合宿、いろいろなつながりを生かしたスポーツ合宿を誘致して、屋外スポーツ、野球やサッカーなどもできる、そういうことを計画的に進めて、この点も経済対策でありますが検討すべきだというふうに思いますが、この点のお考えをご答弁願えますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

差田グラウンドでありますが、まずこの整備につきましては、平成21年度から平成22年度におきまして、地域活性化きめ細かな交付金事業を活用して、防球ネット、それから器具倉庫の設置、管理棟屋根の改修、それから給水管布設がえなどを実施してまいりました。

防球ネット設置につきましては、道路側への越球が防止されました。そして、軟式・硬式野球、サッカーなど球技における整備充実が図られたところであります。特にまた、数年前からは軟式野球を受け入れるグラウンドが減少しているため、春休みなどの予約問い合わせも増加傾向にありまして、利用促進に努めているところであります。

そこで、今年度におきましては照明設備の改修等を行うとともに、グラウンド横の町有地

につきまして地形測量を実施して、将来へ向けて中長期的な視点に立った整備活用策を検討してまいりたいというふうに思っております。

したがって、今後も引き続いて、ほかの施設も含めて計画的な改修であるとかあるいは整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　これで質問を終わりますが、ぜひ社会資本、町役場を城にして、この不況で大変な中でも住民生活を守って、そしてさらに鼓舞して活気あるまちづくりを進めるために私も全力で奮闘することを誓って、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君の一般質問を終了いたします。

ここで、10時40分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時４０分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（梅本和熙君）　５番議員、長田美喜彦君の質問を許可いたします。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　通告に従って質問をさせていただきます。同僚議員との重複する点があると思います。よろしくお願いを申し上げます。

９月の定例でも観光ということで質問をさせていただきましたが、観光は、現在でも厳しい状況にあることはわかっておりますが、９月と比べると、現在はどのように変化をしているのか。また、今年度の年末の宿泊状況がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

宿泊状況でございますが、ＪＲ、漁連の加盟の６軒に300名が宿泊いたしました。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　年末の状況は把握できておりませんか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　これは伊勢海老号の案件ではなくて宿泊の、全く関係なく町内の旅館、ホテルの入り込み客数という形でございます。

町長が行政報告でも申し上げましたけれども、10月31日までのデータはございます。民宿の宿泊客数が４月から10月末までで３万6,870名、旅館、ホテルが８万2,603名という形で、対前年比78.39％という形になってございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　それは、先ほど町長の行政報告でわかっておりますけれども、この年末に去年と比べると状況はどのようになっているか、わかりましたら教えてください。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　この議会に当たりまして、ちょっと観光協会に聞いてみました。データ的によると、10月いっぱいという形でありましたけれども、11月から12月にかけまして、かなり戻ってきておるよと、去年並みになってきておるよと、いい感触だよという話は聞いております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私の聞いたところによりますと、大分戻ってきてはいるんではないかというような言葉も聞いております。ですから、年末にかけて、去年並みは最低でも欲しいなというようなことを思ったもので今伺っているんです。

また、昨日の質問にありましたけれども、伊勢海老号の件で同僚議員が質問しましたが、

この費用対効果がどの程度あったのか。また、観光客の反応はどのようだったのかをちょっと伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　昨日の渡邉議員のところでも申し上げましたけれども、直接効果といいますか、本当に実際に金が動いたというものにつきましては、先ほども申しましたけれども、300名が参加しまして、宿泊施設で630、それから観光施設の入園料、それから買い物、また食事どころでの昼食、それからおもてなし代等々で約9,200万ぐらいの金が動いております。

間接効果でございます。南伊豆町がＪＲ東日本全社で南伊豆町の伊勢海老号募集という形の、そういう活字が出ました、宣伝効果。また、町内の周遊道路のところの、お土産の売り上げ効果、また町内の施設を回って本構想ができたとして、また南伊豆のよさを知っていただいて、また今度の構想ができたとしてつながること等々、間接的な波及効果も大きかったのではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　きのうは1,000万ぐらいということで聞いたんですけれども。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　失礼いたしました。単位を１つ間違えました。920万です。失礼いたしました。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　町から258万を支給しました。今、約1,000万ぐらいの効果があったということでありますよね。その点を踏まえまして、今後このようなイベントをまた打っていくのか。また、どのような施策をもって誘客を図っていくのか。また、来年２月から始まるみなみの桜と菜の花まつりの中でもう一度、プラス伊勢海老号というような考え方を観光協会の方と話し合ったことはあるのかないのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　町長の行政報告にもありましたけれども、これは大変好評でございました。関係機関等ではよかったなと、今後どうしようかという協議はしております

けれども、まだ今のところは決定はしておりませんけれども、前向きに考えてはいきたいと考えております。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今回のこの伊勢海老号は、ＪＲ東日本の協力を得ての事業を実施したわけであります。ですので、今後も、やはりこういった不況が続く中で観光振興ということを考えますと、そういった協力が得られるならば、我々としては考えていきたいという思いでおります。まだ具体的にはどうこうということは考えておりませんけれども、そういうふうな考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　この点、一度だけではなくて、今後もこういうような成果があったということであれば、続けていくべきではないのかなというふうに思います。

また、やはりこれは１回だけではなくて２回、３回と続けていくほうが、また十分な効果も上がるのではないかと思いますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

また、昨日同僚議員も行いましたが、ジオパークに関しまして、前に私が町長に質問したときに、町長はジオパークの問題、観光圏の問題、それぞれ他自治体とよく連携を図りながら取り組んでいくと答えてくれました。その後、他の市町との会合や話し合いを持ったことがあるのか。また、ジオパークをどのように観光に結びつけていくのかを伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このジオパークにつきましては、当町を含めた７市６町で構成します伊豆半島ジオパーク推進協議会で取り組んでおります。そこで、これは伊豆半島全体、大きくは静岡県を挙げて、ジオパーク設置に向けて取り組んでいくということになるわけであります。

現在ですけれども、ガイドの育成であるとか、あるいは町内を含めたジオサイト候補地の選定、こういった作業が今行われております。そして、25年度から26年度にかけては、世界ジオパーク認定申請を行うという運びになってまいります。

今言われた他の市町との関係につきましては、担当課長から説明させます。町といたしま

しても、ジオパークが観光振興に寄与するということを期待しつつ、それらの事業を進めてまいります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

町長も申し上げましたけれども、協議会では、今どこがそのジオサイトにふさわしいのかという選定作業を行っています。これは、地質、地形、火山学等の見地から、静岡大学の小山教授の見解を柱にして、詳細のポイントの認定作業を行っています。それとあわせまして、ボランティアガイドの養成講座、これにも取り組んでいます。それから、当町からは４名が参加しております。

それから、次の取り組みといたしまして、町といたしましても候補地が選定されますれば、そこで関連看板等々を設置する等々の取り組みを進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　さきの９月の定例会での私の質問に副町長が答えてくれました。南伊豆町は非常にすばらしい自然を有し、全国トップクラスであると。観光客を呼べる資源はたくさんあると副町長は私に述べてくれました。

私も、10月にジオサイトの一部を町職員、教育長、議員、各重立った人と見てまいりました。改めて伊豆の資源のすばらしさ、石廊崎の雄大さを見てまいりました。このジオサイト、石廊崎も含め、やはり石廊崎を含め中木、妻良等を見て回ったわけですが、このジオのすばらしさをもう一度全国に発信していただきたいと思っております。この点、町長でもいい、副町長でもいい、お答えを。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

ジオサイトにつきましては、町民の皆さんもまだ知らないところもあろうかと思います。できましたら、海から見られる手法というのは非常に有効だとは考えてはいますけれども、費用対効果の問題もどうしてもついて回るということを考えて、なかなか難しい面があったと。ただ、石廊崎の観光の遊覧船がございますので、今運航会社のほうと、うまくジオパー

クの案内ができないかということをちょっと検討してまいりたいと考えております。

また、シーカヤック等で、海側から見られる手法も考えられるのかというふうに考えていますので、いずれにしましても、何らかの形で伊豆地域全体で取り組んでいかなければならない問題だと考えておりますので、当町といたしましても前向きに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　新聞で、松崎町のほうが、結局、伊浜のジオサイト、あとアカギ山の設備、それを見に来たということがありました。ですから、私も今、副町長が言われましたように、やはり石廊崎に観光船がありますように、十分にそういうものも活用しながら、やはりジオのすばらしさを全国にぜひとも発信をしていただきたいと思います。

また、小学生がジオサイトの一部である中木、妻良ですか、子浦ですか、見たというのが新聞に載っておりました。伊豆に住んでいる子供たちにも、自然の雄大さ、すばらしさを教えて、後生に残すこともやはり観光立町の務めではないかと私は思っております。その点で、教育長にちょっと伺っておきたいんですが、学校単位でジオの見学をされるような仕組みができないものかなと思っておりますので、伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　今ご指摘いただいたジオパークの教育の分野での取り組みだと思うんですけれども、新聞に出ていたのは柱状節理ですね。南中小学校の６年生が石廊崎、中木、入間、それから妻良の海岸線を有識者に引率していただいて、観察に行かせました。

そのどうだったのか聞いたんですが、子供は説明を聞きながら柱状節理のすごいのを見て、おおすげぇというような感嘆の声を上げた。声を上げるほど。これは一般の観光客であっても、そういう場面に遭遇すれば、おおすげぇに近い言葉が出るに違いないと私は想像いたします。実は、私も見たときに、すげぇと思ったわけですから。こういった、ふだん何気なく私たちが目にしている自然なんですけれども、その原理を知るということによって驚きになる。同時に、学問としての知識にもなるということもできて、郷土を愛する心というか、そういうものに当然つながると、このように考えます。

したがって、ジオパークに関する地質の学習という面から、当然学校にもという流れになっていくだろうと思います。そういった子供たちが成長して、ジオパークの設置とともに観光立町への取り組みとか、あるいは情報発信等を行っていただくということで、今

観光というような事につながれば、より最高だとこんなふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　ありがとうございます。

教育長、私も結局この間一緒に回りましたね。あのときやっぱり感じたのは、ぜひとも子供たちにこういう伊豆の自然を十分に教えっていってもらいたい。また、そこで郷土愛という、すばらしい愛情をわかせてもらって、それで大人になっても伊豆のすばらしさを伝えていってもらいたい。表に出ても伝えてもらいたい。これがやはり一つの観光立町である我が町の基本ではないかなと私は思うんですよね。その点、町長どうでしょうか、教育と観光と結びつけた中で、これからはやはりそういうのも必要ではないかと思っておりますけれども、町長の考え方は。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

我が町が観光立町ということを考えますと、やはり観光というのは、観光に従事する町民だけではなくて、町民挙げて観光ということを念頭に置きながらお客さんには接し、まちづくりを進めるべきだと基本的に考えております。

そういう中で、今言われる小学生あるいは中学生、そういった学生にももちろん、ですから、そういう面でのまず勉強をしてもらって、そして子供のときから、観光面の町の進む道ということをよく理解してもらうことが重要でありますので、私はこのことは各学校とよく連携をとりながら、ジオサイトが決定して、ジオパークが認定をされた暁には、そういった面にも特に意を注いでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　これは本当にお願いですが、そのようなすばらしいジオサイトがたくさんある。これは、今後も町民並びに私たち職員一同、やはりこれは皆さんでもう一度勉強していってもらいたいなと思っております。それはお願いです。

次に、共立病院についてということで伺ってまいります。

昨日も同僚議員が伺いましたが、改めて伺います。現在の病院の診療状況と新しい診療所

への当町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

病院の現状と、それから診療所への考えということであります。

まず、本年４月の診療体制では、この共立湊病院は内科、外科、それから整形外科、そして麻酔科、この４科を標榜しまして、稼働病床が51床からのスタートとなったわけですけれども、これに婦人科、それから小児科、脳神経外科の３科が加わり、現在７科体制となっております。

また、常勤医５名を含む医師19名体制で確保しておりまして、先生方の献身的なご努力によって、24時間での救急搬送受け入れ態勢が維持されております。

そこで、10月末までの７カ月間の診療実績では、外来患者数が１万2,500人を数え、８月以降は月平均で2,000人以上となっており、早朝・夜間等の時間外受診者数では1,100人を超え、救急搬送件数では400件弱を受け入れております。

一方、病棟部門では看護基準を７対１ということで、これに変更しまして、収益面での効率化を図っており、10月末の実績数は入院患者数延べ395人となっております。

４月の病院継承以来、診療科目や医療スタッフも充足され、患者数も増加傾向にあるということであります。また、現在地に開設予定の診療所でありますけれども、これは診療医の開院と同時期のオープンを目指しております。詳細設計を行っている段階にありますが、介護老人保健施設なぎさ園に隣接した配置として、内科を主体とした外来訪問診療が基本となりました。

本院である下田メディカルセンターと緊密な医療連携のもとで、整形外科などの受診者への対応も可能となるよう、ＳＭＡとも協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私が入れたこの資料で、結局今町長が言われたように、結局８月からの診療ですと、やはり８月が合計で2,295名、９月が2,027名、10月が2,082名、日に平均しますと、約80名から85名ぐらいが毎日受診しているわけであります。

そこで、それはそれでたくさんの人が行っているのはないかと思うんですが、私は予約と

いうことを聞いているんですよ。予約制であると。そうしますと、やはりここで見ますと、そういう予約制があるために、平均がほとんど同じになっているのではないかなという感じがするんです。というのは、この間ちょっと聞きましたら、病院に行って整形に行ったら、痛いのに行ったのに受け付けてもらえなかったという事例があったと言うんです。

そして、では帰って救急搬送で来るかというようなことを言ったら、そこで結局、ちょっと待ってくれと言って受け付けてもらったというような事例が、これは確かにあったと思うんです。ですから、そういう点を踏まえますと、結局管理者としてどのような気持ちかちょっと聞かせてください。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この病院の個々の事例については、逐一私も報告を受けておりません。しかし、やはり病院である以上は、患者については、たとえそこに予約がなくても診療するというのが建前ではないかと思いますので、その辺はよく調査して、病院とも話を聞きたいと思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　そして、それはそれで町長にお願いしておきます。

また、伊豆新聞によりますと、いろいろな、下田市長が言ったということで、こういう診療科目で開院というようなあれが載っておりますが、ここで10月10日ですか、下田市の下田市政懇話会で市長が述べられたと思うんです。12科目の診療科目で、常勤医師10名以上で開院の見通しと報告を受けたと。これは町長、間違いないですか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この10名という数字の言い方ですけれども、市長がどういう考え方、報告を受けられてそういう言い方をしたのかわかりませんけれども、開院と同時に10名という表現ですか。

○５番（長田美喜彦君）　そうですね、10名以上とここに載っていますから、そうではないかと思います。

○町長（鈴木史鶴哉君）　言われている10名ということがよく、今までも言われてきておりま

すけれども、これは提案の中で、そういった話がＳＭＡのほうからお話が出ております。

ただ、10名というのが、開院時イコール10名ということなのかどうか、その辺の解釈もいろいろありますけれども、あそこで病院がスタートして、ＳＭＡが指定管理者ということで予定されておりますけれども、開院されてからという解釈もできると思います。目標ですけれども、やはり10名ということももちろん我々は言っておりますし、ＳＭＡもそれは努力してくれております。

ですから、これがイコール開院時に10名かということは、必ずしもそうでない場合もあるという解釈も成り立つと思います。その辺の言い方が微妙ですけれども、我々としては、もちろん提案の中で言われてきている、新病院にあっては10名以上ということが言われておりますので、それがいつなのかということは今後またＳＭＡとも、今懸命に努力してくれておりますので、そういう方向でもちろんいくと思いますので、そういうところで今、新聞に書かれていることの表現がどうなのか、私もちょっとまだ具体的に理解しておりませんけれども、そういう意味合いです。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私は、ちょっとまだ副管理者との整合性ということで伺ったわけなんですが、結局そこにまた10月24日ですか、市長が述べられていると。聖和病院が廃院なら、50床増設を申請するというようなことが載っていますね、これ。ですから、そういう点も管理者との話し合いがあったのか。要するに、私はまだ新しい病院ができていないのに、こういうのを新聞に載せて、ここで産婦人科というような問題も書いてありますよね。そうしますと、町民というのは、では産婦人科も来るんだよと、よかったな、今度は産婦人科もできるんだなというような発言をする人があるんです。私もその人たちに、それはまだちょっと無理ですよというような話はしていますけれども、やはり新聞紙上にこういうふうに50床確保で産婦人科と書かれれば、町民とすると、ではもう近いうちに来るんだなという発想は、それは本命でありますよ。そういう点ちょっとどういうふうに感じるんでしょうね。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　まず、この病院につきましては、共立湊病院は１市５町の共立病院です。ですので、まず病院の議会に上げる議案すべて、これはその前に１市５町の首長で、いわゆる運営会議ですけれども、これにかけます。そこで審議をして、よし、これで行こう

ということであれば組合議会へかけます。したがって、そういった内容については、まず我々首長は共通認識を持たなければならないと思います。

あとの問題は、今度は私が管理者で、副管理者が下田市長と東伊豆の町長です。ですので、それぞれがやっぱりそういう立場を考えて、私は病院の役職にある者として、それぞれの発言については、責任を持って対応してくれるというふうに認識しておりますので、言い方によってあるいは新聞を読む方の解釈によって、さまざまな認め方があると思いますけれども、私は基本的にはそういう考え方でいます。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私も、これはちょっと現在のあれではないという認識はしております。というのは、まだ新しい病院ですね。まだ開院していませんので、こういう発言をするのは、ちょっと問題があるというのが私の考え方ですけれども、そこであと６カ月、半年ですね、開院の予定は。それで、私が思っているのは、やっぱり150床を有する新病院、医療スタッフが十分に確保できているのかという点を伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この医療スタッフの件につきましては、先ほどからも申し上げておりますけれども、ＳＭＡにおいては新病院の開院に伴う指定管理者・指定申請書に示された、先ほどから申し上げております人員配置計画に基づいて、医療スタッフ等の確保に向けて、今まさに懸命に努力してくれております。

先般、私は理事長と副管理者ともども協議をいたしました。その中で出てきたのが、静岡県からの派遣医師も年明けには内定するというふうに伺っておりますので、そういったことも踏まえて、看護スタッフの確保、それから法人グループを上げて対応しているということでありますので、これは着実に準備が進んでいるというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　もう一つ伺っておきますのは、150床の病院を運営するのには、医師はいいですけれども、看護師は何名必要かということを町長、理解していますか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

あの病院が、一応150床ということで計画が進められておりますけれども、当初は恐らく150床目いっぱいのスタートになるかどうか、まだ正式には報告を受けておりません。それと、これは看護師の問題は、７対１になるのか10対１になるのか、その辺もＳＭＡの考え方があると思います。

今の医療報酬等もありますので、これは経営者側の考え方にもありますので、ここで何名の看護師が必要だということは、私はちょっとお答えができかねます。要は、ＳＭＡがあの病院を今度、指定管理者として運営していただくについて、指定管理者ですので、やっぱり経営の面についてはいろいろな面から検討されて、もちろん採算の面もあるでしょうし、賀茂圏域の病院の形態、人口の問題、そういった面からの検討がなされていると思いますので、そういう中でおのずと、病床数、病棟が決まってくるではないかということでありますので、それについては、報告は受けておりません。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　前の管理者の地域医療センターが、共立病院で行ったときには看護師が70名以上おりました。今現在これを見ますと、大体１日平均入院外来が30名ちょっとぐらいですね。それで今、スタッフは、これは６月１日や15日現在の看護師さんでありますが、常勤が30名、非常勤が７名、そして准看護師が２名です。全部で39ということなんですね。そうすると、今後150床を運営するには、もう十分足りないという考え方でわかると思うんですが、私からすると、賀茂郡下にいる看護師さんの数というのは大体決まっているのではないかと思われます。そして、その点で結局、現在地域医療振興協会が河津とか、そして横山クリニックさん、要するに透析の病院が今建てかえをしている。そして、私の聞くところによると、下田病院は内科が残るというようなことも聞いております。

そこで、やはりこれは看護師さんの確保で病床数が決まるのではないかなと、要するに入院患者をとるためには、病床数がこれで決まるのではないかと思っておりますが、これは今の静岡メディカルですか、そこに任せ切りでやっていいものかなというのが私の疑問があるんですが、町長、その点を。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

確かに今、長田議員が言われるとおりであります。この計画の中で言われている150床はもちろん新病院の病床数ですけれども、この賀茂圏域の病院の形態というのは、今ある下田病院、それから既に着工しておりますけれども、河津の今井浜の病院、そしてさらには、これもまだうわさですけれども、東部総合等々ありまして、相当病院の形態が変わってきております。ですので、やっぱり今後看護師の確保はもちろん、これは前提になりますけれども、そういうことを考えながら病院経営というのは恐らく今後検討されていくではないかなという思いがしておりますので、これはやはり我々がお願いをしているＳＭＡの考え方があると思います。

したがって、我々は、今後そういう面でのＳＭＡの考え方をよく聞いた上で、要はこの賀茂圏域の、私は共立湊病院の管理者として、医療サービスが低下しないように、そして町民の皆さん、地域の皆さんが安心して医療が受けられるような、そういう病院形態であってほしいと思っておりますので、よくその辺もＳＭＡと協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　町長もわかっているようで、また私たちも、病院の議会の議員になります。やはり５月に向けて、すばらしい病院を立ち上げてもらう。私たちも、それは十分にわかっています。ですが、やはり一番の問題はネックである看護師、ですから、それを正直言いまして、強く静岡メディカルに要請してもらいたい。そうしないと、やはりこれ150床がうまく運営できないんではないかなという心配がありますので、よろしくお願い申し上げます。

私も正直言いまして、私の娘も看護師であります。ですから、私もその中では娘たちに、病院問題がちゃんとしていないから、おまえたちも少しは協力しなさいよという話はしてありますけれども、やはり町長たちもそういう点ではぜひとも頑張っていただくように。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この医療スタッフの問題は今までも述べてきたとおりでありまして、ＳＭＡも、何度も申し上げますけれども懸命にこれは、我々が言うまでもなく確保に努めてくれております。今度は、長田議員も病院組合議員としてなられたものですから、そういう立場で全面的にひとつ協力をお願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　よろしくお願いします。また、私も一生懸命努力していきます。

また、その点におきましてではなくて、今度は新病院ができるということで、結局マイクロバスの送迎がなくなるということを聞いております。それで、私は診療所へのマイクロバスの送迎はあるのかをお聞きしたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

現在ですが、町内の医療機関への患者輸送ということでは、県の補助事業でありますへき地保健診療対策事業の一環として、三浜、南上、それから三坂地区、この地区を対象として、町民の皆さんを患者輸送バスで輸送しております。

来年度におきましても、南病院の跡地に設置されます診療所も含めて、この事業はもちろん継続していくということで考えております。

そこで、来年５月に開院予定の下田メディカルセンターへの患者輸送でありますが、これは町外の医療機関ということで、県の補助事業の対象外になるということであります。

そういうことですので、通院のための公共の交通機関、いわゆるバスですけれども、利用した場合に、その経費の一部を助成することがいいのか、こういった方策も含めて、病院が移転することに伴う支援ということで、我々も今後これは検討していきたいという思いであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　やはり今まであったものがなくなるということは、これは町民へのサービスの低下がもう目に見えているんですね。ですから、公共機関を使うといっても、結局、時間帯がいろいろな面において変わってくると思うんですね。まずは、毎朝そこからす

んなり行けばいいんでしょうけれども、時間的に余裕のある人と時間に余裕のない人、いろいろな面においてやはり拠点、下賀茂なら下賀茂、この庁舎からでもいいです。そういう何かのあれを考えないと、やはり随分町民に対してのサービス低下ではないかなと。

医療に行く人たちというのは、自分で車でなかなか行けないお年寄りの人が多いと思うんですね。若い人は自分で車で行けるでしょうけれども、年を取った人たちがマイクロバスというのはほとんど利用していると思うんです。その点、やはり湊へ行く診療所ができるという点においてはそのくらいの、各診療所がありますけれども、そこまでぐらいはマイクロバスを使って送迎をしていただきたいと思うんですが、町長どうでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この病院が移ることによる、今言われるマイクロバスの運行も含めて、これはバスの、いわゆる東海バスですけれども、今あるダイヤの見直しも含めて、これをお願いしていきたいと。新しくできる病院、それから診療所、これらに合ったダイヤを組んでいただけるよう、これはバス会社にもお願いしていきたいと。一方で我々は、今言われるマイクロバスがいいのか、あるいは先ほど申し上げた一部助成がいいのか、そういったことも多面的に検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　町民のサービスの低下ということのないように、患者さんは、先ほども言いましたけれども、若い人は車で、行ける人はいいです。もう行けない人は多分皆さんマイクロバスで行っていると思います。その点だけ十分考慮しながら進めていっていただければと思います。

そこで、また３番目には町有地利活用について伺っておきます。前にも私、吉祥の町有地について伺っておりますが、そのときにプロジェクトチームがあると聞いております。そして、現在は市民農園ということで活用はしておりますけれども、プロジェクトチームが現在どのような会議を開いて、どのようなことを町の中で話し合っているのかを伺っておきます。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

吉祥町有地の活用につきましては、平成21年度関係課長及び職員を構成員といたしまして、吉祥の町有地活用プロジェクトチームということで発足いたしまして会議を重ねてきました。

そのときの結果につきましては、広大な面積なんですけれども、一団の連続した土地になっていないと。それから、山林分野につきましては急斜面が多いことなど、いわゆる全体面積を利用しての事業計画は非常に困難であるというふうに判断いたしまして、農地区分につきまして、試験的に市民農園として活用することといたしまして、平成22年９月から、町営吉祥体験農園ということで14区画を整備いたしまして、現在12区画が利用されております。

その後、本年度、平成23年度につきましては現在の副町長をチームリーダーといたしまして、全部の課長、局長、室長を構成員といたしまして、吉祥以外の町有地といったものあるいは町有施設なども含めまして、有効な利活用についての協議を行っていくようであります。

本年度は、８月８日と11月16日と12月５日に検討会議を実施したところであります。

今後につきましては、体験農園の利用状況の推移を見ながら、必要に応じまして農地部分の拡大等につきまして検討していきたいというふうに考えております。

また、山林分野についてなんですけれども、費用対効果というものを支点にいたしまして、有効な利用方法につきまして、継続変更ということになっております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私は前にも一度提案したことがありましたが、やはり今のままでは、ただ小さい市民農園だけで終わってしまうのかなという頭がありました。

結局、あの広大な土地ですけれども、一つの絵をかいてみたらと思うんですよ。それで、その絵をかくのには、やはりプロジェクトチームだけではなくて、町の産業関係や有識者等を入れて委員会を立ち上げてもいいんではないかなという気持ちがしておるんです。というのは、これはたくさんの土地がありますので、結局、山林部分がたくさんあるということですよね。ですから、そういうところは結局、やはり熱海みたいに梅園みたいなものでもいいと思うんです。何しろできるところから活用していってもらいたいと思うんです。そういう点どうでしょうね、課長さん。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　おっしゃることはよくわかります。

いわゆる現地を我々も視察等いたしまして、それからやはり一団の連続した土地になって

いないということ、ぽつんぽつんという形に町有地がなっているということで、大きな面積の利用というのが非常に難しいということも一つあります。そこがやはり一番ネックになっているのかなということで、なかなかいい提案というのが浮かんでこない。いわゆる断片的な提案というのはよく浮かんでくるんですけれども、なかなか難しい問題があるかと、いわゆる費用対効果の点から。

議員おっしゃるように、そういった町民でありますとか、有識者でありますとか、そういった別の組織という形のご提案でございますけれども、そういった別の組織での検討についてもどうするかということについても、また今度の会議でもって検討していきたいなというふうには、今のところは思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　これは私も議員になってから、あれしていますけれども、やはり広大な土地でありますので、早急にというわけにはいかないかもしれませんが、やはりいろいろな人の考え方、知恵をいただいて、これを進めていってもらいたいと思っております。

また、その中で、今も言われましたけれども、町有地、施設跡地利用会議を、副町長さんをトップに立ち上げたということでありますね。そこで、私から言いますと町有地、いろいろなところで保育所などの、要するに町有地が結局あいてくるというわけですよね。ある程度ですね。そういうところがありましては、昨日も同僚議員が質問しましたように、町営住宅なんかの問題もありますし、そういう点ぜひとも有効な利活用をお願いしたいと思いますが、この点どうでしょう。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　まさに長田議員のおっしゃるとおりでございます。今後も町有地の有効な利活用ということをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　ぜひともそれをお願いして、私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　長田美喜彦君の質問を終わります。

◇　谷　　正　君

○議長（梅本和熙君）　４番議員、谷正君の質問を許可いたします。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　通告により質問をさせていただきますけれども、質問の順番を時間の都合で、最初に、２番目の観光についてから質問させていただきます。

先日来、同僚議員等の一般質問の中でも、私の質問と若干バッティングするところもあるものですから、それにつきましてもできれば質問・答弁をお願いしたいと思います。

まず、最初に２番目の観光についてでありますけれども、その中の南伊豆町の観光の現状認識と将来ビジョンということで、これは町長にお伺いします。

言い古された言葉でありますけれども、リーマン・ショック、３月の東日本大震災や直近の円高等は国民生活を不安・不透明に陥らせ、財布のひもを引き締めざるを得ない現状となっております。また、最近ですと、世界有数のリゾート地と言われています東京首都圏におきましては、いよいよ来年５月27日に東京スカイツリーの開業、これにつきましては2,500万人の観光客の流入を見込んでおるそうです。また、それに隣接しております東京ディズニーランドにつきましても、この東京スカイツリーの開業に呼応しまして入場料の引き下げを図り、誘客に努めると、そういうような報道もあります。

町長は、南伊豆町の主たる産業は観光と今までお話をしております。また、最近ではことしの３月11日におきました東日本大震災の復興・復旧に伴いまして、エージェント等につきましても「東北に行こう」という合い言葉のもとに、観光のキャンペーンを張るようなうわさもあります。

日本各地で、観光というのが一つの合い言葉になって、一つの産業になるという考えのもとに、各種の施設やイベントを考えて誘客に苦心しているという現状がありますけれども、町長の南伊豆町の観光の現状認識と将来ビジョンがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

我が町が観光立町を標榜している中で、全国の各地、観光地化が進んでおります。そうい

う中で、我々としては、それらに対応できるだけの観光立町としての対応が求められてきております。

本年度に入りましてから、観光客の入り込み動向でありますが、これは行政報告でも触れさせていただきました。まさに非常に厳しい結果を示しております。現在の観光のニーズというのは個別化の時代に入ってきており、この傾向というのは、今後さらに顕著になるだろうというふうに言われております。

この状況に対処すべく、当町を通年型の観光地として、観光の交流客数をふやして消費の拡大や雇用の促進につなげていかなければならないわけであります。そこで、２月、３月のみなみの桜と菜の花、５月のツツジ、７月、８月の海の行楽をつなげた観光シーズンの、いわゆる通年化に取り組んでいるところであります。そういう中で、昨年度からは６月、９月、10月の観光シーズンの端境期をオープンウオータースイムレース事業等で埋める取り組みにも着手してきました。

今後の展開としましては、１月にはニューイヤーノルディックウオーキング、２月には夜桜ナイトラン、これらを開催するなどして、１年間をイベントでつなぐことによって、観光の活性化を図ってまいりたいという考えでおります。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それで、今町長の答弁の中で、２月、３月のみなみの桜の桜まつりというご答弁がありましたけれども、エージェントによりましては、あの河津桜が日本全国にも配布されたんだと。そう遠くない時期に、主たる初めのイベントの場所としては、そういう魅力が薄れるのではないかというような考えも持っているエージェントもいるやに聞いていますが、それについての認識をお伺いしたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

確かに、この桜が各地に植えられてきております。しかし、我々の町の桜の時期というのは、まだまだ全国的にも知られている観光地としての売りでありますので、今、議員が申されるようなことも確かにありますけれども、我々はそういったことに余り振り回されるというか、どうこうされないように、町としての観光のスタンスをしっかり持って進んでいかな

ければならないというふうに思います。

それには、やはり今後は特色あるイベントであるとか、この桜の開花に合わせた期間中のイベント等も検討しながら考えていかなければならない。その一つが夜桜ナイトランでもあります。こういったことも新たに組み入れながら、さらにこの期間中の魅力アップに努めていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、この現状認識の中でもう一つお聞きしたいんですが、二、三年前に、大手のエージェントなんですけれども、首都圏の支店の社員を観光バスで南の河津桜と南の桜をバスで、研修がてら見に来ているんだそうです。南伊豆も来たということで、私は後から知ったんですが、そのときに、いずれにしても時間的な距離が非常に伊豆半島は遠いよということはお話をしてくださったんですが、それについての町長の認識と、当然これは、ここでは質問はないんですが、打開策としては伊豆縦貫道とか、それに関連する道路というお話になるんですが、今日はそこまではお話ししていただかなくても結構なんですが、今は実際の道路の距離ではないよと、時間の距離だよという何か認識があるみたいなんですが、それについての町長の認識をお伺いします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われる、我が町の首都圏からの距離ですけれども、確かに日帰りコースとしては難しい位置にあるということは承知しております。ですので、やはりそれらをよく頭に入れながら、泊まっていただけるようなコース日程を組むとかしながら、我が町の我が町ならではの桜の売りというのを、今後我々としては考えていかなければならないという時代に入ってきていると思います。

これは、首都圏からの距離だけでなくて、先ほど議員が申された、ほかにもそういった桜が植えられているということを考えますと、やっぱりこれからはそういうところとも勝負していかなければならない。しかし、我が町は早咲きの桜の、まさにこれはもとでありますので、河津町もそうですけれども、そういう面ではもう既に基盤ができ上がっておりますので、今後そういったいろいろな条件をクリアしながら誘客に努めていくということであります。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

南伊豆町における観光資源の再構築と再発見ということでありますけれども、先ほど来、同僚議員等が南伊豆町の観光資源になるであろうジオパークとか歴史的な背景、それから温泉、樹木、それから春夏秋冬などの四季の景色、それから自然環境等につきましては、町長ももうご存じと思いますが、現在の国民、観光客が望む観光資源だと思うんです。本町には、その資源が多く存在していると私も思っているんですが、ある人に言わせますと、その価値を地元の人たちは余り認識がないと。その価値を内部からはなかなかその価値が十分生かし切れていないのではないかというような話も聞いています。それらを観光資源として実効性のあるものにするについてのお考え、施策があったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この我が町の観光のそういった価値の認識ということであります。これは、今言われるように、確かにまだまだ我々の思っているほど見られていない、理解されていない面があると思います。それについては、やっぱり我々も今後よくこれを認識しながら、観光の面でのそういった面、ＰＲの面でも検討していかなければならないというふうに思っております。

そこで、ただいまの観光資源の関係でありますが、昨年度、我が町の最大の資源であるとも言える海を活用しましたオープンウオータースイムレースに着手しました。６月と10月には、弓ヶ浜の海水浴場においてイベントを開催して、海の行楽シーズンを約半年まで伸ばそうという試みで実施をしたところであります。これは今後も集客の核としていきたいというふうに考えております。また、これも先ほどから出ております伊豆半島のジオパーク構想ですけれども、地層、断層、柱状節理、火山、地域特有の地形が再発見されたところでありますので、これらも新たな観光資源として活用していきたいというふうに思っております。さらには、青野川河口にはソメイヨシノの並木があります。水面からの眺めなど、角度を変えた楽しみ方も提案してまいります。加えて、町内にはすぐれた仏像などの文化財もありますので、これらをめぐるコースを確立するなどの取り組みも進めていきたいと考えております。

今後も、こういった埋もれている観光資源がまだまだあると考えられますので、関係皆さ

んのご協力をいただきながら、これを再構築、再発見して、観光協会等と連携を図りながら、観光の活性化に結びつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、これは一つの提案なんですけれども、ほかの市町村では写真展等の開催というのがよく聞かれるんですが、当初南伊豆町は、先ほどの町長の答弁にもありましたように、いろいろな観光資源、事象、それから歴史的な資源があると。そういうものを１年ぐらい、１年とか１年半の、最初ですから、期間を設けて風景、そこに暮らす生活や、昨日、同僚議員の質問にありました郷土芸能等、それから南伊豆町のあらゆる事象をテーマに観光写真展等を開催して、それから行政サイドの目線ではなくて町民の目線で幅広い目でとらえて、それを南伊豆町の観光資源として発掘する、それからまた観光資源のデータベースというような考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われる観光資源ということでありますが、確かに我々がまだまだ目につかないところに、そういった資源が幾つかあると思います。そんな中で、今申される観光の写真展でそういうことを発掘というか広めていったらどうかということですが、これもやはり一つのもちろん案であると思います。これらを今後我々としても検討して、大いにこれは観光の面で活用していきたいということであります。考えていきたいと思っております。

これは、我々が日ごろ、割と見なれている資源等がそのまま埋もれているということもあると思いますので、違った目線で見ていただくということも重要ですので、そういった面からも、それらについては、ある意味では町外の方にもそういうことに協力いただきながら、今後は進めていきたいということであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　その関連で、町長、副町長、それから産業観光課長にちょっとお聞きしますが、南伊豆町それから松崎町へ、松崎町さんは現在もいわゆる交流をなさっていると

思うんですが、我が国の山岳写真家の第一人者であります白籏史朗先生という方はご存じでしょうか、副町長、ご存じでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　副町長。

○副町長（渥美幸博君）　お答えいたします。

一応お名前はお聞きしておりまして、高名な写真家だということで、詳しくはちょっと存じません。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、この方は、私が町長にお話しするのもはばかられるんですが、静岡県の各種イベント、それから写真展の審査員長をやられて、非常にエネルギッシュな方だそうです。私、先日、東京の知り合いがエージェントにいるものですから行ったところ、静岡県と、それから静岡市、それからあそこは南アルプスは、東海パルプさんが持っているところなんか、静岡県と静岡市で共同で、講演かトレッキングとかいろいろなコースを事業でやられているということで、それにも関係しているということで、非常に静岡県に関係が深い方なものですから、南伊豆町についても、かつて伊浜等にもお越しになっているということだもんですから、そういう方をぜひ審査員長に、もし事業を執行するんでしたら審査員長にお願いして、県を通じて開催していただければなと思うんですが、どうでしょう。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいま申された、いわゆる写真展による観光の振興ということで、今後は今言われたことを頭に入れながら検討してまいりたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それでは、３番目の周遊道路の障害物についての質問に移ります。

南伊豆町の海岸線につきましては57キロに及んで、そこからの景観というのはジオパークと、それから海上からの景地ということで、非常に貴重なものだという認識があるんですが、その57キロの海岸線に沿って、主要な県道、それから国道が走っているんですが、その国道につきまして、先日も同僚議員から、整備が余り進んでいないからいろいろな廃棄物が投棄されて問題になっているというような質問がありましたが、バスで奥石廊から伊浜の、松崎

町までを通りますと、道路が曲がりくねって比較的狭いものですから、左側の、今の観光バスというのは非常に景観を重視するものですから車高が高くなっている、屋根が。それだもんですから、それが当たると、非常に走行のときに危険を感じるというような観光会社のほうからの指摘もあるんですが、これは私も前にちょっとお話をしたし、同僚議員もそういうものをどうにかならないかというような質問をしているんですが、それを当然、私有地等があるもんですから難しいし、それから昨日の答弁ですと、自然公園法それから文化財保護法等もあるということで、難しいという答弁があったんですが、観光立町というものを標榜している限り、私が環境省等の方に聞いたところですと、そういうものは地元の人たちとか、そういうはっきりした目的があったものであれば相談に乗れます、不可能ではないというような認識を持っているんですが、それについて県でないように、これは当然、南伊豆町単独ではできないんですが、管理をする県道、それから国道を管理する土木事務所、それから個人の私有地ですから、その個人の所有者の方とかという関連もあるんですが、それを解決する方向で進めるという気持ちがあるかお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われる、確かに道路を走っておりますと、周囲の木々が道路まで相当生い茂ってきている。今、眺望ということが言われますけれども、国立公園地内でそういった面では、大分前々とは、眺望が損なわれてきているということだと思います。これは前からも言われておりますけれども、やはり国立公園というところで、指定地域でありますので、例えばそういった道路沿いの木によったりということになると、場所によっては国立公園法の問題であったり、もちろん所有者の関係もありますけれども、そういう問題が出てこようかと思います。

しかし、伊豆半島は周遊道路ということがよく言われますけれども、そういうことがありますとせっかくの景観が損なわれるわけですので、これは前から言われておりますけれども、我々としてはできる限りそういった面で、お客さんに景観をご堪能いただけるような整備をしなければならないという思いがしております。これはよく関係方面と協議しながら、今後それらの伐採であるとか除去については検討してまいりたいという思いでおります。

今委員が言われるように、バスそのものも相当車窓が高くなっております。ですので、せっかくのそういったバスで来られたり、そういう方の視界が損なわれるということでありますと、乗用車等ももちろんですけれども、景観を堪能していただけないということになりま

すので、今度は関係方面とよく協議しながら、これらについては検討していきたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今の町長答弁で、ちょっと時間であれなんですが、私事で申しわけないんですが、アミダさんの関係でちょっといろいろやっているんですが、ああいうものについての整備も不可能ではないというような認識、ちょっと感触を受けているもんですから、ぜひ奥石廊から松崎坂にかけて、今の答弁のようにお願いしたいと思います。

これで私の午前中の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　谷正君の観光についての質問を終わります。

午後からの谷正君の持ち時間を35分といたします。

ここで午後１時まで昼食のため休憩といたします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　１時００分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それでは、午前中に引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

まず、１番目の質問に戻りまして、災害対策についてをお伺いします。

最初として、３月11日の東日本大震災を起点として、災害に対しての意識という形でお伺いします。

本年の３月定例会の３月10日の一般質問で、私が地震災害を中心として質問させていただき、翌３月11日の午後２時46分、マグニチュード９か9.2の地震が東北で発生したという事実がございます。それで、３月11日の東日本大震災の発生後、それまで構築された災害、主に地震災害、津波災害の件でございますけれども、その対策は国県、市町など、あらゆる方面で見直しや再編成、再構築が必然と考えられ、新たな対応に迫られているのが現状であります。

町長は東日本大震災後、被災地を視察研修し、心新たにしたとの報告、お話がありましたが、その被災現状を目の当たりにして、その思いを本町、南伊豆町に置きかえたとき、これは伊豆半島でも結構ですが、当然、先ほど来同僚議員の答弁にもあります、安心安全のまちづくりという形の中で、町民の命を預かる町長として、また行政の長としてどういう思いを感じたのかお聞かせ願えれば幸いです。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今回の３・11の東日本大震災で、いろいろ今、日本国じゅうがその話題で持ち切りであります。対策やら被災地の惨状、そういったことがいろいろ連日マスコミでも取り上げられております。

我々は、３・11の３カ月後ですけれども、６月に賀茂郡の町長会で被災地の慰問見舞いに行ってまいりました。まさに、３カ月たっていましたけれども、被災地の惨状を見たとき、もう言葉が正直言ってありませんでした。我々は、皆さんが行かれた陸前高田から入りまして、北上して大槌町、山田町、宮古の田老地区まで、宮城県の県境の近くまで行きましたけれども、途中釜石であったり大船渡であったり、全くもうまさに自然の猛威といいますか、スーパー堤防とまで言われた田老地区の10メートル余りの堤防が破壊され、波が乗り越えているということでありました。

この惨状と我が町とを置きかえて考えたときに、三方を海に囲まれて、57キロという海岸線を有する当町を私はすぐ思い浮かべながら、現地を視察しながら比較して、いろいろと思いをはせたわけでありますけれども、まさにこういった規模の地震が起き、津波に襲われたときに、我々としてはハード面、ソフト面で、どういった対策を我々としても考えたらいいのかということでありますけれども、今進めている防潮堤もそうでありますし、この議会でも取り上げられておりますけれども、避難訓練、避難の問題、こういったことをもう一遍根底から検討して、そして我々は考え直さなければならないかなという思いがしました。

いわゆる想定外という言葉がよく、この震災に使われていますけれども、これは想定というのは、我々人間が過去のデータをもとに想定したことであって、これで想定外と言っていると思います。しかし、自然は我々の想定とは関係なく、どんなことが起こるかわからないというのが、私は自然界であると思います。ですので、今後は、我々ができる限りのハード面、ソフト面で、今回の震災を教訓として対策を講じていくことではないかなという思いが

しました。

その一つが、これも昨日から出ておりますけれども、避難の問題であります。これは、こういったときには、いち早く津波の場合には高いところに逃げる、これが大原則であります。それはどこへ行っても言われました。訓練した地区ほど助かっているということでありまして、そういった面でのソフト面、さらにハード面では、先ほど申し上げた防潮堤の問題もありますし、建物の耐震化、免震化もありますけれども、そういった面での対策等々をしなければならない。これは今、国あるいは県でも防災計画の見直しに入っておりますけれども、かつてない何百年に一度というこういった災害を教訓として、我々はやはり今後に備えなければならないという思いが強くしました。ですので、帰ってきて、区長会であったり、ほかの団体もそうですけれども、そういう話をさせていただきながら、町民に対しての啓蒙・啓発にも努めております。また、防災訓練等も通じて実践をお願いしておるところであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、町長は過去に、南伊豆町については地震対策に限らず社会資本の整備、インフラ整備がまだ十分ではないよというような答弁をなされているんですが、今回の地震対策の東北地方の被害の状況を見て、それを早急というんですか、今まで以上のものをやらなければならないというような認識は当然お持ちになったと思うんですが、巷間言われています東海沖地震、東南海・南海地震の３連動や４連動、当然それを心に持って対策が必要と考えられますが、先ほど町長が、57キロの海岸線があるということで、南伊豆町は海岸だけではなく山のほうについても急峻なところがありますし、町長のお住まいになっている青野の入り口の南上幼稚園の裏山のところでありますと、地すべりの危険性もあるというような指摘もあるように聞いているんですが、そういうものの備えというのをどのような認識で、どういうふうな形で考えられているのか、ちょっと前のあれとダブるかもしれませんが、お伺いしたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今回の地震を教訓としてということがよく言われまして、我々も使っていますけれども、まずハード面で建物の耐震化を今進めております。何度も申し上げますけれども、教育関連、

文教関係が100％、この年度をもって耐震化が終わるということがハード面であります。

そして、もう一方で、やはりこういった急峻な地形、伊豆半島は全町的、全市的にそうですけれども、非常にもろい、倒壊しやすい、急峻ですし、地層だと言われております。ですので、今議員の言われた深層崩壊ですね、こういった面での危険箇所の点検ということも、これは今後我々としては各区に協力いただきながら進めなければならないというふうに思います。

ですから、まずそういったハード面でできることをやりながら、一方のソフト面では、何度も申し上げますけれども避難訓練、意識の啓蒙・啓発を、これは子供から大人まですべての町民に対して、例えば先ほど午前中もありましたけれども、講演会であったり、そういう機会をなるべく持っていただいて、我々としては進めていきたいという思いでおります。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それから、２番目に移りますけれども、総務課長に答弁をお願いしたいと思います。

３月11日の東日本大震災からの南伊豆町の災害対策ということでありますけれども、３月11日以降、国では中央防災会議等で、それまでの災害想定の抜本的な見直し、また各都道府県、市町などの地方公共団体では白紙から見直しが求められて、現在一部の市町村では、国県に先立ちまして、その対策に着手しているというようなところがあると聞いています。

先ほど来の答弁でも、静岡県では現在第３次被害想定が施行されているんですが、それを見直して第４次で、現在おおむね１年を目安にそれを見直しているということで、本町でも南伊豆町の地域防災計画は、国や県の被害想定と整合性をとりながら見直すというようなものが行政報告、それから昨日来の同僚議員の答弁にもありました。当然南伊豆町でも、今までの災害対策で、見直しや新たな災害対策を考えられなければならないと思いますが、３月11日の発災後、今までの地域防災計画を、具体的に町としてどの程度の見直しを行っているのか、ざっくりでいいですからお聞かせ願います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

基本的には、谷議員ご指摘のとおり県に整合性を図るということで、津波浸水区域ですとか、そういった具体的な数字はまだ一切来ておりません。ただ、急を要しなければならない、例えば情報の伝達につきましては、ラジオの配備ですとか、県の補助を受けて避難所への発

電機の配布、トイレ等の発注も既にしております。

それから、地形的に非常に孤立する可能性が多いものですから、食料につきましても１万3,000食ぐらいあったんですが、今回の発注で１万2,000食追加しました。それで、例えば夏に発生したときのお客様、来客の分もありますので、例えば１万人いたとして約２万人の方々が３食食べると、１日だけでも三二が６万食ですので、順次１万7,000食ずつ増加していくとか、そういったことも考えております。

それから、津波という言葉も非常にクローズアップされているわけですけれども、津波の前には必ず大きな揺れが来ますので、今後は避難路の見直し、例えばブロック塀の見直しだとか、そういったものも新年度予算に盛れるものは盛っていきたいというようなことで、既に検討に入っているところでございます。

それから、先ほど町長が申し上げましたように深層崩壊のことですとか、それにつきましては下田土木と一緒に土石流、土砂災害のロードマップについても考えています。

それから、地域防災計画の見直しにつきましては、原子力災害等も視野に入れながら検討、同時に発注というところが現状であります。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、ちょっと細かいところでお聞きしたいんですが、阪神・淡路大震災のときに、兵庫県神戸市役所に災害対策本部を立ち上げたときに、職員の招集が、当然職員も被災されたという状況が出てきたものですから、思ったほど災害対策本部の要員が招集できなかったと。恐らく、当初50％前後というような数字がたしかあったと思うんですが、定かではないんですが、そういうことなんですが、災害対策本部を立ち上げるについて、難しいかもしれないですけれども、どのくらいの要員で、災害対策本部は災害対策本部の体をなすのか。今、腹案があればお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　なかなか難しい質問だと思います。

現在、大雨等につきましては増員体制をとるとか、地震につきましては震度４になると情報が集まるだとか、５になると全員集まれだとかいう基準で動いています。特別被災等がなければ順次集まれよということなっております。

そうですね、体をなすというと、何人とはっきりは申し上げられませんが、最低でも30％ぐらいは欲しいかなと。単純に130人ではないですけれども、町長、副町長、教育長以外131

人ですので、給食さんとかも含めてですけれども、40人ぐらいは欲しいのかなというふうに思っています。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それでは、３番目に入ります。

災害時における緊急対策等についてということで、南伊豆町は、先ほど来の同僚議員の答弁にありましたけれども、高齢化が進んで、限界集落とか、それから道路等の要件で孤立集落、地形的、地勢的な面で孤立集落が存在しているといいますような、総務課長の答弁がありましたが、それらがいわゆる二次災害等の災害を拡大させる要因にもなるのではないかと。災害が起こりますと、人命救助については72時間が一つの目安だよというようなことが、時間との闘いだとよく言われているんですが、それらについての対策等が現時点でありましたら答弁をお願いします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

孤立集落につきましては以前からこの議会でも出ておりまして、ことし孤立対策としまして、衛星電話を１台購入するということを議会でご承認いただきました。それで、来年に向けて県の補助事業があるんですが、６台要求していこうかなということで考えております。それで、例えばよく出ています、個別の地区名を申し上げて申しわけないんですが、例えば吉田ですとか、三浜ですとか、落居ですとか、非常に孤立して距離が遠いところから入るようにしようかなというふうにも考えております。

それから、役場も含めて学校等にＡＥＤを配備いたします、つけます。それから、各地区でも独自にＡＥＤを配備していますので、そういったものがだれでも使えるように、今議会でも出ました救命士の講習等にも力を入れていきたいというふうには思っております。

それから、ちょっとまだはっきりとしたことは言えないんですが、各地区間の応援の制度を来年度立ち上げていきたいなというふうにも考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それで、災害時の初期発動についてお伺いしたいんですが、災害が発生した場合、情報収集や、行政側としてはライフラインとしての道路等の確保が、これは最

重要になると思います。当然、今総務課長がご答弁いただいたように、限界集落とか孤立集落等は、比較的がけ崩れや道路の崩壊、橋梁の崩壊が発生する率が多いのではないかと思うんです。それらの障害物が発生した場合、撤去するためには、重機等の機械類の出動が当然早急に必要になると思いますが、東日本大震災では建設業者の手持ちの重機類等が少なくて、災害初期救助発動の点で問題があったというような指摘があります。

南伊豆町に置きかえますと、本町では建設業組合が存在はしていないんですが、その災害が発生した時点で、要請等の系統についてはどうなっているのか。その対策について、個々にその建設業者と結んでいるのか。また、どういう業者がどの程度の重機類を持っているというのは把握しているのかお伺いします。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　お答えします。

南伊豆町では、災害対策基本法、また南伊豆町地域防災計画に基づきまして、町は、指名参加願届け出町内土木業者と平成19年に、災害時における応急対策業務に関する協定書を個々に締結して、公共土木施設等被災箇所の状況把握のためのパトロール、また道路の確保のための対応があるような内容での協定を結んでます。

もう一点、お尋ねの重機とか数なんですけれども、東北の大震災等々のような津波等があった、また重機が海岸近くにあれば、それが使えなくなるんですけれども、今現在10の事業者があるんですが、事業者が所有している重機の数なんですけれども、大小あるんですが、バックホーにつきましては31台、それとブレーカーというバックホーを装着したものがあるんですが、31台のうち15台がそういう機能を持っている。ダンプ・トラックにつきましては35台、クレーンつきトラックが９台、タイヤショベルが３台と、大きな重機等はそういう業者が所有をしていると。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今、建設課長から答弁いただいたんですが、よく言われる、災害が起きたときに、行政はリースとかレンタルすればいいというような発想を持つということなんですが、そういうものについては小規模の災害でしたら頼れると思うんですが、この間の岩手、宮城、福島のほうまでの広域になりますと、非常にそのものについての手当てが小さな市町村では難しいというような話もあるもんですから、そういう発想というのは今お持ちなのかお伺いします。

○議長（梅本和熙君）　建設課長。

○建設課長（藤原富雄君）　その点については、議員がおっしゃったとおり、大きな災害になりますと、どこの市町も、レンタル業者、リース業者へと市町の関係者が借りるというようなことになろうかと思うんです。まして、こういう南伊豆町、最南端に位置する町でありますと、なかなかそういうものも利用がしにくいということですので、できるだけ、数は少ないんですけれども、自前の重機等を利用して、活用して災害に対応していこうと思います。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　ありがとうございました。

それでは、４番目の災害危険箇所等の把握、今後の対策はということでお聞きします。

南伊豆町には、地すべり地区とか急傾斜崩壊地、それから治山工事等の手当てが必要な箇所が、先ほどの町長の答弁でもありましたように多く存在すると。それについては、町単独で工事の手当てをしなければならないのは当然なんですが、規模によっては、また箇所によっては国や県の協力を仰がなければならないことになると思います。

東日本大震災以後、各県市町では、それらに対する手当ての事業要望が多くなりまして、言葉はちょっと悪いんですが、事業予算の分捕り合戦が激しくなっていると聞いているんですが、安心安全のまちづくりのためにも、早急で確実な危険箇所等の手当てが必要だと考えていますが、その手当てが必要な箇所等の事業計画、推進計画は、将来の事業計画含めてどのようになっているのかお伺いしたい。

それと、もう一つは、国や県への要望、陳情等をより緊密にやる必要があると思いますが、それらについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

危険箇所でございます、平成17年３月に全戸配布いたしましたハザードマップというのがございます。これは町内を西と東で、２枚で一組になっておりますものがありまして、町内では土石流の危険区域と急傾斜崩壊危険箇所が497カ所、町じゅうどこへ行っても危険箇所だよというところであります。地すべり防止区域として１地区が指定されております。建設課の前に張ってありますので、また帰りがてら見ていただきたいと思います。

また、東海・東南海・南海地震による津波が想定されておりますけれども、沿岸地区を中心に大きな被害が予想される、浸水区域が予想されるというところでございます。

今後、第３次被害想定の見直しを受けまして、津波ハザードマップを作成するとともに、昨年度から土木事務所と一緒に事業を進めております土砂災害の区域調査による土砂災害のハザードマップもあわせて考えていきたいと思います。全戸配布による周知を図っていきたいというところでございます。急傾斜地につきましては建設課が窓口になって、順次対応できるところから対応しているというところが現状でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　今の危険箇所等について、行政というんですか、土木事務所とか町の建設課等でも、なかなか把握し切れない面もあろうかと思いますが、町内会長、区長会の席上でも、それについてはできるだけ上げていただいて、変な話なんですが、こういう時期なもんですから、国県も予算をつけやすくなるというような状態も考えられますので、その対処をお願いしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　地図に載っているとか載っていないとかは別にしまして、区長さん方を通じて、いろいろな要望が上がってきますので、各課で必ずチェックして対応するように、時間がかかるものについてはいつごろまでに対応するということで、今対応させていただいております。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　それでは、最後の災害弱者等の対策についてお伺いします。

先ほど来、同僚議員の質問にもありましたけれども、災害が発生しますのは老人とか子供とか、それから災害弱者と言われる人たちや、それから南伊豆町は、先ほど来町長の答弁にありましたが、観光客がその災害発生時には南伊豆町にいらっしゃるということになると思います。

それらの対応について、それからまた当然新防災計画等への位置づけ、先ほど食料等についてはふやすというような答弁をいただいたんですが、そういうものについての対応、それから現在、大規模災害、３連動、４連動の災害が起きますと、地震発生から５分ぐらいで津波の襲来が予想されるという話がありまして、静岡県内でも一部の公共団体が、もう既にその対応を独自でやっているというようなこともあります。

それから、南伊豆町でも海岸地域が、先ほど来申し上げましたように57キロある中で、その海岸地域の比較的低いところに集落が存在しているところがありますが、それらにつきましては、この間の12月４日の防災訓練等では、最高ですと一番端から指定のところまで22分ぐらいかかったというような話もございます。それらの対策について、地域防災との話し合い、連携、それからこれは主に弓ヶ浜地区なんですけれども、あそこが恐らくそういう津波が来ると、避難の時間、それから距離が一番長くなると思うんですが、現在新しく建てかえられました休暇村が避難ビルに指定されているということなんですが、議会でも先日あそこの裏の階段を上ったんですが、非常に狭くて、果たして皆さん方が半分パニックを起こした状態で、これがスムーズに行くのかなと私なりに疑問を持ったんですが、そういうものについて。それから、ご存じかと思うんですが、静岡県では津波避難ビルへの階段設置事業の県費補助があるよということを聞いているんですが、そういうものについての活用をどう考えているか。それから、そういうものについての現地調査を行ったのかお伺いしたい。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

災害による被害を未然に防止あるいは軽減するには、やはりまず防災対策が不可欠であります。そこで、災害に対する備えの有無、これが被害の規模を左右するというふうに考えるところであります。言ってみれば、備えあれば憂いなしということだと思います。

また、防災対策の推進に当たりましては、災害弱者の避難の支援対策、これが大きな課題になるというふうに認識をしております。

町では、地震あるいは風水害等の災害に備えて、国の災害時の要援護者の避難支援ガイドライン、これを参考として県の技術的な助言を受けながら、平成21年度から災害時要援護者名簿、それから避難支援計画の作成に取りかかりまして、平成22年度には災害時の要援護者台帳、災害時の要援護者避難支援計画を整備したところであります。

災害時の要援護者台帳につきましては自主防災会、それから民生委員と情報を共有化しまして、地震や風水害等の災害に備え、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時からの防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の確立に努めているところであります。

以上であります。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

ちょっと項目が多かったものですから、落ちていましたら申しわけありません。

まず、観光客の皆様の避難対策ということでございますけれども、実は賀茂危機管理局を事務局としまして、東伊豆町から南伊豆町までお金を出し合って、今原資が1,500万ぐらいあるんですが、非常時の食料ですとか宿泊費ですとか、そういったものに対応しようということで対応しております。現実問題として３・11のときも、400万ぐらいを使って宿泊とかに対応したところです。ですが、下田市の伊豆急へみんな送り出してしまいますと事足りるということではありませんので、滞留ということも考えて食料も確保していきたいというところでございます。

それから、特に弓ヶ浜の避難距離が長いよということでございますので、例えばこの議会でもよく話題になりますのは津波避難タワーですか、そういったことも今後は検討していかなければならないのかなというふうにも考えているところでございます。

また、ことしから補正予算で取っていただきました避難階段、これは産業団体の連絡会でもイルマへつけてほしいというような声も出ましたけれども、そういったものも場所によっては考える必要があるというふうに考えております。

それから、休暇村の避難施設としての階段が狭いよということで、申しわけありません、係は現地調査に行っているんですが、私はまだ行っておりません。補助金ということですが、多分議員がおっしゃるのは、県の大規模地震対策の補助金だと思いますが、非常にメニューが多い補助金で、ちょっと私は把握しておりませんでした。戻りまして内容を確認して、またそういったことを休暇村に働きかけることができればしていきたいというふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　谷正君。

〔４番　谷　　正君登壇〕

○４番（谷　　正君）　これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　谷正君の質問を終わります。

ここで45分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時３４分

再開　午後　１時４４分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　清　水　清　一　君

○議長（梅本和熙君）　７番議員、清水清一君の質問を許可します。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、清水清一、一般質問させていただきます。

これは最後に言おうと思ったんですけれども、先に言いたいと思いますけれども、この庁舎で議会がこれで最後になる、今議会で最後になるという形があると思います。この議場で、多くの先輩議員あるいは町の当局の皆さん、これまで南伊豆町のために一生懸命ここで議論されてきたと思います。その中で、私が最後の一般質問者となってしまいましたということで、一般質問の最後でございますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に防災対策についてお伺いいたします。

災害時、学校施設の防災機能向上、避難所の維持運営対策はということでお伺いいたしますが、いろいろ今議会でも各議員から質問がありましたように、災害対策が必要だということがいろいろ話されました。災害発生は、なかなか自分では防ぐことはできないんですけれども、災害が起こったことに対してどうしたらいいかということも、いろいろこの中で話し合ってきましたが、災害が起こってしまった後の、要するに半日あるいは１日たった後、どのようにしていくのかというのが、また問題になってくるんではないかなと、そういう大規模な災害なんていうのはまずめったに起こらないものですが、それを考えますと、もし間違えて起きた場合、それで起きて１日たったときに、学校施設なんていうものがやっぱり避難所として、住民の方々も寄ってくるだろうし、あるいは地元の公民館にも寄るだろうけれども、そういうところに地区の方あるいは町民の方、あるいは動きがとれなくなった観光客、あるいはその他の方々が学校施設等にも寄ってくると思うんですけれども、その学校施設等の防災機能も強化していかなければいけないと思うんですが、その辺について町として、そういうことについての考えはどういうふうに考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この災害時における学校施設の防災機能ということでありますが、平成21年10月に南中小学校の屋内運動場が、耐震補強工事が終了して、ここで学校施設の耐震対策はすべて終了しております。

そこで、避難所の運営につきましては、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者に協力を得て運営するということが、これは地域防災計画の中に記述されておりました。しかし、ここ数年は、自主防災会を対象とした避難所運営における研修会等を開催していないために、今後はこういった避難所の運営研修会を随時開催するとともに、自主防災会組織と学校等との連携も図りながら、その対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　避難所の運営検討委員会とか、あるいは自主防各地区の方々が、公民館、これまでは各自主防は公民館を中心にやっているわけですけれども、各地区の公民館を中心としてやっているわけですけれども、学校もその中の一つとして考えていくのではないかなと考えます。

それで、それがあったとき避難所として問題になってくるのは、備蓄品あるいは水の問題、学校には水タンクが、屋上あるいは屋外に大体置いてあるものなんですけれども、そういう水も使えるようにしていけばある程度の水は確保できるんではないかと考えますが、こういう水あるいは備蓄のものについての考え方はどうなっておられるのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

先ほど来、食料ですとか水をある飲料メーカーから２万4,000本もらったということを説明してきましたけれども、今後もそういったものにつきましては、当然期限があるわけですけれども、順次備蓄をふやしていきたい。また、期限が迫ったものは自主防にお配りして訓練で使っていただく、そういったローテーションを考えているところです。

それから、各学校の校庭には、小さいんですが、１トンですか、タンクまた屋上の高架水槽等があります。こういう避難所には、防災倉庫の中に手動ですがろ水器が入っております。そういったものを含めて、ちょっと最近それを訓練等に使っていないんですが、今回こういったことがありましたものですから、一回そういったものを、再点検というか再利用という

か使えるようにして、例えば行政、行政といっても、やっぱり３日、４日はまず助けに行けないだろうと、自主防で生き延びてくださいというところがもう大原則になってきていますので、行政が行かなくても自主防でそこら辺を運営できるようなシステムというか訓練も啓蒙していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町も一生懸命そういう対策を考えておられているんですけれども、その中で１つ聞いておきたいのが、備蓄品について、水とかは各施設に分散してあるのか、あるいは半分ぐらいはどこかに置いてあるのか。どういう形でそういうものは置いておられるのか、それをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

基本的には、差田の防災倉庫とか広域の防災避難所を中心に置いております。ただ、食料以外ですけれども、例えば孤立予想地区につきましては毛布ですとか緊急のタオルセットですとかは、ある程度の数は日赤からいただいたものを事前に配布済みでございます。それで、全戸が流されたとかということになれば、ちょっと状況は一転するんですが、ある程度の世帯が被災して半分ぐらいは残っているとかと、いろいろな状態が考えられますので、本当に当面は、何とかしのげる部分もあるのかなというふうには考えております。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　基本的には、差田の防災倉庫にしまってあるという話を今言われましたけれども、各地区の自主防の方にも、車が使えなくなったとかも考えられますので、歩いてでも何かちょっと調達したい、あるいは水を調達したいと考えると思うんですね、差田へ行けばそのときに総務課のほうでも１人か２人やっている、役場の職員が行っておられると思うもんですから、ですからそういう形で配布できるんではないかなと。要するに、ある場所を教えていかないと、本当だったら各地区に分散して置けばいい話なんですけれども、それもなかなかできない状況である中、やっぱりある場所を教えておくだけでも大分変わってくるかなと。わざわざ役場まで来て差田へ行くんではなくて、南方面の方が差田へ行ったほうがよっぽど早いですから。そういう形を考えたときに、そういうものを案内しておいてい

ただきたいなと、考えておいていただくよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　わかりました。

先ほどからも言っていますが、水のペットボトルを２万4,000本いただきました。これは各地区にも分散します。それから、今まで１万3,000食あった非常食でございますが、今回１万2,000食増加いたします。毎年、最低でも１万2,000食ぐらいずつはふやしていきたいんですが、もう既に置けなくなりつつあります。ですので、例えば広域避難所もしくは孤立予想地区の３日分とかというふうに、有効期限が少しずつずれた状態で分散して備蓄して、大きい場所を確保するということも必要かと思います。

ただ、学校施設とは、防災、防災って防災だけを優先するわけにいかんもんですから、そこら辺は協議等で調整しながら進めていきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町当局も一生懸命考えてやっていただけているなというのはわかりましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、放射能災害発生時にヨウ素剤投与が必要であるが、その対策はということで書いてあります。

南伊豆町は、先ほども午前中の答弁でありましたけれども、浜岡町から約50キロ、52キロにすると南伊豆町はしっかりかかるんですけれども、50キロすれすれと。下手すると波勝崎の先が、もしかしたらかすっているのではないかなというような距離のところでございます。ですから、また冬場の西風が強ければ、放射能というのは10分でここへ来てしまう、南伊豆町へ。福島県の飯舘村では、あるいは福島市ではありませんけれども、50キロ離れても放射能がすごかった。風向きによって、そういう状況になってきたということを考えますと、浜岡の原発がちょっと何か事故があったと、今も核燃料がいっぱい入っているわけですから事故が起こらないとも限りません。それが起きた場合、放射能で大体喉頭がんの発生率が非常に高いからということで、ヨウ素剤の投与というものが必要になってくるという話を聞いております。これも浴びてから24時間以内に投与しないと効果がないという話を聞いておりますもので、それについて南伊豆町は幾ら50キロ離れているといえども、基本的に浜岡から見たら風下に当たるんだと。風上から30キロよりよっぽど近いんだというふうな形で、ヨウ素剤を備蓄するのが必要になってくると思うんですが、そういうことについての町のほうの考

えはどうなっておられるかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

県において、新たに首長の原子力防災対策研究会というのが設置されるということでありますが、当町の場合は、距離では浜岡原子力発電所からは30キロメートル圏外になりますが、特に参加希望、首長として研究会に参加して、町民への情報伝達あるいは避難等への原子力防災に関する課題について、県と連携をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

今言われるヨウ素剤の問題でありますが、これはこの研究会の中で県下一体となった対応を推進するよう提言をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　県の先ほどＰＰＺの会とかという話が出ましたけれども、その会に言って話をするという可能性ございますけれども、南伊豆町に10分で風向きによっては来るという形を考えたときに逃げようがないと。要するに、放射能被害から逃げようがないわけですから、どうしても一番最初の被害を防ぐヨウ素剤というのが必要になってくるのではないかなと考えますので、これもこの会に行ったときに、やっぱり必要ではないかなという話を言っていただいて、南伊豆町の各医療機関とか、あるいは保健所とかありますけれども、そういうものに、人数、町民分ぐらいのキープはしておかないと、やっぱり浜岡原発がある限りは安心できないのではないかなと考えますので、それはきちんと言っていただいて、そういうふうにやっていただくよう要望してきていただけますようお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

実は、第２回目の研究会に私参加しまして、その旨を県の危機管理局コガ管理官に伝えました。それで、なぜかというと、やはり確かに波勝崎の沖で50キロちょっとあるんですが、放射線のプルーム現象ということで、どこに届くかわかりません、全県でやってくださいと。安定ヨウ素剤自体は安いものです。何十円の世界ですから買えるんですが、ただ、胃腸薬みたいに安易に飲めないのをご存じだと思うんですが、40歳以下で既往症を持っている人にはこうだとかって、非常に専門知識が要るものですから、例えば賀茂危機管理局とか保健所単

位で飲み方等のマネジメントをして、広域的にやってくださいというようなお願いをしました。そういったことを含めて、同研究会で発言していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　そういう形でやっていただいて、町民も安心して暮らせるようにしていただきたいと思います。

３つ目の災害時の職員の初動対策ということでございますけれども、どのようにシミュレーションして勉強会を行っておられるのか。台風災害とかという形で、ふだんから出てきています。あるいは水害対策で、職員の皆さん一生懸命災害に対して防災センターに詰めてやっていただいていますけれども、初動対策としてどのように勉強会等を行っておられるのか。

また、あともう一つ防災士資格の取得の考えでございますけれども、地域防災活動のリーダーとして防災士があるわけですけれども、民間資格があるんですけれども、町として職員などに資格を取らせる考え等はあられないのかどうかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

町では、平成14年に職員の災害対応マニュアルというものをつくっております。南伊豆町災害時初動対応マニュアルという結構ボリュームがあるものでございます。これには、各課の係員により班を編成して、情報班ですとか企画班ですとかいろいろな班があるわけですけれども、発災直後の初動対応と発災後１週間程度の災害応急対応活動の対応マニュアルとなっておりまして、地域防災計画の見直しとあわせて、その見直しを行う必要があるというふうに考えております。

先ほどから申し上げていますように、例えば震度４になったら係長以上が参集するだとか、それは我々が一々指導、連絡しなくても自己判断で登庁してこいということになっております。それから、大雨等の職員の増員等も、そういったことの中で対応させていただいているところでございます。

あと、２番目の防災士の資格の話でございますが、防災士の役割というのは、大きく分けまして災害時の公的支援が到着するまでの被害拡大の低減、災害発生後の被災者支援の活動、平常時の防災意識の啓発などと認識しておりまして、防災士の資格がなくても職員が対応できるものである。我々が日常やっていることであるというふうに認識しておりますが、職員

の資質の向上を図るとかということもございます。そういったことから、重要でありますので、資格取得に向けた対応を検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　後段の防災士の関係ですけれども、これも実際は、もし町でやるとすると金がかかる話でありまして、これも県が南伊豆町で防災士の資格を取るための講習会を開いてくれる、あるいは賀茂郡で防災士の資格を取るために講習会を開くという形であれば、ほとんど安くできると。受験資格を取るだけで、民間だと約５万円かかってしまうという形なんですけれども、県が出動してやると無料になると、ただで受験資格ができるという形になりますので、そういう形の講習会等を県でやっていただけないか。そのことによって防災士をふやしたいし、またあるいは各区にも各地区にもいるんですけれども、防災委員さんとか、あるいは自主防の方にもそういうものに出ていただけたら、やっぱり初期活動あるいは災害のあったときに、あるいは災害が始まって１日や２日応援が来ないときですね、そういう方々がおられれば大分違ってくるのではないかなと考えますので、県のほうへ防災士の資格を取るための講習会を開いていただけないかなという形で、県に要望していく考え等があるかないかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えします。

議員おっしゃるとおり、民間ＮＰＯ法人等でやりますと、２日ないし３日で５万から６万でございます。県でやっているのは無料かどうかまで確認していないんですが、無料は別にいいんですが、期間が１週間、７日から８日かかります。よほど７日から８日連続して出られる人というのは本当に限られた方であります。先ほどの救命士とはちょっと違いますので、そこら辺がどれだけ出ることができるのかというところであります。そこら辺はうまく整合性がとれれば、県とは調整していきたいというふうに考えています。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろ整合性を考えていきたいと言うんですけれども、栃木県だか茨城県のほうの市では全職員に資格を取らせますということで、市長みずから免許を取って歩いていたという市があるというふうに聞いていますので、そういうことを考えたときに、

南伊豆町も考えていただければ、防災意識の向上にもつながってくるのではないかなと考えますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に行かせていただきます。

２番目の、町民アンケート調査という形で質問を用意いたしました。暮らし満足度に関する調査を実施したらどうかという形で質問したわけなんですけれども、たまたま質問を出すときには気がつかなかったんですけれども、出した後いきなりブータン国王が来て、ブータンの国民総幸福量が、ちょうど注目になってきました。たまたまタイミングもよかったんだなという形で、自分が気がつかずに質問したんですけれども、ブータンの国民は皆さん、自分が幸せだという形が多いという話が出てきて、国もこれを取り入れて各県でやっていただけないかという話が出始めたところでございます。

それを考えますに、南伊豆町でも単独でこういう満足度に関する調査を行えば、町民の様子がわかってくるのではないかなと。要するに見ているだけではなくて、実際にアンケートみたいな形になるものですから、そういう形が次のまちづくりになってくるんではないかなと考えますが、町長、どうでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この町民の皆さんからの暮らしに関する調査ということでは、一昨年の第５次総合計画を策定する際にアンケート調査を実施した経緯がございます。また、町民の皆さんの満足度、これを把握する手段といたしましては、町政懇談会であったり、ワークショップであったりパブリックコメント、こういった面で、ある面では把握できているというふうに認識しております。こういったことでもって今後も進めてまいりたいという考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町民がどうやって住みやすさがわかっているのかという形が、パブリックコメントとか懇談会とかという話もございましたけれども、２番目にありますようにアンケート調査を定期的に実施したらどうかという形でございますけれども、やっぱり定期的にあるいはたまにアンケート調査をやると言うと、ピックアップした形でやっていくのが常だと思います。そうすると、やっぱり漏れてくる人もあるんではないかなと。答えない人は、

また別の話なんですけれども、答えられるけれども、アンケートが回ってこないから答えないという人もあるわけですから、やっぱりこれを定期的に実施して、５年ぐらいで町民全部のアンケートがとれる形のようなローテーションを組んで、町にどう考えているのか、自分はこう思うよと言っていただけたら、家族でお父さんが言ったから、ではこういうふうにしようかとかという話ではなくて、お母さんの考えでこうしたいという話があれば、そういうものもアンケートに書いていただけると思うものですから、各戸に１枚ではなくて、あるいは各戸に毎年順番に、一人ずつの名前でアンケートが行くという形も必要ではないかなと考えます。

いろいろ事務的にも大変になることもあるかもしれませんけれども、でも、それをやることがまちづくりにつながってくると思うものですから、そういうアンケートをやる考えというか、難しいかもしれませんけれども、少しずつやっていくような考えを言っていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

先ほど申し上げましたように総合計画の策定の際あるいはその他の懇談会であったり区長会を通して、さまざまな場を通じて町民の皆さんの声をお聞きしながら考え方も伺ってきております。

そういう中で、今言われる定期的なアンケートということは、今考えておりませんけれども、さらに今後も町民の皆さんの要望であるとか意識の把握に努め、必要に応じて、今言われるようなことも含めて検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　要望等は、また逐次集めていきたいと言うんですけれども、今その中で企画調整課長に、ちょっとすみませんがお伺いしたいんですけれども、ネットのホームページに要望事項を書いていただくというページがございます。また、年に１回か２回、町へ町報と一緒にはがきで、要望事項とかあるいは何か書いていただきたいというはがきがついてきますけれども、そういうものについての要望事項等は件数的にはどのくらいあったのかということだけ聞いておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷　半時君）　お答えいたします。

現在、町のホームページに「町民の声」という掲示板を掲載しております。ちなみに、平成23年４月から今日現在までなんですけれども、15件ほど来ております。それらに対しましては、必要に応じて回答をされるということであります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ネットの要望事項は15件ということでございますけれども、これも件数がふえてもらって、町民の方々が町のことについて注目していただくよう、うまい宣伝をしていただいて、いろいろ来ると役場としては大変なんですけれども、町民がいろいろ町のことを思っているということがわかってくると思いますので、宣伝して要望事項をいっぱい出していただくよう、うまい宣伝をしていただくようお願いいたします。

それでは、３つ目にまいります。ジオパークについてでございます。

これも、各議員が今議会でいろいろ質問されていましたが、県でもジオパーク構想の中で、町としても観光協会とか、あるいはいろいろな会を使って推進していくと言っておられるんですけれども、その推進ぐあい、先ほど答弁がありましたけれども、推進はどのようにされて、これからしていく予定なのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

当町を含めました７市６町で構成いたします伊豆半島ジオパーク推進協議会は、これまでの初期期間を経まして、今年度正式にスタートということになりました。平成24年度には、日本ジオパークの認定を目指しまして、平成25年から26年度には、世界ジオパークに認定申請する運びとなっております。

ジオパークの認定におきましては、その地形、地質の妙も無視することはできませんけれども、それ以上に地形、地質を上手に興味深く説明するガイドの存在が重要となりますので、当協議会では、この夏にガイド養成講座の開催に取り組んでおります。

加えまして、現在当町内を含めました伊豆半島全体のジオサイト候補地の選定作業を行っておるところでございます。新年度におきましては町といたしましても、候補地に説明看板等を設置するなど、当事業が観光振興に寄与するよう、さらなる取り組みを進めてもらいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　一応、そういう形でやっていると思うんですけれども、ジオパークというのは私も本で読むと、やっぱり地球に親しんで、学んで旅をして楽しむ場所だという形がジオパークだというふうに説明を受けたものです。それをまた観光に使おうということを考えると、ジオパークの資源把握状況と２つ目にありますけれども、ジオパークの資源としての把握をしなければどうしようもないんではないかなと。南伊豆町には、余りにもジオパークの資源があり過ぎて、逆に簡単に案内看板をつくれるものからスタートしていくのではないかなと。ちょっと手を加えるのが大変だから後回しにしようというものもいっぱいあるんではないかなと思います。

そうやって考えたときに、やっぱりそれでもいいものがあったら把握して、リスト化していかないと困ってくるのではないかなと思いますが、そういうリスト化の話も、先ほどほかの議員が言われましたけれども、リスト化するような考え等はあるのかないのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

先ほどの長田議員の回答でも申し上げましたけれども、これは地質地形火山学的見地からの、静岡大学の小山教授の見解を柱に、ジオサイトに認定されることがふさわしいポイントを選定しております。これは南伊豆町ですと８サイト28の主要スポットがございます。これは、小山教授がジオパークを認定する際に南伊豆のエリアの、先ほど８エリアと申し上げましたけれども、波勝崎、それから天神原・蛇石、妻良・子浦、奥石廊、それから石廊崎・池之原、それから石廊崎断層、下賀茂温泉、弓ヶ浜という形でサイトが８カ所、それからその中で、先ほどの28ポイント、これは例えば波勝崎エリア、それと天神原・蛇石エリア等々がありまして、先生が火山学的とか地質学的見地から、ここがジオパークとしてはすごい価値があるよと。ランク別にしてありまして、その次に優先順位等々をつけてくれてございます。

それらを今後、先ほど議員が申しましたように、どこへ看板をつけたらよいかということは、小山教授等々の見解から、それらを今後選定しまして整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　静大の教授が言っておられるという28ポイントあるわけですけれども、それはジオパークの中での地質学的なものと。要するに植物学的なものもあるわけですから、あるいは歴史的なものもあるんですから、ジオパークというのは、地質ばかりでなくて歴史も絡んでくるという形があると思うんですね。地質は小山教授にお願いすれば多分大丈夫だと思うんですけれども、それ以外のものがあるわけだよね。逆に言うと、私が知っている限り、すごいなと思っているのは、南伊豆町内に丁場がいっぱいあるんですけれども、30ではきかない、きれいな大きな丁場が、30カ所できかない丁場があります。

それも何で知ったかというと、丁場専門で写真撮っている方がおられる。写真を見た段階で、ここにもあるんだ、あそこにもあるんだという話を聞いたときに、これはすごいなと。これもジオパークの一種だろう、要するに丁場自体もジオパークの一種だと、地質学的に言えばそうなるわけですから。まして丁場といえば歴史遺産という形にもなってきますので。

ですから、そういうものを考えたときに、これは教授の言うジオパークの推進プラス、新たな団体組織をつくるのも必要ではないかなと。ジオパークを推進していくための組織も必要ではないかなと。それがないと、要するにガイドツアー、ツアーをやるときにガイドが必要になってきますけれども、ツアーの養成、またツアーに対する物語もつくれないと考えますが、そういう団体との考え等は考えておられますか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　まず第１点目でございます。第１点目は、先ほどの石切り場等々の貴重なものもあるよという形でございます。確かに、この小山教授の中のジオサイトの中にも、やはり下賀茂温泉というくくりのジオサイトの中に、　　の両海岸の石切り場ということで、これらも入ってございます。こういうものプラス、また先ほどの資源の発見ではございませんけれども、そういういろいろ他の場所での、もしそういう活用できるものがあれば、また協議会のほうと、あるいは先生とご相談しまして、また役立てていければいいなというふうに考えております。

それでは、第２点目でございますけれども、ジオパークの講習会を、町民の方々に知ってもらうための講習会を、県それから町、それからＮＰＯ法人の伊豆未来塾、それから観光協会等々にご協力いただきまして開催しております。

今申し上げましたように、今後進めていく上では、これらのＮＰＯ伊豆未来塾ですか、ご

協力いただきましたけれども、協議会等と協議しまして、その方たちの力もおかりしながら今後進めていくような形にしたいなとは思っておりますけれども、具体的な今後のことにつきましては、また協議会等と協議しまして進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろ協議していってやっていきたいと言うんですけれども、団体が、一応団体というか、グループをつくっていかないと難しいんではないかなと。それも、なぜかというと、やっぱり地質学に偏ってもそれもいいんですけれども、植物学的あるいは歴史的にということを考えたときに、それを地質学も、歴史を踏まえてやると観光資源になると。ただ、地質がこうだから、あるいは設備がこうだからという、すごいなという話だけでなくて、それにまた歴史が絡んでくることによって、へぇという話がふえてくるんではないかなと、すごいなという話が出てくるんではないかなと考えます。

そのために物語が必要なわけでございますけれども、その物語をいっぱいつくって、それでそれをつなげていくことによって、そこに人が、要するに３分あるいは５分しかいないところが、20分ぐらいいることによって町内の観光客の定住が、定住というか、いる時間が長くなってくると思うんですけれども、そういう物語をつくるための社会教育の一つになってくるんではないかなと。物語をつくるのは、社会教育でつくらないと、観光でつくるとなると商売が絡んでくるから、また悪口を言われてしまいますから、やっぱり教育の一環としてつくったやつが、観光として使われているよという話でいったほうが非常に聞こえがいいもんですから、社会教育の一環として講習会あるいはこういうものをまとめる、あるいは物語をつくるというものが考えられないかを、どちらでもいいですけれどもお答えいただければ。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　ちょっと難しいお話だと私は思うんですけれども、というのは当然ジオパーク構想の根っこにあるのは地質ですよね。一番よくわかるのは、伊東市の大室山の区域、それから城ヶ崎海岸、これは一度見るとだれでもわかると。あれを運営したものがいろいろなお話ということで、南伊豆町でもそういうサイトが何カ所もあると。そのうちのどれをうまくのせられるかということですね。観光資源として、全部を持ち上げてやるわけにはいかないですよね。その辺の選定とか、あるいは今議員おっしゃるストーリーづくりみたいなことが申されましたけれども、これはちょっと社会教育の手に余るのではないかと私は

思っております。やはり推進委員会なりを立ち上げた中で、そういう検討の専門委員会をつくってやっていただく、これが正解ではないかというふうに思っております。

いずれにしても、子供のほうへの普及、これは非常に大事だと思いますので、先ほど長田議員の質問にお話ししましたが、非常に大事なことだと思います。しかし、過剰期待をしても子供は無理ですので、要するに大枠の中で、より大勢の人に知っていただく、まだ知らない方が多過ぎると思うんですよ、町内に。やはりこのジオサイトをたくさん皆さん知っている、聞かれたら答えられる、この人口がふえないと、ちょっと指定されるまでには遠いのではないかと私は思っておりますが、その辺の普及活動は、教育の場面でも当然あり得るというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　社会教育の一環として、そういう講座が認定されるときには、講座が社会教育にも開いているという形になれば認定もされやすくなるんではないかなと考えますので、それも考えていただきたいなと思います。

講習会あるいは団体等の話を、もう一回観光課長のほうから、どう考えているのかもう一度、すみませんけれども、団体をつくる話と講習会をどう考えているかという話をもう一度すみませんけれども、課長のほうからご答弁いただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　団体につきましては、先ほども申し上げましたけれども、現在までに皆さんに知っていただくために講習会等々を２回ほど実施しておるわけでございます。下田でのやつを含めると３回やっておりますけれども、その団体につきましては、今後とも必要だと思います、進めていく上で。だものですから、本体である協議会と協議しながら進めていきたいなという形で思っております。

それから講習会、講習会は教育長も申しましたけれども、講習会等々へ参加した方という声を聞いてみますと、自分たちの住んでいる地域の自然や地形に対する見方が変わったよという意見でございますとか、ボランティアガイド協会の方の出席の方は、年間を通して今行っておりますガイド以上に、ガイドの幅が広がったなという声も聞いております。

それから、先ほど教育長も申し上げましたけれども、南中小の６年生の子供たちの参加者は、参加してくれた子供たちは、地形だとか地質を見て非常に感心したと、驚いたと。

それから、先ほど議員も言われましたけれども、住民からも、先生と、ここばかりではなくて、もっとここもすばらしいよというところもあるというポイントの候補なんかも挙げてくれた方もおります。それらもありますので、またこれも協議会、それから今頑張ってくれております地元のＮＰＯ法人伊豆未来塾等々の協力を得ながら、今後も進めていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろご答弁ありがとうございました。

では、次の質問にまいらせていただきます。

産業振興の取り組みという形で質問させていただきます。

町内経済、ちょっと企業等もなかなかうまくいっていない町内企業が多いよなというふうに、町場を回ってみてそう思います。その町場の企業あるいは個人起業者が一生懸命、これから頑張っていただくように、何か町としても考えていかなければいけないなと。まして、また町内企業の育成をしていかないと、町も業者がいなくなってしまうんではないかなと考えますけれども、それについての町としてのこれまでの動き、あるいはこれからの推進、取り組みはどういうふうに考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

産業育成ということでありますけれども、我が町の産業構造は第１次、２次、３次は、それぞれパーセントから申しますと、１次は十数％、２次も十数％、第３次が約70％近くという構成になっていると思います。

そこで、今まで言われております観光立町を標榜する中で、それぞれの産業がお互いに連携を持ちながらともに栄えるということを言われている６次産業ということが言われておりますけれども、これが望ましいわけでして、我々もそういう思いで今町政を進めております。

そこで、今、清水議員の言われる、特に産業の２次、３次であると思いますけれども、これらの振興ということですけれども、商工会の景気動向調査によりますと、東日本大震災の影響で観光交流客数が大幅に減少したために、観光業は前年比で15％減、また商業は、小売業を中心に消費が低迷したために対前年比で15％の減少、さらに小規模零細事業者には非常

に厳しい状態が続いているということであります。

このような状況を打開するためには、当町では緊急経済支援対策事業として、融資に対する利子補給、それから観光協会の実施します誘客事業、これも午前中から出ております伊勢海老号の運行支援、それから商工会の実施するプレミアム商品券発行事業への支援、こういったことを財政の許される範囲内で取り組んで支援をしてきております。

さらに今後につきましては、緊急雇用創出事業なども継続して内需拡大を図るとともに、新商品開発、販売開拓事業への支援についてを検討して、町の経済浮揚を図ってまいりたいという考えでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　いろいろ考えてやっていただいているというのはわかっているんですけれども、町内企業に生き残ってもらわないと次がないという形がございます。お年寄りが経営していて、息子さんは仕事を継いでいないという形もあると思うんですけれども、その方々も、やっぱり仕事を継いでもらうという形も必要になってくると思うんですよね。そういうことがないと町内企業が発展していかないなと考えます。それを考えたときに、今ある企業、あるいは仕事をやっている方々を育成していくのも非常に大事である。

また、新たに若い人が、あるいは退職金を使ってでもいいですけれども、仕事を南伊豆町で起こしたいよという人があるかもしれません。そういう方々に対して、町としても協力ができないのかなと。仕事をやっていただいて、逆に従業員を雇っていただいている方が、業者というのは非常にありがたいものですから、そういう方に対して何か優遇策等が考えられておられないのか、これから考えていくのか、それをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

町内で各産業というか、仕事につく方への支援ということだと思いますが、これは難しい問題で、例えば一面では住宅の問題、さらには就業に対する支援ということがあると思います。住宅の問題では、これも午前中もありましたけれども、町営住宅の問題があります。さらには空き家対策、今町で進めております。こういった面での対応、それから就業支援というのは個々の業種にもよりますけれども、検討する余地があると思います。

要は、住んでもらうためにはやはり住宅があり仕事があるということが、これは両方がそろわないと、なかなか我が町でということはできないわけですので、そういう思いでこれからも、いわゆる就労機会については、それぞれの産業団体等ともよく連携を図りながら取り組んでまいりたいという思いであります。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　仕事を探してくれて、南伊豆町へ住みたいよという人がおられるというのは、仕事がなければ定住促進にもつながってこないという形に今町長は言われましたけれども、その先にあるのが、仕事をやろうとする人はまず起業をするという方がいないと、その先もできないわけですから、今ある業者がもっと大きくなってくれば、そこはその先もあるわけですけれども、新たに起業する、要するに仕事を起こすという方が町に来ていただいて、仕事を起こすのも必要ではないかなと。それを考えたときに、新たに仕事を起こす人に対しては何か支援策も必要ではないかなと、そう考えるわけです。簡単に言えば、固定資産税の免除とかという形もあるんですけれども、よくよその町でやっていることがあるんですけれども、それはなかなか難しいところもあるんですけれども、そういう新たに業を起こす方、仕事を起こす方、あるいは南伊豆町で仕事を始める方に対しての何か考えは、これから考えていくつもりか、ないのかをお伺いいたします。これからどう考えるかを伺えれば。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

現在の南伊豆町には、企業誘致条例というのはございません。しかしながら、道路アクセスの関係ですとかいろいろ環境面で、今のところ手を挙げてもらえる企業はございませんけれども、先ほど町長も申し上げましたけれども、いろいろ町内の商工業関係者ですとか、あるいはほかの県等と協議しまして、新たな、今も税の減免以外のことの兼ね合いの上から、そのほかのこともあわせまして検討してみたいなと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　誘致条例につきましては大きな、要するに20人、30人も雇用するという工場、あるいはそういうものを入れたいという形の条例だと思うんですが、３人とか４人の小さな商店みたいな仕事を開く方も考えていただけたらなと。それが10件集まれば40人の

雇用になるわけですから、そういうものを考えていったときに、新たな企業といっても、どれぐらい来るのかわかりませんけれども、そういう制度があるから、南伊豆町で仕事をやっていただけませんかといったときに来る方もないとも限りませんので、そういう制度もあるから来ていただきたいと、よそからお金を持ってきていただいて、南伊豆町で仕事をつくっていただいて、建物を建てていただいて、雇用もしていただいてという形をやっていただきたいなと私は考えるもんですから、そういう制度等も用意しておくのも必要ではないかなと考えますから、今後皆さんで、当局のほうの皆さんで検討していっていただきたいなと思いますので、検討していただけますようお願いいたします。

それと、３つ目の町内資源の発掘や有効活用、整備の取り組み、支援や推進はということでございますけれども、町内資源、町としてできるのは町有地の有効活用、またあるいは共立湊病院跡地の有効活用がメーンになってくると思うんですけれども、そういうものについての考え、またジオパークのことも結局支援なんですけれども、これをどういうふうに町有地等の有効活用は考えておられるのか。今回は町有地の有効活用ということでもいいんですけれども、そういう形の答弁をいただきたいということですが、よろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、清水議員が言われた町有地を含めた、いわゆる町内の資源の活用ということであります。これは非常に範囲が広いわけでして、町有地も広大な町有地が必要でございます。これも午前中の質問でありましたけれども、やはりこういった土地利用というのは、いろいろな面から検討がされなければなりません。その手始めとして、今、市民農園をスタートさせて、これがかなりの80％ぐらいの活用をなされております。

あと、言われる資源でありますけれども、観光の面であるいは農林水産等の資源、それについてはそれぞれ担当課長から説明させます。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

当町には、伊豆半島最南端の石廊崎を初めとしまして多くの美しい自然が存在しまして、それぞれが貴重な観光資源であると考えております。また、水産物など、この地域特有の資源の活用も産業振興につながるものと認識しております。

まず、先ほど来申し上げております広域的な取り組みとしましては、７市６町のジオパー

ク構想、今後ジオサイトとしまして認定が有力視されております石廊崎、中木周辺を初めとする各箇所に説明看板等を設置し、観光振興に寄与するよう整備を進めてまいります。

また、本町最大の観光資源であります海の新しい活用の形としまして、昨年度からオープンウオータースイムレース及びアクアスロン大会を実施しております。今後は、さらに大きな大会の実施へとつなげてまいりたいと考えております。

さらに、当町の有効な桜を活用しました夜桜ナイトランの開催にも取り組み、新たな誘客に努めるとともに、青野川河口のソメイヨシノの並木などの活用も検討してまいりたいと考えております。

加えまして、水揚げ量が県下でも有数なイセエビやサザエなど、地域特有の資源を活用した取り組みに対して、関係団体と連携しながら支援してまいりたいと考えております。

このように、全国的にも恵まれた自然や資源などを組み合わせた産業振興を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございました。

続きまして、農林水産業の育成、有効活用という形でお伺いいたします。

観光産業もそうなんですけれども、１次産業が活発化している町へ行くと、この町は活発だな、逆に観光に来てもおもしろいなという形が見えます。活力がある町だと、１次産業が活発化している町は活力のある町だというふうに見えるもんですから、この１次産業を活発化させないといけないと思うんですが、その１次産業を活発化させるための方策等はどう考えておられるかお伺いいたします。

ちょうど時間が来ますので、これが最後の質問となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

今日の農林水産業を取り巻く環境は、高齢化、人口減少及び後継者不足などによりまして農林水産物の生産量、また販売額とも減少傾向にありますが、本町では安全安心食材の確保や食育、さらには行政及び関係団体の支援による新規就業者が徐々に定着しつつあり、以前とは異なる状況があらわれつつあります。

まず、農業でございますけれども、後継者不足や鳥獣被害などもあり、年々衰退の傾向に

ありましたが、農業振興会の地道な活動や、農林水産物直売所の湯の花の隆盛などにより、生産、販売及び消費の地産地消が確立されつつあり、今後さらに発展の兆しがうかがえます。

林業関係につきましては、近年、森林の機能が見直される中、２事業体が起業し、森林整備地域活動交付金事業などを活用した活動を行うなど、環境保全や若者の雇用確保にも取り組んでいるところでございます。

水産業につきましても、後継者不足の問題もありますが、消費者が求める安心安全な食材の提供や環境保全など、その果たす役割は大きなものがあります。

このように農林水産業は、これらの消費者などのニーズの変化に対応しながら発展することができるものであると認識しております。今後とも関係団体などと連携し、新規就業者の受け入れ及び人材育成を支援するとともに、利子補給などの財政的支援も視野に入れながら、その振興を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　時間がまいりましたので、昭和にできたこの庁舎の最後の一般質問の議員となってしまいましたが、どうもありがとうございました。

○議長（梅本和熙君）　ご苦労さまでした。

清水清一君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事が終了しましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

散会　午後　２時４６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　長　田　美喜彦

署名議員　　稲　葉　勝　男

平成２３年１２月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２３年１２月９日（金）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第６９号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
日程第　３　議第７０号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
日程第　４　議第７１号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
日程第　５　議第７２号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
日程第　６　議第７３号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
日程第　７　議第７４号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
日程第　８　議第７５号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について
日程第　９　議第７６号　南伊豆町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第１０　議第７７号　南伊豆町公告式条例の一部を改正する条例制定について
日程第１１　議第７８号　南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定について
日程第１２　議第７９号　南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例制定について
日程第１３　議第８０号　南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について
日程第１４　議第８１号　南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第１５　議第８２号　南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
日程第１６　議第８３号　弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第１７　議第８４号　南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第１８　議第８５号　賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約制定について
日程第１９　議第８６号　南伊豆町立地域子育て支援センター条例制定について

日程第２０　議第８７号　南伊豆町立認定こども園条例制定について

日程第２１　議第８８号　平成２３年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）

日程第２２　議第８９号　平成２３年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第２３　議第９０号　平成２３年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）

日程第２４　議第９１号　平成２３年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

日程第２５　議第９２号　平成２３年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第２６　議第９３号　南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第２７　閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	加畑　毅君	２番	宮田和彦君
３番	吉川映治君	４番	谷　正君
５番	長田美喜彦君	６番	稲葉勝男君
７番	清水清一君	８番	梅本和熙君
９番	齋藤　要君	１０番	渡邉嘉郎君
１１番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	渥美幸博君
教育長	渡邉　浩君	会計管理者	奥村　豊君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	谷　半時君
建設課長	藤原富雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君

教育委員会事務局長	大野　寛君	上下水道課長	飯泉孝雄君
総務係長	大野孝行君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文

開議　午前９時３０分

◎開議宣告

○議長（梅本和熙君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成23年12月南伊豆町議会定例会第３日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（梅本和熙君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅本和熙君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名いたします。

５番議員　　長　田　美喜彦　君

６番議員　　稲　葉　勝　男　君

◎議第６９号～議第７５号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　これより議案審議に入ります。

議第69号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第70号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第71号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第72号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第73号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第74号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任について、議第75号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任についてを一括議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（梅本和熙君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第69号から75号までは、南伊豆町南上財産区管理会委員の選任についてでございまして、これは南上財産区管理会委員の任期が平成23年12月31日に満了になることに伴います７人の委員の選任でありますので、提案理由を一括で申し上げます。

財産区管理会委員は南伊豆町南上財産区管理会条例第３条の規定に基づき選任され、財産区の管理運営を行うものであります。

つきましては、南上財産区の管理運営に精通しております蛇石112番地、佐藤守、市之瀬24番地、下村和雄、下小野896番地、土屋政博、青野192番地、山本雅英、下小野149番地の３、西辻榮一、上小野483番地、杉浦健司、毛倉野163番地の３、鈴木傳を管理会委員として選任したくご提案を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、履歴につきましては別紙のとおりであります。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　採決します。

議第69号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第69号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第70号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第70号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第71号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第71号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第72号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第72号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第73号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第73号議案は同意することに決定しました。

採決します。

議第74号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第74号議案は同意することに決定いたしました。

採決します。

議第75号　南伊豆町南上財産区管理会委員の選任については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第75号議案は同意することに決定しました。

◎議第７６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第76号　南伊豆町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第76号議案の提案理由を申し上げます。

南伊豆町役場の位置につきましては、地方自治法第４条の規定に基づき、南伊豆町役場の位置を定める条例により、下賀茂328番地の２と規定されておりますが、昨年11月から着手しました役場新庁舎本体工事が今月中に完成し、新年から本格的に新庁舎で業務を開始いたします。

これに伴い、同一敷地内ではありますが、南伊豆町役場の位置を下賀茂315番地の１に改めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第76号　南伊豆町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第76号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第７７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第77号　南伊豆町公告式条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第77号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、議第76号議案により南伊豆町役場の位置を下賀茂328番地の２から下賀茂315番地の１に変更することに伴い、掲示場の規定の改正を行うものであります。

改正内容は、条例の公布について、現行規定の下賀茂328番地の２という具体的な地番表示から、役場の掲示場に掲示して、これを行うことに改めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第77号　南伊豆町公告式条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第77号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第７８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第78号　南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第78号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則

の一部を改正する省令が平成23年６月30日に公布されたことに伴い、南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正するものであります。

改正の内容は、寄附金控除の対象について、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、控除の適用限度額の5,000円を2,000円に引き下げ、入湯税の義務違反の懲罰刑を罰金３万円から10万円に引き上げるものであります。

詳細につきましては町民課長から説明させます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（山本信三君）　ただいま上程されました議第78号　南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

23年度の税制改正により、地方税法314条の７の寄附金税額控除の適用下限が5,000円から2,000円に引き下げられました。

この税制改正において、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、地方税の改正を行うこととされ、平成23年６月30日に公布されております。９月定例議会においても改正をさせていただいたところであります。その一部であります南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例が、この本文でございます。

改正文の南伊豆町賦課徴収条例34条の７につきましては、寄附金控除の適用対象に、各法人及び特定非営利法人に対する寄附金のうち、住民福祉の増進に寄与する寄附金が該当であり、特別の利益が寄附者に及ぶものは除かれています。いずれも県内に主たる事務所を有する法人団体が対象になります。

次に、151条は入湯税における特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反に関する罪で、帳簿に正当な理由なく記載をしなかったり、虚偽等の記載をした場合、帳簿を１年間保存しなかった場合、３万円の罰金を10万円に引き上げるものであります。

以上が今回の改正でございます。

これら改正の施行日等につきましては、本文４ページからの附則をごらんください。

朗読をもって説明とさせていただきます。

附則。

施行期日。

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中南伊豆町税賦課徴収条例第151条１項の改正並びに附則第４条の規定については、公布の日から起算して２月を経過した日から施行する。

第２条　第１条の規定による改正後の南伊豆町税賦課徴収条例第34条の７の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成23年１月１日以後に支出する地方税第314条の７第１項第１号及び第２号に掲げる寄附金並びに新条例34条の７第１項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

２　この条例の施行の日から平成23年12月31日までの間における新条例第34条の７の規定の運用については、同条第１項第６号中「第41条の18の２第２項に規定する特別非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第41条の18の３に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第２条第１項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

第３条　施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第２条第６項中「南伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例による改正後の条例第34条の７」とあるのは「新条例第34条の７」とする。

第４条　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第78号　南伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第78号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第７９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第79号　南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第79号議案の提案理由を申し上げます。

今回上程いたしました保育料徴収条例につきましては、議第87号でご審議いただくことになります南伊豆町立認定こども園の開園に伴い、利用者の利便向上を図るため、現在の条例を全部改正するものであります。

大きく改正する点は、従前は月の途中で入園しまたは退園した場合においても、当該月分の保育料につきましては全額徴収しておりましたが、実態に合わせ日割り計算により徴収することとし、また８月を完全休園とし、８月分の保育料を徴収しないこととするものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　議第79号につきましてご説明申し上げます。

今回上程いたしました保育料の徴収条例でございますが、現行の保育料徴収条例、これは

昭和31年に制定してございますけれども、内容を整理させていただき、先ほど町長が提案理由で申し上げました、大きく改正させていただきます２点、保育料の日割り計算と８月分の保育料を徴収しないこととする等を規定いたしまして、また、条文の内容を簡便にあらわすための見出しをつけ、現行条例を全部改正させていただくものでございます。

それでは、お手元に配付させていただきました新旧対照表をごらんいただきたいと思います。対照表をもとに説明させていただきます。

赤字で記載してある部分が、今回主に改正させていただく箇所でございます。

まず、現行の条例第２条第２項にあります預かり保育の保育料でございますが、今後は認定こども園の長時間部、保育園に当たりますけれども、こちらで預かり保育を行うことといたしましたので、第２条第２項は削除することとさせていただきます。

次に、第２条第３項に規定する内容を条立てし、第３条といたします。

同じく第２条第４項に規定する内容を第４条第１項とし、毎月20日までにその月分を徴収するということを、「当該月分を毎月末日までに納入する」と改め、ただし書きの預かり保育料は、預かり保育がなくなりますので削除することとし、「８月分の保育料は徴収しない」を追加させていただきます。

次に、第３条中「当該月分の保育料を徴収する」を、「当該月分の保育料は、日割計算によるものとする」などに改めさせていただきまして、これを第４条第２項といたします。

さらに、第４条を第５条に繰り下げ、条文中「病気」を「疾病」に、欠席が全月に及んだときを欠席する場合などに改めまして、内容全体を整備させていただきたいと思います。

最後に、第６条に委任規定を追加いたします。この条例は、平成24年４月１日から施行させていただきたいということでございます。

以上が今回の改正案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第79号　南伊豆町立幼稚園保育料徴収条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第79号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第８０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第80号　南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第80号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町立認定こども園の開園に伴い、現在の南伊豆幼稚園の位置を石井434番地から、認定こども園所在地である上賀茂277番地に変更するものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第80号　南伊豆町立小、中学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第80号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第８１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第81号　南伊豆町郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第81号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、役場新庁舎建設に伴い、南伊豆郷土館の地番を変更するものであります。

現在の条例は、同一敷地内である役場の位置に合わせ、郷土館の位置を定めておりますが、実際に建物が存在する位置を定めることがより正確であるため、下賀茂323番地の１に改めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第81号　南伊豆郷土館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第81号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第８２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第82号　南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第82号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町立認定こども園の開園に伴い、現在の南上保育所、差田保育所を統合し、保育定員数120名の南伊豆保育所に改名し、現在３カ所の保育所を２カ所に変更するものであります。

また、子育て支援の観点から、３歳以上の保育に欠けない児童においても、私的契約児として受け入れができるように改正するものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお

願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　議第82号につきましてご説明申し上げます。

お手元に資料を配付させていただきましたので、そちらのほうをごらんいただきたいと思います。赤く記載されている部分が今回改正させていただく部分でございます。

現行条例第２条中の南上保育所、差田保育所を統合いたしまして、保育定数120人の南伊豆保育所に名称を変更いたしまして、設置場所を南伊豆町上賀茂277番地に改正し、町内の保育所を２カ所に改めるものでございます。

次に、第３条第１項に規定する「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第１項の規定により保育の実施を要する者」の後に、「（以下この条において「保育の実施児童」という。）」を追加し、条文の整備をするものでございます。

また、改正案の第３条第２号を南伊豆町立南崎保育所に限り、保育の実施児童が保育の定員に達しないときは、保育の実施児童以外の者で、かつ、当該年度の４月１日現在で満３歳に達している者を「私的契約児」に改める。これは、第１項に掲げる保育の実施児童が、保育の定員に達していなければ、３歳以上の保育に欠けない児童についても保育所で保育をすることといたすことでございます。

現行条例第３条第２項に規定する、町長が特に保育の必要があると認めた児童につきましては、児童福祉法第24条第１項に基づき、保育を実施しなければならない児童となり、子供は保育を受けられますので、重複いたしますので、この部分につきましては削除させていただきました。

なお、この条例は平成24年４月１日から施行することといたします。

以上が一部改正の条例案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第82号　南伊豆町立保育所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第８３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第83号　弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第83号議案の提案理由を申し上げます。

弓ヶ浜温泉公衆浴場につきましては、現在運営を民間に委託しておりますが、平成17年度策定の第３次行政改革大綱及び第２次行政改革推進実施計画に基づき指定管理者制度を導入したく、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては産業観光課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　それでは、議第83号　弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第８条の委任を第10条とする。

第７条管理委託を削り、第６条損害賠償を第９条とし、第５条入場の制限の次に、次の３条、６条の指定管理者、７条の指定管理者が行う業務の範囲、第８条利用料金を加える。追加の条文は朗読説明させていただきます。

指定管理者。

第６条　町長は、公衆浴場の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者に公衆浴場の管理を行わせることができる。この場合において、前条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

指定管理者が行う業務の範囲。

第７条　指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

（１）使用の許可に関する業務。

（２）公衆浴場の維持管理に関する業務。

（３）公衆浴場の利用に係る料金の徴収に関する業務。

（４）その他、町長が必要と認める業務。

利用料金。

第８条　指定管理者は、第４条第１項に規定する額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得た上で利用料金を定め、当該指定管理者の収入として使用者から徴収することができる。

２　指定管理者は、第４条第２項及び第３項の規定に準じて利用料金の減免及び還付を行う場合には、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第83号　弓ヶ浜温泉公衆浴場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第８４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第84号　南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第84号議案の提案理由を申し上げます。

南伊豆町営温泉銀の湯会館につきましては、現在、運営を民間に委託しておりますが、議第83号と同様に、平成17年度策定の第３次行政改革大綱及び第２次行政改革推進実施計画に基づき指定管理者制度を導入したく、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては産業観光課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　それでは、議第84号　南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項、「会館の管理運営は長が行うものとする。」を削る。

第４条使用料、第４項のただし書き中「町の都合で使用できなくなったとき又は」を削る。

第７条委任を第10条とし、第６条の損害賠償を第９条とし、第５条入場の制限の次に次の３条、第６条の指定管理者、第７条指定管理者が行う業務の範囲、第８条利用料金を加える。

追加の条文は朗読説明させていただきます。

指定管理者。

第６条　町長は、会館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者に会館の管理を行わせることができる。この場合において、前条中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

指定管理者が行う業務の範囲。

第７条　指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

（１）使用の許可に関する業務。

（２）会館の維持管理に関する業務。

（３）３会館の利用に係る料金の徴収に関する業務。

（４）その他、町長が必要と認める業務。

利用料金。

第８条　指定管理者は、第４条第１項に規定する額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得た上で利用料金を定め、当該指定管理者の収入として使用者から徴収することができる。

２　指定管理者は、第４条第２項から第４項の規定に準じて利用料金の割引、減免及び還付を行う場合には、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

別表中、第４条関係の種別欄の「２時間」を「３時間」に改める。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第84号　南伊豆町営温泉銀の湯会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第84号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第85号　賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第85号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年８月５日に障害者基本法が一部改正され、公布施行されたことに伴い、賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の規定を一部変更するものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いい

たします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第85号についてご説明いたします。

賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会は、障害者計画及び障害福祉計画を賀茂地区１市５町共同で策定し、広域的な障害福祉サービスの向上を図ることを目的に設置されたものであります。

この協議会の規約第１条で引用しております障害者基本法が本年８月５日に改正されたことに伴いまして規約の改正をお願いするものでございまして、内容は障害者基本法「第９条第３項」と引用している部分を「第11条第３項」に改めるものでございまして、この第11条第３項は市町村に障害者計画の策定を義務づける規定でございます。

なお、この規約の変更議案は、賀茂地区の各市町の12月定例会に同時に上程されるものでございます。

以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号　賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第８６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第86号　南伊豆町立地域子育て支援センター条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第86号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町立認定こども園に併設する南伊豆町立地域子育て支援センターの名称、位置、事業内容等の運営に必要な事項を定めるものであります。

センターは、乳児または幼児及びその保護者に相互の交流を行うことのできる場所を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子供の健やかな成長を促進することを目的として、平成24年４月１日から事業を実施いたします。地域における子育て支援のための拠点施設として、子育てしやすい環境の整備の促進を図ってまいる考えであります。

詳細は健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　議第86号についてご説明を申し上げます。

認定こども園に併設される地域子育て支援センターは、主に未就園児、保育園とか幼稚園に入っておらない子供ですね、未就園児とその保護者を対象の一つとして、面接または電話による子育てに関する各種相談に対する指導や助言を与えること、２つ目としまして、センターの保育室及び遊具を自由に使用していただき、子育てに関する情報交換の場を提供すること。それから、３つ目としまして、子育てに関する情報の提供や講座を開催することなど

により、子供の健やかな成長を図ることを目的として設置するものでございます。

使用料については無料とし、利用時間等の詳細につきましては別途条例の施行規則で定めます。有資格者、これは保育士の資格ですけれども、有資格者２名の常勤職員を配置し、決められた時間内であれば自由に利用できるように考えております。また、子育て支援を目的とする団体の使用につきましては、利用団体としての認定を受けた後に、事前に使用申請をしてからの利用となります。

以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　ちょっと教えていただきたいんですが、認定こども園そのものは教育委員会管轄で、これまでもやっていたんですけれども、その隣接地に支援センターを、保育士を配置してやるということで、今回の子育て支援センターの所管は健康福祉課で、これは法律上と縦割りの流れなんですけれども、実際に具体的な運用を、保育士とその相談事と包括ですね、子育て支援が、直接保育園が全くイコールということではないですけれども、実際の運用やあるいは連携に関してはどういうふうに調整をされているのか、その辺をお聞かせいただけますか。

○議長（梅本和熙君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　議員ご指摘のとおりでございまして、現状では、ありんこと言いまして、月に二、三回程度ですけれども、子育て支援センターでやっていますものを、健康福祉課が担当としてやっております。

そこで、この条例制定及び支援センターの予算措置につきましては健康福祉課で担当しておりますけれども、４月からの運営につきましては今後協議をする予定でございます。教育委員会にするのか、今現状のままで行くのかにつきましては、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　それは教育委員会のほうも、そういう認識でいるということでよろしいですか。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　今健康福祉課長が申し上げたとおりでございます。今後、近いうちに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第86号　南伊豆町立地域子育て支援センター条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第８７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第87号　南伊豆町立認定こども園条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第87号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町立認定こども園を平成24年４月から運営するに当たり、学校教育法の規定に基づく幼稚園事業及び児童福祉法の規定に基づく保育所事業を一体的に実施し、あわせて子育て家庭への支援を行うことで、地域において子供が健やかに成長する環境を充実させることを目的とし、条例を制定するものであります。

詳細につきましては教育委員会事務局長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　議第87号につきましてご説明申し上げます。

今回、上程いたしました南伊豆町立認定こども園条例制定でございますが、基本的には、ただいま建設中であります認定こども園につきましては、幼保連携型による幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた施設であることから、入園等の手続につきましては、現行の幼稚園及び保育所、関連例規に基づき処理を行うことになります。

認定こども園としての事業につきましては、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼稚園事業、保育所事業を一体的に実施することとなります。これにより３歳以上、これは幼稚園、保育園の３歳以上でございますけれども、児童に対しまして、学校教育法による教育要領をもとに一体的に幼児教育を行うことになりますが、このような事業を行うに当たっては、現行の町の例規では実施することができません。今回、ここに認定こども園条例を制定し、事業を実施することを規定した条例を制定するものでございます。

それでは、お手元の議第87号をごらんいただきたいと思いますけれども、目的です、第１条、この条例は小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに地域の子育て家庭に対する支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の規定により、静岡県知事の認定を受けた認定こども園に関し必要な事項を定め、もって地域において子どもが健やかに成長する環境を充実させることを目的とする。

名称等、第２条でございます。

認定こども園の名称、構成する施設及び位置は、次のとおりとする。ここに記載してあるとおりでございます。

名称は、南伊豆町立南伊豆認定こども園、構成する施設につきましては南伊豆幼稚園、南伊豆保育所、地域子育て支援センター、場所は上賀茂の277番地でございます。

事業、第３条でございます。

認定こども園は、法の規定に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく幼稚園事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく保育所事業を一体的に実施する事業並びに子育て支援事業を行うものでございます。

附則でございます。

この条例は、平成24年４月１日から施行するということでございます。

この条項を設けることで、幼稚園、保育所の３歳以上の児童を、一体的に保育を行うことができるということになります。

以上が条例案でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　先ほどの子育て支援センターの関連でも質問したんですけれども、４月からは一体で教育委員会のほうでやるということですね。この認定こども園の条例が制定されていくことになるわけですけれども、この事業は、第３条に規定されるように、一方では学校教育法に基づく幼稚園事業と、一方では児童福祉法、この間の本議会の会議で、一般質問の中で教育長とも議論したことがありますが、あるいは別の中でも話をしたとがありますが、この事業をするに当たって、先ほど話した子育て支援センターに関しては、いわゆる福祉の観点から子供、子育てに関して、保育的な観点で保健師などが当たっていると。専門職に近い方々です。

一方で、教育委員会のほうでは、統括する教育委員会事務のほうに、保育に精通する者、そういう相談に当たれる者、センターには行くんだけれども、教育委員会の事務局にそういう事務をする資格者は、取得者を合わせているのか。あるいは４月から、そういう方向等を考えているのか、その点についての認識を問いたいです。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　現在のところ、そういう相談を受ける専門職という方はいません。先ほど来、健康福祉課長が申し上げたとおり、そういうことも含めまして、来

年の４月以降どういうふうに検討していくのか。まさにそのとおりだと思いますので、その辺をこれから検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　この点、教育長の見解を伺いたいんですが、統括する、保育部門が教育委員会のほうに行ったというのは、行革の一環の流れの中であったというふうに思うんです。私もその時点は、行革委員会と書いていないからあれですけれども、やはり専門的な認識がない中で、もちろんこういう所轄部門が、将来にわたってこのままという認識ではないんですけれども、いいとは思わないんですけれども、就学前教育を単純に就学前の教育というだけで見るのか、保育、人間形成の場と見るのかということで、専門職がいる、いないかでもって大きな違いが出てくるんですね。それは、そういうものを持っている人間がいなければわかりません。

教育長とも別の中で話したことがありますが、そうした点で、日常現場で接するものと、そうではなくて一歩引いて、かつては保育、健康福祉課あるいは福祉課でやったときにも、保育の現場から離れているもの、有資格者がいたんですね。そういう者がいないと、現場に対して指導なりあるいは言及をする者がいないんですね。必要だと、客観的に保育内容を検証する人間がいないと、その流れを正しい方向、あるいは問題があったときに指摘する場所がいないんですね。現況では、そういう状態が、現場では往々にしてあり得ると。

ところが、保護者のほうからは、子供を預かってもらっているという点からなかなか言えない、そういう問題があります。相談を受ける場所は、客観的にそういう現状の到達点や問題点を把握して言及する場所、そのためにも専門職が必要ではないかというふうに思うんですが、完全に４月から、子育て支援センターのほうの教育委員会の事務のほうに移るとなると、そこら辺の認識がないと、やはり現場が混乱というよりは、現場の問題がそのまま保護者のところにも行って、問題が蓄積される懸念があると思うんですね。

その点、教育長の認識を、専門的な観点で、教育のほうでの専門であるんですけれども、保育のほうの認識もこの間持たれていると思うんですが、お答えいただけますか。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　非常に難しい問題で、非常に大事な問題ですよね。

現状を申しますと、現状では健康福祉課の保健師、そしてそこで健康福祉課から任用した保育士、そういった方々が、先ほど課長のお話の中にあった、ありんことかやっているわけですね。ですから、そちらは専門家が多いと申し上げて大体いいと思います。

教育委員会には、実は専門家がおりません。ですから、そこのところを聞かれるのは

ですが、まさにそのとおりでありまして、その辺をどう補うかがこれからの課題になると思います。ですから、教育委員会と健康福祉課と話し合って、健康福祉課のほうに相談機能、もうちょっと広げるかどうかですね。未就学児だけではなくて、広げるかどうかとか、あるいは教育委員会にそういった専門家をお願いするとか、そういった問題が出てくるかと思いますが、また話し合いでそれは進めていきたいと思います。

従来は、保育所あるいは、保育所のほうに保育の専門の方がいますので、　　。しかし、今議員おっしゃるように、なかなか園に対しては言いにくいことがある、親の立場になると。まさにそのとおりだろうと思います。

これは学校においても同じことが言えるんですね。学校にはなかなか不満を言ってはいけないと。したがって、教育委員会というところがあると、また別の観点から言いやすいというようなこともあろうかと思います。その辺の整備をこれから進めていきたいと思います。それと、繰り返しですけれども、これはソフト面ですね、その辺を整備していきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

町としましては、たまたま今度は新しい庁舎ができますと、教育委員会のこちらへ一緒になります。そうしますと、同じ庁舎の中で福祉部門、教育部門が、よりいろいろと連携がとれると思います。今、横嶋議員の言われることは、これは突き詰めていくと結局、国の法律の縦割りの中で、福祉と教育ということになると思います。

国でも、認定こども園のほうですが、今回成立しないようです。そういう中で、あえて我々はこういった形の新しいスタイルでの認定こども園をスタートさせるわけですけれども、そこにはやはり今言われるようなことがいろいろあります。ありますけれども、我々は、要は子供のためになればという思いで今回の施設の建設に踏み切ったわけですので、今後そういった面もよく考えて機構の中で検討して、なるべくそういった問題が起きた場合に対応しやすいような体制をつくっていきたいという思いでおります。今後の新しい庁舎の中で、そういった面で検討していきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　そういう答弁を教育長や町長からいただいたところでですが、10月

に認定こども園の保護者への説明会があったと思うんですが、その中で、まずどういう意見が出されたか特徴的なことがあれば。

それともう一つ、保護者から強烈な苦情を受けまして、なかなか保護者として意見を言いにくいような雰囲気があったというふうに聞いたんですが、その点について認識があったらお答えいただきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　10月に限らず数回、説明会は行ってきました。その会場でどういうことが一番あれだったかというご意見だと思いますけれども、保育料の問題であるとか、先ほど来、通学バスの関係であるとか、そういう関係が主に上がっておりました。それで、やはり議員が言われるように、中には言えない方たちもいたとは思います。そういう方たちのためにアンケート調査等もやるかということで、いろいろ考えてはおりました。

しかしながら、その後、言えなかったという方たちが後日、教育委員会に電話なり来庁していただいて相談等にも乗ったということがございましたので、あえてまたそういうアンケートはとりませんでした。だから、言えなかった方たちもいるとは思いますけれども、後日そういうことも解消はされたのではないかというふうに、私個人的には認識しております。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　この問題で、教育長や町長の答弁を受けて、私自身も認定こども園そのものに関しては疑問がもちろんありますけれども、本会議でも繰り返し議論してきたと思うんですが、園舎の建物の問題、人命を尊重するという点から、それと財政的な面も含めて、町財政全体を含めて、やはり耐震性があって安全なところで一緒にしなければならないという認識が、この認定こども園につながっているということを、児童、教育委員会、幼稚園事業と保育事業を一緒にするということに関して、私はその辺の縦割り、別に一緒にしても、建物で人命を最優先にしなければいけないという認識を町長なり教育長とも確認をしてきましたけれども、ただし、制度上はそういう問題もある認識を持って、町長はそういう、新たに教育委員会に資格者を配置しようとか何かというのは別問題であって、そういう有機的な連携ができればいいことであるというふうに思いますので、そういう認識と同時に、今のような経済状態の中で社会的に、都市部でも幼児を遺棄するとか、子育てに本当に悩んでいる母親やあるいは家庭、父親もそうです、あります。そういう点で、また保育園や園長に直接言いにくいという、そういうものを受け入れられるところ、それと保護者同士で、当事

者とも本当は言いたいことを吸収して、そして一緒に考える、そういう場、保護者と当事者だけの場所をきちんととってやるようにして、そこで解決できない問題はまた別な形にするとか、そういうことを厳格に守って保護者の説明会になるよう、安心して開いてやるように、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

改めて答弁いただいて、終わりにします。

○議長（梅本和熙君）　教育長。

○教育長（渡邉　浩君）　今申される点は非常に重要な点だと思いますので、一番今頭を悩ませている点なんですけれども、これから数カ月の間にどこまで解消するのか、ソフト面ですね、そこのところですが、今出ましたように、町長は先ほど申し上げましたが、庁舎が一緒になるよと、これは大変大きいと。町長部局と教育委員会が同じ建物ですから、この連携が非常にしやすくなる。これは大きい。

それ以外には、幼児教育の専門家、こういう方々をやはり臨機応変にお願いして頼んでいくのも当然考えているということで、まだ今これがあるとまでは申し上げられませんけれども、そんなところでございます。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑はないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第87号　南伊豆町立認定こども園条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時３９分

再開　午前１０時４９分

○議長（梅本和熙君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第８８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第88号　平成23年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第88号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、補正予算額3,208万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億5,993万9,000円とする一般会計補正予算（第３号）であります。

歳出の主なものは、まず庁舎建設事業に157万6,000円、次に児童福祉施設運営費に358万円、さらに子育て支援事業に154万5,000円、そして観光振興事業に591万3,000円、さらに橋梁維持事業に170万円、公共下水道事業特別会計繰出金に384万1,000円などを計上いたしました。

また、これらの歳出に対応する主な財源として、地方交付税2,625万3,000円、国庫支出金400万円などをそれぞれ追加するものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

13ページ、歳出からお願いいたします。

歳出、２款１項１目一般管理費からお願いいたします。

20事業、一般管理事務でございます。まず、大きなものは職員手当が105万6,000円でございます。内訳としまして、期末手当の減でございますが、その下の退職手当組合負担金の205万6,000円、これは今年とか来年退職する職員ではございません。残念なことに、昨年亡くなりました職員の分でございます。その下の４、共済費でございますが、150万3,000円の減ということでございます。これは支出額等の確定に伴う減でございます。以下、共済費等、職員手当等につきましては同様でございますので、省略させていただきたいと思います。

その下、22庁舎建設事業157万6,000円の増をお願いするものでございます。主なものは、南伊豆町の新庁舎のホールの名称の選定委員の報酬とか、それに伴う新庁舎に伴うパンフレット、11の需用費で17万。それから、委託料としまして135万6,000円、これは新庁舎の竣工式の運営委託業務をお願いするものの予算でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。15ページをごらんいただきたいと思います。

２款２項１目税務総務費の81税務総務事務34万8,000円の減でございます。これは職員手当等でございますが、子ども手当の調整に伴うものでございます。以後同様でございますので、この子ども手当につきましても省略させていただきたいと思います。

主なものでございますが、17ページをごらんいただきたいと思います。

17ページ、３款１項３目老人福祉費、180事業、老人福祉事業48万8,000円をお願いしたいものでございます。主なものは、13委託料の在宅高齢者等食事サービス事業委託料でございます。実績から推計いたしましたもので、あと1,220食程度を予定して追加でお願いしたいということでございます。

次のページでございます。18ページをごらんください。

３款２項２目児童福祉施設費、195事業の児童福祉施設運営事務でございます。358万円をお願いしたいものでございます。これは、認定こども園及び保育所等にかかわるものが主なものでございます。まず、需用費でございます、374万2,000円をお願いしたいものでございます。内訳としましては消耗品、これは認定こども園関係及び認定こども園の竣工式関係のものが主なものでございます。一部、南崎保育所等の12の役務の立木伐採とかが入っております。それから、14使用料及び賃借料15万円でございます。これは式典用具借上料ということで、認定こども園の竣工式用の紅白マークですとかテープカット等の借り上げでございま

す。それから、その下の18備品購入費でございます。81万2,000円の減でございますが、これは備品購入で計上したものでございますが、一部需用費、消耗品的なものでございますので11節へ移したと、そういったものも含まれております。それから、南崎保育所の洗濯機であるとかガス湯沸器が壊れてしまったということで、そういったものを含めまして、差し引き81万2,000円の減ということでございます。

その下の３目の子育て支援事業、204事業の子育て支援事業でございます。その中に12の役務費の23万円、こども医療の事務の手数料、それから20扶助費の131万5,000円、こども医療扶助費でございます。これは、今、中学生までの子供の医療費を見ているわけでございますが、入院が多かったということでございまして、補正の増を131万5,000円お願いするものであります。

次のページ、20ページをごらんいただきたいと思います。

20ページ、４款１項２目予防費、真ん中辺に予防費がございます。225、感染症予防事務76万9,000円でございます。これは平成17年度以降、集団接種等をやめています日本脳炎の関係でございます。その救済措置ということで、日本脳炎のワクチンを接種するものでございます。それに伴います医師へのお礼の報償費、医薬材料費のワクチン代とか、そういったものの経費でございます。

次、22ページをごらんいただきたいと思います。

22ページ、４款２項３目し尿処理費ということで266事業、南豆衛生プラント組合負担金97万6,000円でございます。南豆衛生プラント組合の負担金を実績から推計したもので、増をお願いしたいところでございます。

次のページ、５款１項３目農業振興費、288農業振興事業で66万円をお願いしたいものでございます。19節負担金補助及び交付金へ66万円、有害獣等被害防止対策事業補助金でございます。防護さくに14人分でございます。それと狩猟免許補助に20人分をお願いしたい。合わせて66万円でございます。

次のページ、24、25ページをごらんいただきたいと思います。

５款３項３目漁業集落排水事業費、335の漁業集落排水事業特別会計繰出金160万9,000円でございます。28節繰出金に160万9,000円、妻良漁業集落排水事業特別会計繰出金160万9,000円でございます。内容としては修繕費に対応する繰出金でございます。

次の26ページをごらんいただきたいと思います。

６款１項２目商工振興費のうちの354、商工振興事業へ106万6,000円、真ん中辺でござい

ますが、お願いしたいものでございます。19節負担金補助及び交付金に106万6,000円、内訳としまして静岡県信用保証協会事務負担金に12万円、その下の災害対策貸付資金利子補給補助金に94万6,000円でございます。

その下の３目観光費でございます。358事業、観光振興事業に591万3,000円をお願いしたいものでございます。内訳としましては、11節の需用費に71万1,000円、印刷製本費が、これは総合パンフレットをつくるものでございます、45万1,000円。施設修繕料としまして、波勝崎にあります観光トイレの屋根の関係で26万円でございます。13の委託料でございます、230万円。宣伝委託料としまして、夜桜ナイトランとか、インバウンド共同宣伝事業等でございます。インバウンド、夜桜ナイトランに80万円、インバウンド共同宣伝に150万円、計230万円でございます。インバウンドにつきましては、その下19節にインバウンド事業負担金のマイナス150万がありますので、19から13に変更というところでございます。それから、14、19に温泉使用料、19節のほうに温泉供給受益者負担金420万円がございます。これは一般質問でもありましたけれども、観光交流会の足湯の温度が低いということで、今１口でございますが、あと２口増口しまして、お客様の利用に供していきたいというところでございます。温泉供給受益者負担金２口で420万円、その使用料としまして14節で温泉使用料20万2,000円を本年度分追加要求させていただいたものでございます。

それから、29ページをごらんいただきたいと思います。次の次のページです。

７款２項３目橋梁維持費、393橋梁維持事業170万円でございます。15工事請負費として170万円、蒲谷橋橋梁補修工事でございます。鉄筋等が露出しているということで約20平米ほど補修をかけるというものでございます。

次のページでございます。30ページでございます。

７款５項３目公共下水道費、421公共下水道事業特別会計繰出金384万1,000円をお願いしたいものでございます。繰出金としまして、384万1,000円でございます。内容としましては、システム改修に伴うもの及びその修繕費等に係るものでございます。

飛んで、33ページをごらんいただきたいと思います。

教育関係でございます。

９款２項１目学校管理費、472小学校管理事務でございます、33万5,000円。これは、主なものは南上小学校の山側の立ち木の伐採ということで、役務費に30万円計上させていただきました。その下でございますが、476事業、南上小学校管理事務で20万3,000円、主に備品購入でございますが、パソコンが破損したということで新規に１台購入させていただきます。

それから、下の487の南伊豆東小学校教育振興事務でございますが４万7,000円、額は小さいんですが、杉並健康学園が閉園するということで、記念に職員か生徒さん方全員に交流のある東小学校の生徒が記念のマグカップを贈ってくれるということで、その購入代に充てるものでございます。

35ページでございます。

同じく９款３項１目小学校管理費の490中学校管理事務でございます。65万7,000円の要求でございます。需用費で65万7,000円、施設修繕料でございます、誘導灯ですとか消防施設の定期点検に伴いまして指摘された事項でございます。そういったものの改修に充てたいということでございます。

その下の491の９万9,000円の施設修繕料も同じく消防関係及び体育館の水銀灯等の修繕と、そういったものが主なものでございます。

それから、37ページをごらんいただきたいと思います。

９款５項社会教育費でございます。３目文化財管理費の514事業、文化財管理事務に83万8,000円でございます。町史編さん関係のものでございます。１の報酬が69万3,000円、町史編さん委員会委員報酬でございます。これは、委員会を開く委員のときの報酬と現地へ調査に出向くときの報酬、そういったものが主なところでございます。その下の需用費14万5,000円、施設修繕でございますが、台風15号で郷土館別館が破損いたしました。ちょっと、無人でしたので発見がおくれました。その関係で今回計上させていただいたというところでございます。

主なものは以上でございます。

それから、ずっと飛んで40、41ページに給与費明細関係、特別職、一般職を掲載させていただきました。主なものは特別職で、ホールの名称選定委員とか町史編さんの追加補正をお願いしたということでふえているということでございます。一般職につきましては、企画でふえているところは、子供が出生したために伴う手当ですとか、先ほど説明しました退職関係の負担金がふえたといったところが主なところでございます。

それでは、歳入に移りますけれども、すみません、戻っていただきたいと思います。すみません、７ページです。７ページ歳入に戻っていただきたいと思います。歳入でございます。

歳入の主なものは10款１項地方交付税、１目地方交付税でございます。2,625万3,000円を使って、合計、交付税は18億6,625万3,000円とするものでございます。

それから、次の８ページでございます。

８ページの主なものは、14款２項６目農林水産業費国庫補助金400万円でございます。これは、次の９ページに県補助金の中の４目にマイナス400万、経営体育成交付金マイナス400万がございます。県の補助金から国の補助金に変更というところが主なものでございます。

それから、10ページでございます。

19款１項１目繰越金でございます。補正額が196万5,000円、合計３億3,623万2,000円ということで、これで繰越金はゼロということになりました。

その下の雑入につきましては、過年度収入ですとか県職員の海外派遣調査助成、これは市町村振興協会から出るもの、そういったものを計上させていただいたところでございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計であります、補正前の額46億2,785万2,000円、補正額3,208万7,000円、計46億5,993万9,000円でございます。財源内訳としましては、国県支出金が168万8,000円、その他が122万9,000円、一般財源といたしまして2,917万円でございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　ちょっと教えていただきたいんですけれども、25ページの漁業集落排水事業特別会計の繰出金ですけれども、妻良漁業集落排水事業特別会計繰出金で、排水路の修繕という話がございましたけれども、完成してまだそんなにたっていないんですけれども、これは160万使うという、この中身の内訳をちょっと教えていただければと思います。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　お答えします。

内訳ですけれども、処理場のスクリーンユニット、ごみをとるユニットがあるんですけれども、それが一部破損しまして、それに約66万円、それから管渠の修理に170万円、管渠です。平成16年に工事したところにおいて一部逆勾配見つかったものですから、それの修繕として170万円計上させていただきました。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　管渠が逆勾配になったということは、地盤沈下がある程度原因になったということですか。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　地盤沈下ではなくて、当初の施工が悪かったものではないかなということであります。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　最初から、当初からのそういう施工ミスがあったということなんですけれども、町で出していいのか。これは業者の瑕疵担保の問題、あるいは検査の問題等とかあったと思うんですけれども、その辺を調査して、どういう話になるのか。その辺の見解をあのちょっとどういうふうに処理をされたのか。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　結果の説明になります。

本来補修を予定している工事箇所ですけれども、平成16年度に施工した内容、当時は、検査は担当課長が行うと。当時は農林水産課でしたので、所管課長の農林水産課長。

それで、16年に工事してから平成21年４月まで、随時管の埋設を行いまして、供用開始されたのが21年４月からということで、ここの時点まで、まだ供用開始ではないもんですから気がつかなかったところがある。それで初めて供用開始して、各戸の排水をつなぐ段階におきまして、工事ちょっとと思われるような、逆勾配といっても５センチぐらいなんですけれども、流れないほどの逆勾配ではないんですけれども、そういう箇所が見つかりましたので今回計上させてもらったんですけれども、一応瑕疵担保期間というものが２年あります。だけれども、見つかった時点までで、もう４年半ぐらい過ぎていました。そうはいっても、施工業者とやりとりをする中で、一応直してくださいよというお願いは施工業者にしまして、１年ぐらいそのやりとりをしたんですけれども、なかなか直してくれないもんですから、今度は町長名で、総務課の検査係のほうから直してくれと文書での申し入れをしました。

その文書の中身については、町の指名業者ですので、指名についても、直さなければ考えますよというような強い文書を出したんですけれども、今年の指名参加願がこの業者から出てきませんでした。そういうことで、現在はもう業者が町の指名業者からは漏れているということで、その折にも後々管にごみが詰まったり管が詰まったりということが予想されますので、今回町のほうで直すということで予算計上させていただきました。

○議長（梅本和熙君）　渡邉嘉郎君。

○１０番（渡邉嘉郎君）　内容はわかりました。しかし、やっぱりその辺もお金のことですから、私は責任の問題、その辺のことが問題になってくると思います。最後まできちっとした

中でもって話し合いをして、なるべく町からお金を出さないようなことで、責任のある対応を。難しいでしょうけれども、なるべくそういうことのないようにしていただけることを要望して、とりあえずは要望して、注意しておきますので、その辺をちょっともう一度再検討していただきたいと、そういうことにしておきたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　24ページの森林整備事業の403、森林整備地域活動支援推進事業補助金の内容ですが、もう一つは、９ページに農林水産業費県支出金の項目でありますが、説明にあったように、その上の農林水産業費の経営体育成交付金から国補助になって400万の支出で経営体育成交付金、これは支出項目はどこになっているのか。また、その内容はどうなのか、その２点についてお伺いをいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　お答えいたします。

１点目の森林整備事業の24万1,000円の増でございます。これは当初予定しておりましたものの、３林業認定事業体の事業量の変更と、それから単価で測量、それから土のう整備等の森林の単価の変更によるものでございます。

当初が、単価8,000円で、30ヘクタールで24万、それが変更で４万8,000円で20ヘクタールになったと。それから、単価の変更のものにおきましては、当初これは測量のものでございます。３万2,000円掛ける15ヘクタールで48万円、それが変更で４万8,000円掛ける20ヘクタールで96万という形でございます。それらを差し引きしますと、24万1,000円の増というような形でございます。

それから、400万円の関係でございますけれども、国庫補助がふえまして県補助金が減ったというようなことでございますけれども、これは法令改正によるものでございます。これは、２条の場所は、この農業経営対策事業費補助金というものは、農業者の新たなハウスをつくるという形に助成しておるものでございますけれども、法令改正によりまして、従来は国から県、それから市町というような形でございましたけれども、これが国から直接市町という形になったものでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

稲葉勝男君。

○６番（稲葉勝男君）　２点ほどお伺いします。

まず26ページ、温泉供給受益者負担金420万、これはたしか一般質問でもありました足湯の関係ですね。この足湯が当初できたのが平成17年、17年だと思う……

〔「19」と言う人あり〕

○６番（稲葉勝男君）　19でしたか。

〔「ええ、稼動19です」と言う人あり〕

○６番（稲葉勝男君）　稼動19でしたか。

それで、ずっとやってきたんですけれども、結局その間に、これ19年度当初は敷地内の源泉、あれからたしか供給してきた。それで、それの維持管理をずっとやられてきたとは思うんですけれども、今回これが出なくなった理由だとかそういうもの、それで出なくなった、要するに使用できなくなったから、これは民間のあれから供給してもらうための、さっき言ったと思うんですが。これらの今までのいきさつ、これをもうちょっとお聞きしたい。

それから、もう一つは33ページ、教育委員会の関係なんですけれども、小学校教育振興費の中の役務費の70万、定期券購入費、これは70万円では、相当人数のあれでしょう、変更しなかったというのは、そんなに大勢の子供が来るわけではないし、これと関連して次の35ページですか、それと同じく中学校振興事業費で定期券購入費、80万円が減になっている。これは生徒がどうかしたのか、どこか新たに転出したとか、そういう関係か、この辺の内容もお聞きしたいと思います。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　まず、第１点目の足湯でございます。

議員がおっしゃいますように敷地内の厚生湯というところから、休止状態にあったものを活用しまして足湯を稼働させたわけでございます。そうしましたところ、一般質問の答弁にもお答えいたしましたけれども、平成20年度の大雨を境に湯温が下がりまして、その年に約210万円をかけまして、揚湯管の清掃を行いました。それでも状況は好転いたしませんでした。21年度にもだましだまし使いまして、それで同じく清掃を行いましたけれども、お客様を満足させるような湯温にはならなかったということでございます。それで、民間の温泉会社からの引湯という形で今現在続けておるわけでございます。

そうしまして、今の温泉のこれは420万円ほどになりますね、420万円はやはりこれも比較検討いたしました、現在のところより別なところで掘り直す。それから、温泉供給会社からの口数を、現在は１口ですけれども３口にふやす。

それからあと、もう一点は、現在までに使っておりました管理というのは、どれぐらいあれを維持するのにかかっていたかというやつも、三者でこれ比較計算しました。今までずっとぬるくなったんですけれども、ぬるくなる前までというのは、やはり清掃管の維持料、それから湯を薄めるための水道料、それから電気料、これらを合わせますと年間で252万円かかっていました。

温泉供給会社からの引湯にしますと、１口頭210万円、それは10年間でございます。今回の420万円というのは２口追加なもんですから、10年間分を２口追加という形になっております。それプラス１カ月当たりの１口が、５リットル毎分で２万5,200円の使用料が必要となります。

それで、それらを計算しまして年間のコストを考えますというと、今の温泉供給会社からの引湯が大体167万円、それから通常今までずっと19年から稼働しておった管理費というのは252万円、それからもう一度温泉を掘り直すという形ですと462万円という、こういう比較になりまして、ここの２口は温泉供給会社から引湯したほうがよかろうではないかという形の結論になったわけでございます。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　稲葉勝男君、この件はよろしいですか。

では、はい。

○６番（稲葉勝男君）　今、課長の言う、試算して費用対効果というか、それでいくと、今のその中で検討されたかどうかひとつお聞きしたいんですけれども、昔の話だから定かではないですけれども、定かではないではない、現在あるんですけれども、伊豆急のハウスがあったところの源泉の、町が1/2か何かの権利を持っている、とい面のところね、反対側のところにあったんですけれども、それらとの比較はどうしましたか、そこは考慮に入れなかったか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　もとは洞窟猪村というか、あの横だと思いますけれども、確かに町の地分はあるんですが、地元の方々の共同湯に使っている関係で、それをそっくりこっちへというわけにいかないものですから、それは現状の湯量ではなかなか難しいというふうに認識しています。

○議長（梅本和熙君）　この点はよろしいですか。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野　寛君）　お答えいたします。

役務費の定期券購入費でございます。遠距離通学児童の定期の購入費に充てるものでございますけれども、117名で当初計上いたしました。その後８人ほどふえまして、これは転入もございますし学区の変更もありますので、とりあえず８名の変更があったということで、一応70万円ほどの増額をさせていただくということでございます。

それから、中学校のほうの遠距離通学生徒にかかる定期券でございますけれども、当初こちらは72名で計算しておりました。実際69名で足りるということですので、３人分80万円減額させていただくということでございます。中学生になると、当然三浜、南上、金額も違いますので、その辺でそのような金額になったということでございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございますか。

吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　３番、吉川です。

10ページのところでございます。繰越金がなくなったと先ほどお聞きしたんですけれども、これは非常に危険なことだと私は思っているんです。したがって、この各課の長の方々には、この危険性をやはり知っていていただきたいと思うんですけれども、その点についてちょっとご答弁をお願いしたいんです。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　繰越金が、私、企業会計等は詳しくないんですが、この繰越金というのは、きのうお話が出ていますけれども、繰越明許等を除いた実質的な繰り越しが毎年１億なりなんなり出てくるわけでございますが、それは翌年度の財源として充当するもので、これを営々粛々とずっと積み上げて繰り越していくものではありません。ですから、翌年度で、基本的には、年度途中で一般財源として充当してなくなってしまうと。

それではどうするのかというと、例えば当初で留保財源として持っている地方交付税、例えば予算は16億何ぼですけれども、実際は二十何億入ってくる。その間が予算の留保財源としてなるわけでございますので、この繰越金につきましては、危険というか、こういった使い方が地方公共団体の会計では一般的な使い方でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　ありがとうございます。ちょっと繰越金の意味をちょっと誤解してい

たかもしれませんけれども、ただ、この繰越金がなくなるという、これは毎年毎年次年度でなくなってくるということなものですから、当年でこれが、平成22年度の繰越金がなくなったということなんですね。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　そのとおりでございます。単年度の分でございます。

○議長（梅本和熙君）　ほかに。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　７番、清水。

26ページです、先ほども質問がありましたけれども、足湯の関係で口が３口になったという話がございますけれども、足湯は温度が下がっているというのが一般質問でありましたけれども、三口にする。その中で、あそこに手湯もあるし、またもう一つはふかし、観光協会と直売所の間にふかしの温泉がたしかあったような気がします。水道みたいな温泉があったような気がします。それは、源泉がないといってとめてあるわけですけれども、そこにも温泉を回すのか回さないのか。また、温室に植えてあるマーガレットは、マツオのマーガレットという形で、温室の中でマーガレットをつくっていたんですけれども、このマーガレットは寒いと、霜がおりると枯れてしまいますんで、温室といえども熱をかけないことには、これも枯れてしまうのではないかと考えますけれども、そういうところはどう考えておられるかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　現在も１口で運営しておるのは、足湯は２つの槽があります。それの１つでやむを得ずサービスしておりました。今度３口にしますのは、今のもう一つをふかさせて足湯を２つと、今の手湯もふかさせる予定でおります。温泉の供給会社と相談しまして、大体のその量で、これでよかろうではないかという形は確認しておりますけれども、ハウスのほうまでは行かないというような形でございます。

〔発言する人あり〕

○議長（梅本和熙君）　清水君、挙手。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　では、今ご説明いただいたんですけれども、先ほど言った観光協会と直売所の間のふかしの機能のあるお湯がありました。あれは多分今動いていないと思うんですけれども、それはどうしたらいいんですか。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　今の手湯と、そのふかしの分と２つの槽のものでございます。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　ということは、あそこの観光協会と直売所の間にある手湯というのはふかしのやつと、足湯のほうの手湯のやつも同じようにやっていると。わかりました。

それと、その足湯なんですけれども、管理を観光協会が管理しているのではなくて、お湯の管理等はどっちが、だれがやられておられるのか、それでどういう契約内容でやっておられるのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　管理につきましてはシルバー人材センターが行っております。

それで、あとの全体的な、ぬるいですとか熱いですとか、あるいはいろいろトラブル等々というのは、観光協会が指定管理者になっておりますので、逐一目をあそこへ光らせておりますので、それで町と連携して今のところは管理をしております。

以上でございます。

○議長（梅本和熙君）　よろしいですか。

吉川映治君。

○３番（吉川映治君）　申しわけありません、３番、吉川です。

先ほどの繰越金のことで、どうもちょっと解せなかったんですけれども、23年はなくなってきたんだけれども、実際24年度に繰り越されるべき繰越金も出てくるはずだと思うんですね、今の考え方だと。そうすると、これは歳出のほうのどこかにのってきていると思うんですけれども、参考のために教えてください、どこにのっているのか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

のっておりません。というのは、最後にもう一回、３月の定例会に、今まで各課、各事業を盛った中で、結果として不用になった額ですとか、それを減額して調整していくわけでございます、人件費も含めて。それで最終的な予算を組むわけでございますが、３月31日で締めたとしても、実際は予算を使うであろうとして残した分についても、実際は完全にゼロにはなっていないわけです。歳入歳出差し引き残額幾らだよと。今年みたいな繰越明許が多い年は別ですけれども、ちょっとそれは別にしまして、例えば50億の予算に対して、最終的には49億の支出でしたというと、差し引き１億と。単純な言い方ですけれども、そういったも

のが繰越金として残ってくるというふうに考えていただければ一番シンプルな考え方だと思いますが、よろしいでしょうか。

○３番（吉川映治君）　わかりました。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論する者はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第88号　平成23年度南伊豆町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第88号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第８９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第89号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第89号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、３月診療から９月診療までの実績を踏まえた保険給付費に係る補正が主な内容となっております国民健康保険特別会計補正予算（第２号）であります。

歳出では、退職被保険者等療養給付費を1,500万円、同高額療養費を560万円、諸支出金のうち一般被保険者保険税還付金を17万円、それぞれ増額するものであります。

歳入では、療養給付費交付金を2,060万円、諸収入のうち一般被保険者延滞金を17万円増額し、歳入歳出予算にそれぞれ2,077万円を追加し、総額を15億1,019万円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君）　それでは、議第89号の内容説明を申し上げす。

歳出からご説明申し上げます。

９ページをごらんください。

２款１項２目605事業の退職被保険者等療養給付事務でございますけれども、1,500万円増額し１億800万円としたいもので、19節負担金補助及び交付金の退職被保険者等療養給付費につきまして、これは直近の診療実績に基づきまして年間の必要額を推計し、1,500万円の増額をお願いするものでございます。

次に、10ページをお願いします。

２款２項２目610事業、退職被保険者等高額療養事務でございますけれども、560万円増額し2,160万円としたいもので、19節負担金補助及び交付金の退職被保険者等高額療養費につきまして、これも同じく直近の支給実績に基づき年間の必要額を推計し、560万円の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

11款１項１目624事業の一般被保険者保険税還付金でございますけれども、17万円増額し97万円としたいもので、23節償還金利子及び割引料の過年度保険税還付金につきまして、これは前年度に遡及して資格喪失した被保険者に係る還付金が当初の見込みよりふえたため増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

７ページをお開きください。

４款１項１目療養給付費交付金でございますけれども、2,060万円増額し１億3,805万6,000円としたいもので、内容は退職被保険者等療養給付費交付金の増額であります。先ほど歳出で説明しました退職被保険者等療養給付費1,500万円及び高額療養費560万円に対応する交付金を計上したものでございます。

次のページをお願いします。

12款１項１目一般被保険者延滞金でございますが、これは現在までの徴収実績によりまして17万円増額し27万円とするものでございます。

６ページにお戻りください。

歳出合計でございますけれども、補正前の額14億8,942万円、補正額2,077万円、計15億1,019万円、補正額の財源内訳でございますけれども、特定財源のその他が2,060万円、一般財源が17万円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第89号　平成23年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第89号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第90号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第90号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、下水道事業特別会計の歳出予算のうち、公共下水道建設事業を８万8,000円、下水道使用料賦課徴収事務を165万3,000円、下水道受益者負担金賦課徴収事務を180万円及び下水道管理事業を30万円それぞれ増額するものであります。

また、歳入予算につきましては一般会計繰入金を384万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億5,150万1,000円とするものであります。

詳細につきましては上下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは議第90号の内容についてご説明させていただきます。

まず、初めに８ページをお開きください。

補正予算の歳出からご説明いたします。

１款下水道費、１項１目公共下水道建設費を８万8,000円増額し、１億7,515万4,000円としたいもので、800公共下水道建設事業の３節職員手当等のうち子ども手当を８万8,000円増額したいものです。

次に、９ページでございます。

２款業務費、１項１目総務管理費を345万3,000円増額し、1,855万3,000円としたいもので、802下水道総務事務の13節委託料を165万3,000円と803事業、下水道受益者負担金賦課徴収事

務の13節委託料を180万円増額したいものです。これはともに役場電算システムの更新に伴うシステムの改修費でございます。

次に、10ページをお開きください。

２項２目処理場ポンプ場費を30万円増額し2,196万4,000円としたいもので、805事業、下水道施設管理事業の11節需用費のうち施設修繕料を30万円増額したいものです。

次に、７ページの歳入でございます。

５款繰入金、１項１目一般会計繰入金を384万1,000円増額し１億6,791万1,000円としたいもので、１節一般会計繰入金の建設繰り入れを８万8,000円、一般会計繰入金の公債費等繰り入れを375万3,000円増額したいものです。

次に、６ページの歳出合計でございます。

補正前の額３億4,766万円に補正額384万1,000円を増額し、合計３億5,150万1,000円としたいものです。財源内訳としまして、特定財源のその他を８万8,000円に、一般財源を375万3,000円増額したいものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決いたします。

議第90号　平成23年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第90号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第91号　平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第91号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、妻良漁業集落排水事業特別会計の歳出予算のうち、総務管理費を194万円増額するものであります。

また、歳入予算につきましては、分担金を33万1,000円及び一般会計繰入金を160万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,746万5,000円とするものであります。

詳細につきましては上下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは議第91号の内容についてご説明させていただきます。

補正予算書の歳出からご説明いたします。

１款総務費、１項１目総務管理費を194万円増額し717万6,000円としたいもので、880総務管理事務の11節需用費を194万円増額したいものでございます。これは処理場のスクリーンユニット及び管渠の修繕費でございます。

次に、７ページの歳入でございます。

１款分担金及び負担金、１項１目漁業集落排水事業分担金を33万1,000円増額し58万1,000円としたいもので、１節漁業集落排水事業費分担金のうち受益者分担金を33万1,000円増額したいものです。

次に、８ページです。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金を160万9,000円増額し1,214万4,000円としたいものです。

次に、６ページの歳出合計でございます。

補正前の額1,552万5,000円に補正額194万円を増額し、合計1,746万5,000円としたいものです。財源内訳としまして、特定財源のその他を19万4,000円増額したいものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　７番、清水。

先ほども一般会計の中でもお話がありましたけれども、この逆勾配の形で170万円増という形で、町が負担するという形であるという、それはまたおかしいなと思うんですけれども、町としても業者に対して、この工事が終わった後に請求をする予定はないのか。その話まで、先ほども質疑の中では、ただ、町でやると言ったんだけれども、その工事をやった費用を請求するつもりはあるのかないのか、あるいはその請求をどうするのか、そういうところをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　工事が終了してから４年半たって気がついたわけなんですけれども、その間に、業者が責任をとる瑕疵担保期間が２年過ぎてしまっておりますので、今のところ業者の負担を私どものほうから求めるつもりはありません。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　それがないとすると、この170万円の責任の所在はどこにあるのか。そうすると、当時の検査、担当した課の責任が出てくる、職員あるいは当局、町の責任が出てくると思うんだけれども、その責任はどこに持っていかれる予定なのかお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この問題は、今担当課長からご説明したとおりでありますが、既にこの業者が町の指名業者から実際にはもう外れております。しかし、今清水議員が言われるように、そういった責

任追及ということは、もちろん我々としても理解しますけれども、それがどこまでできるのかと。いわゆる瑕疵担保の問題、法的な問題等々ありますので、それらについては今後我々として、もう一遍検討はしたいと思いますけれども、現段階では担当課長がご説明したとおりの経緯の中で、我々としては今回の補正ということになったわけであります。よろしくお願いします。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　それは、今町長の言うとおりでわかったんですけれども、その先にある町としての責任、検査を見逃したときに責任ができる思うんだけれども、それはどういうふうにされるのかということ。

○議長（梅本和熙君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この完成検査は、当時の所管する課長と職員で行っております。その時点で発見できなかったということがこういう事態になったと思います。これについては、我々としてはやはり反省すべき点でもちろんありますし、ただ、今後の問題のとして、こういったことは絶対あってはならないし、これは今までもそうですし、完成検査というのがそのためにある検査ですので、今後さらに我々としては気を引き締めて、そういった検査等にも臨んでいきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　そういう形でこれから取り組んでいただかないと、今度は今ここをやっているわけですから、隣でね。あるいは幼保園もやっているわけですから、検査についてもしっかりやっていただきたいということを要望して終わりにします。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第91号　平成23年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第91号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第92号　平成23年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第92号議案の提案理由を申し上げます。

本案は、水道事業会計の収益的収入及び支出予算のうち、営業外収益を２万円、営業費用を112万7,000円増額、営業外費用を４万6,000円減額し、水道事業収益を２億6,904万4,000円、水道事業費用を２億7,574万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出予算のうち、建設改良費を16万5,000円増額し、資本的支出を１億6,998万2,000円とするものであります。

詳細につきましては上下水道課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（飯泉孝雄君）　それでは、議第92号の内容についてご説明いたします。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入についてご説明いたします。

１款水道事業収益を２万円増額し２億6,904万4,000円とするものでございます。内訳といたしまして、２項営業外収益、４目他会計補助金を２万円増額し3,253万1,000円とするものでございます。これは、浄水場変圧器の絶縁油に含まれるＰＣＢの分析費用に対する県の補助金です。

次に、14ページをお開きください。

支出についてご説明いたします。

１款水道事業費用を108万1,000円増額し２億7,574万円とするものでございます。内訳としまして、１項営業費用、１目原水浄水送水配水給水費を４万2,000円増額し4,366万4,000円とするものです。これは、浄水場内にある変圧器２基の絶縁油に含まれるＰＣＢ濃度分析委託料４万2,000円を増額するものであります。

３目総係費を108万5,000円増額し4,113万8,000円とするものです。これは扶養手当、法定福利費の職員給与費37万6,000円及び電算システムの更新に伴う水道料金システムの改修費用として70万9,000円を増額するものです。

２項営業外費用、３目消費税を４万6,000円減額し429万5,000円とするものです。これは今回の補正に伴う消費税の納付額を減額するものであります。

次に、15ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうち、支出でございます。

１款資本的支出を16万5,000円増額し、１億6,998万2,000円とするものです。内訳としまして、１項建設改良費、１目水道施設改良費を10万5,000円増額するもので、共済組合負担金の負担率変更に伴う法定福利費を増額するものです。

３目営業設備費を６万円増額するもので、浄水場から新庁舎のほうに事務所を移す関係で、パソコンのプリンター１台を購入するものでございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第92号　平成23年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　全員賛成です。

よって、議第92号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第９３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅本和熙君）　議第93号　南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第93号議案の提案理由を申し上げます。

人事院は本年９月30日に国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与について、民間企業との格差に基づく給与改定として、給料月額を平均0.23％引き下げ、一時金については据え置きとする勧告を行いました。

しかし、政府は国家公務員については、東日本大震災の復興財源捻出のため給与を7.8％引き下げる特例法案を優先させるとし、人事院勧告実施を見送る方向で動いております。当該特例法案の成立をも含めた国家公務員制度改革の先行きは不透明ですが、国内・県内の経済状況等にかんがみ、人事院勧告による給料月額の引き下げを行うべく給料表の改定を行う

ものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　それでは、議第93号の内容説明をさせていただきます。

国家公務員給与が民間給与を上回るマイナス格差0.23％を解消するため、50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた俸給表の引き下げ改定が人事院勧告で示されました。これを受けまして、当町におきましても一般職の職員の給料表の引き下げ改定を行い、明けて来年の１月１日施行とするものでございます。

この改定によりまして、一般職員131人のうち40代及び50代の職員42人が、対象者は42人だけです、月額700円から最大2,000円の減額となります。本年の分の総額では18万9,600円、本年度分、明けて１月１日施行ですので、１、２、３カ月分でございますが、18万9,600円の減額となります。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（梅本和熙君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○７番（清水清一君）　７番、清水。

総務課長にご説明いただきましたけれども、人事院勧告でこれを行うかという話がありましたけれども、よく庁内にも、給料何とか審議会とかというものがたしかあると思うんですけれども、そういう形では話はせずに、そのまま人事院勧告を活用してやろうという考え方なんですか。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　お答えいたします。

一般職員につきましては人事院勧告、浜松とか静岡という大きな町は人事委員会を独自に持っていますので、我々は人事院の勧告に基づいて実施しております。

議員のご指摘は、特別職報酬審議会条例に基づく審議会のことだと思います。ですので、一般職については対象外でございます。

以上です。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　わかりました。

それと町内の、要するに全体の年収とかというやつは独自にないんですけれども、町として、やっぱり職員と同じ年回り、要するに50歳代とか40歳代とか30歳代とか20歳代の町内の平均給与というものは、内々でもつくって、普通の町内の給料のリストをつくってあるのかないのかをお伺いいたします。

○議長（梅本和熙君）　総務課長。

○総務課長（松本恒明君）　総務課ではつくっておりません。

○議長（梅本和熙君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　総務課あるいは税務課どちらかわかりませんけれども、そういうものを見て町内、非公開でいいと思うんですけれども、町内で普通に勤めておられる方がどういう給料で動いているのかということも考えていただければいいかなという形で言っておりますので、そういうものを考えてみて、考慮をお願いして終わりにします。

○議長（梅本和熙君）　要望でよろしいですか。

○７番（清水清一君）　はい。

○議長（梅本和熙君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　この議案に対しては、反対の意見を表明いたします。

私、一般質問で、今日の行政についての認識を表明しましたが、今日の世界、日本の経済状況というのは、金融恐慌だけではなくて過剰生産恐慌であります。それが１％の富と99％の貧困を生んでいる。

世界的に、金融支援に投入された世界の資金は約６兆ドル。ところが、実体経済にはまともな対応がされていない。この間、公務員給与の引き下げ、人事院勧告等々やられてきたけれども、これは政府も大企業と一体になって、いわゆる国民給与の引き下げを、国民の認識水準に合わせて公務員の給与を下げることによって国民の給与水準の引き下がりをさらに一層促進するという作用を果たしてきていることは明白であって、これが経済の悪循環を助長する以外の何物でもありません。

大企業が一方で数百兆円の内部留保をためていることはご承知であると思います。それをさらに資本の論理でふやしていこうとするのがＴＰＰの論理であります。これをやられたら国民が生きていくすべはなくなる。経済的にも、まさに大破綻を来すということは目に見えているわけであります。むしろ給与を上げる、民間の給与を上げる、この間の国会では労働者派遣法も骨抜きにされるようなことをされていますが、実体経済にとっては悪影響を生むしかないと、こういう視点をしっかりと持って、公務員給与を民間に合わせて下げるということではなくて、むしろ民間の給与を上げていく、そういう視点も持って我々は現状に臨んでいかなければならないというふうに思います。

そういうことを念頭に、人事院、政府のやり方に対しても厳しく批判の意見を指摘して、これに対しては反対の意思を表明いたします。

○議長（梅本和熙君）　原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第93号　南伊豆町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（梅本和熙君）　賛成多数です。

よって、議第93号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（梅本和熙君）　日程第27、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（梅本和熙君）　異議ないものと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（梅本和熙君）　本日の議事件目が終了したので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成23年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって終了といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会　午後　０時０６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　梅　本　和　熙

署名議員　　長　田　美喜彦

署名議員　　稲　葉　勝　男